第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成31年第1回幕別町議会定例会 (平成31年2月28日 10時00分 開会・開議)

	開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)
	議事日程の報告(会議規則第21条)
日程第1	会議録署名議員の指名
	9 岡本眞利子 10 東口隆弘 11 野原惠子
	(諸般の報告)
日程第2	会期の決定
	(諸般の報告)
	行政報告(町長)
日程第3	承認第1号 専決処分した事件の承認について
	(平成30年度幕別町一般会計補正予算(第9号))
日程第4	承認第2号 専決処分した事件の承認について
	(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)
日程第5	議案第1号 平成31年度幕別町一般会計予算
日程第6	議案第2号 平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第3号 平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第4号 平成31年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第9	議案第5号 平成31年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第10	議案第6号 平成31年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第11	議案第7号 平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第12	議案第8号 平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第13	議案第9号 平成31年度幕別町水道事業会計予算
日程第14	議案第10号 平成30年度幕別町一般会計補正予算 (第10号)
日程第15	議案第11号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第12号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第13号 平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第14号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第15号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第20	議案第16号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第17号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
日程第22	議案第18号 平成30年度幕別町水道事業会計補正予算 (第4号)
日程第23	議案第19号 幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例
日程第24	議案第20号 幕別町消防団条例の一部を改正する条例
日程第25	陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書

会議録

平成31年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成31年2月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 2月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 芳滝 仁副議長 藤原 孟

 1 板垣良輔
 2 荒 貴賀
 3 髙橋健雄
 4 小田新紀
 5 内山美穂子

 6 小島智恵
 7 若山和幸
 8 小川純文
 9 岡本眞利子
 10 東口隆弘

 11 野原惠子
 12 中橋友子
 13 藤谷謹至
 14 田口廣之
 15 谷口和弥

16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦 育 部 政策推進課長 谷口英将 教 長 岡田直之 総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 住民生活課長 佐藤勝博 糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長寺田治 こ ど も 課 長 髙橋宏邦 保 健 課 長 白坂博司 商工観光課長 亀田貴仁 土 木 課 長 小野晴正 都 市 計 画 課 長 吉本哲哉 保健福祉課長半田健 水 道 課 長 山本 充 経済建設課長 川瀬康彦 住 民 課 長 杉崎峰之 学校教育課長 山端広和 生涯学習課長 石野郁也

学校給食センター所長 宮田 哲

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

9 岡本眞利子 10 東口隆弘 11 野原惠子

議事の経過

(平成31年2月28日 10:00 開会・開議)

[開会・会議宣告]

○議長(芳滝 仁) ただいまから、平成31年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(芳滝 仁) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(芳滝 仁) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、9番岡本議員、10番東口議員、11番野原議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(芳滝 仁) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長(芳滝 仁) 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による行政監査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、去る2月22日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成31年度事業計画が決定したので、お手元に配布いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- ○議長(芳滝 仁) ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 平成31年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、学校法人日本体育大学との連携協力協定について申し上げます。

去る1月29日、役場本庁舎において、学校法人日本体育大学との連携協力協定を締結いたしました。 主な連携協力項目は、学校施設における教育・研究や課外活動、学生や教職員の派遣・交流のほか、 相互の施設利用に関することなどであり、締結式において、同大学の松浪健四郎理事長は、「さまざ まな企画を通じてお互いの距離を縮め、双方にとって有益な関係となることを強く希望したい」と述 べられ、本町の今後のまちづくりに協力をいただけるものと期待するところであります。

町といたしましても、大学が持つ専門性を有効に活用させていただきながら、体育・スポーツを通

じた子供たちの競技力の向上や指導者の指導力向上などに取り組むとともに、町民の健康増進と本町の活性化がより一層推進されるよう、同大学との多様な連携事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幕別清陵高校入学者の最終出願状況について申し上げます。

平成31年度に開校いたします幕別清陵高校の生徒募集に当たりましては、これまで、新設高校準備委員会が昨年7月と10月に学校説明会を開催するとともに、教育委員会も準備委員会と一緒に町内と帯広市内の中学校を訪問し、高校PR用のポスター及びパンフレットを持参し、幕別清陵高校の特色である「文理探求」「福祉」「ビジネス」「スポーツ&ヘルス」の4コースの教育内容や学校生活、町の支援策などについて説明を行ってきたところであります。

この結果、昨日、平成 31 年度公立高等学校入学者選抜の最終出願状況が発表され、推薦内定者 36 人を除いた一般入学者選抜の実募集人員 84 人に対しまして、出願者 90 人、倍率 1.1 倍で、定員を上回る結果となりました。

今後、幕別清陵高校に入学する生徒の皆さんが新校で学ぶ中で、みずから考える力や未来を切りひらくたくましさ、さらには、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう、コミュニティ・スクールなどを通して町民の皆さんのご協力をいただきながら、町といたしましてもできる限りの支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、忠類地域における今後のごみ処理のあり方について申し上げます。

現在、忠類地域のごみ処理につきましては、南十勝複合事務組合において、広尾町、大樹町及び幕 別町で共同処理を行っております。

南十勝複合事務組合では、中間処理施設の老朽化に伴い、今後の施設整備のあり方について検討が行われてきましたが、旧幕別町地域のごみ処理を行う十勝圏複合事務組合においても、くりりんセンターのあり方の検討が行われており、平成39年度以降は新たな施設でごみ処理を行うとした方針を定め、今年度末までには共同処理を行う構成市町村を確定させたいとしているところであります。

こうした中、南十勝複合事務組合において、「平成39年度から可燃ごみの処理を十勝圏複合事務組合に移行する」とした方針が示されたため、本町では、忠類地域の地区別公区長会議を通じて方針内容を説明し、移行に向けたご理解をいただいたところであります。

また、広尾町及び大樹町においても、本町と同様に移行に向けた方針が示されたことから、今月 25日に開会された南十勝複合事務組合議会定例会において、「構成 3 町の方針が確認できたため、十勝圏複合事務組合に対し、共同処理参画の申し入れを行う」とした行政報告が行われたところであります。

今後におきましては、引き続き忠類地域におけるごみ処理全般のあり方について、関係機関との連携を図りながら、方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、本町の新年度予算の概要について申し上げます。

本年は、統一地方選挙の年でありますことから、骨格編成を基本としながらも、住民生活に直結した事業や建設事業等の工事の完成時期など、行政運営の継続性及び円滑な推進に配慮し、必要額を計上しましたことから、一般会計予算は、総額で147億9,981万1,000円で、前年度に比べ1億7,967万円、1.2%の増となったところであります。

国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計は、合計で総額86億9,771万9,000円で、前年度に比べ1,606万3,000円、0.2%の増であり、一般会計と特別会計等の総額では234億9,753万円で、前年度に比べ1億9,573万3,000円、0.8%の増額で計上いたしました。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費につきましては、農業者トレーニングセンター改修工事などの計上により、前年度と比較し6,852万5,000円、4.1%の増となっております。

非投資的経費につきましては、扶助費や新庁舎建設分の元金償還に伴う公債費の増加により、前年度に比べ1億1,114万5,000円、0.9%の増となっております。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。

町税につきましては、課税台数の増などに伴い軽自動車税の増収が見込まれるものの、法人町民税は税率改正による減収が見込まれることから、町税全体では前年度と比べ 1.6%の減で計上しております。

地方交付税は、地方財政計画に鑑み、普通交付税を前年度決定額に対して 0.6%の増、基金繰入金につきましては、財政調整基金から 3億5,000万円、減債基金から 1億5,000万円、まちづくり基金から約 2億700万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に7億5,270万円、臨時財政対策債に3億5,400万円、 過疎債のソフト事業分に3,160万円と、総額では前年度に比べ1,240万円、1.1%の減となりました。 以上、予算概要につきまして申し上げましたが、今後も厳しい財政運営が見込まれますことから、 限られた財源を効果的・効率的に配分し、持続可能な行財政運営を見据えた予算編成に努めたところ であります。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきました。

平成 27 年 5 月に町政の執行を担わせていただいてから、早いもので、任期も残りわずかとなりました。

これまで町政の諸課題に取り組むことができましたのも、ひとえに、議員の皆さまをはじめ多くの 方々から温かいご指導ご支援をいただけたおかげであると、心から感謝とお礼を申し上げ、行政報告 とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の2議件については、委員会付託を 省略することに決定いたしました。

[一括議題、報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。 説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成30年度幕別町一般会計補正予算であり、平成31年2月4日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度幕別町一般会計補正予算(第9号)であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,098 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 154 億 622 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。 それでは、はじめに歳出からご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費6,098万円の追加であります。

昨年12月7日の降雪に伴う一斉出動以降、本年に入りましても、風雪に係る吹き込み除雪、拡幅除雪等を実施したことに伴い、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加したものであります。

本補正予算により、2月以降における除雪4回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入でありますが、5ページにお戻りいただきたいと思います。

11 款1項1目地方交付税6,098万円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてであり、 平成31年2月5日付で行ったものであります。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

先般、総務省から、地方自治法第 285 条の規定に基づく一部事務組合については、市町村及び特別 区しかこれを設置することができないので、北海道が構成員となっている「石狩東部広域水道企業団」 及び「石狩西部広域水道企業団」並びに、これら 2 団体が構成員となっている「北海道市町村職員退職手当組合」については、同条の規定に基づく一部事務組合に加入することができない旨、本事務組合に対して助言がありました。

そこで、関係地方公共団体は、その是正措置に早急に取り組む必要性が生じ、本町といたしましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

それでは、議案説明資料の1ページをごらんください。

このたび、総務省からの指導に基づき、現行の規約を廃止して新規の規約を制定するという形式を とったものであり、実質的には内容の一部変更となります。

それでは、新旧対照表に基づきまして、以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、第14条についてであります。

このたび、本事務組合の構成団体から除かれる「石狩東部広域水道企業団」等から、事務処理の効率性の観点に鑑み、今後とも引き続き事務処理を本事務組合に委託したい旨の意向が示されましたの

で、本事務組合としても、事務の受託ができるように新たな規定を設けるものであります。

次に、別表第1についてであります。

本事務組合の構成団体を定めたものでありますが、「石狩東部広域水道企業団」等を削除するとともに、これにあわせて、構成団体の名称変更等があったものについて、所要の変更を行うものであります。

次に、2ページをごらんください。

別表第2についてであります。

本事務組合の共同処理する事務を定めたものでありますが、別表第1と同様の変更内容であります。 次に、議案書の4ページをごらんください。

附則についてであります。

第1項につきましては、この規約の施行期日を北海道知事の許可のあった日からとするものであります。

第2項につきましては、現行の規約を廃止するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長(芳滝 仁) 日程第5、議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算から日程第13、議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する平成31年度幕別町各会予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成31年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第 14、議案第 10 号から日程第 22、議案第 18 号までの 9 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、議案第 10 号から日程第 22、議案第 18 号までの 9 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「議案審議〕

○議長(芳滝 仁) 日程第 14、議案第 10 号、平成 30 年度幕別町一般会計補正予算(第 10 号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第10号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第10号)につきまして、 ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3,986 万 4,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 152 億 6,636 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページにかけて記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費」であります。

4款衛生費、2項清掃費、汚水処理下水道建設・管理負担金5万2,000円を繰り越すものであります。

北海道による十勝川浄化センター汚泥処理設備の更新工事が、資材の調達に日数を要することなどの理由により、年度内に事業を完了できず、繰り越すことになりましたことから、これに係る町の負担金について翌年度へ繰り越すものであります。

6 款農林業費、1項農業費、産地パワーアップ事業(生産支援)補助金4,250万円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備や農業機械等の導入等に係る経費等の一部を支援するものでありますが、導入する農業機械の製造等に時間を要し、年度内に事業が完了できないことから、事業の一部を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業805万円を繰り越すものであります。

忠類地区における酪農・畜産経営の確立を目的に、草地基盤の整備・造成等を実施するものでありますが、国の補正予算をもって繰越事業で実施することとなりましたことから、事業の一部を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、「中里」から「軍豊第2」までの6地区における道営農地整備事業負担金、合計で1億1,092万円を繰り越すものであります。

北海道において、国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、 これらの事業に係る町の負担金についても翌年度へ繰り越すものであります。

「第3表 債務負担行為補正」であります。

3件の債務負担行為を追加するものであります。

はじめに、「防犯灯等リース料」につきましては、忠類地区と郊外地区の防犯灯、合わせて 1,449 灯をリース契約により LED 化することに伴い、平成 31 年度から平成 41 年度までの期間において、「2 億 2,740 万円に消費税及び地方消費税を加算した額」を限度額として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、「北海道農業公社から肉用牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受ける肉用牛(3頭)に係る譲渡代金」でありますが、平成31年度から平成35年度までの期間において、341万1,000円を限度額として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、大家畜特別支援資金利子補給でありますが、平成31年度から平成55年度までの期間におい

て、314万3,000円を限度額として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、経営継承のため、長期で低利の資金により負債を一括して借りかえた大家畜経営体に対して、北海道が 0.125%、町が 0.0625%を負担し、利子補給を行うものであります。

7ページになります。

「第4表 地方債補正」であります。

はじめに、廃止についてでありますが、「忠類道営農地整備事業」につきましては、起債対象となる事業を実施する必要がなくなったことに伴う廃止であります。

次に、変更についてでありますが、幌内近隣センター改修事業ほか35事業につきまして、事業費の確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について所要の変更を行うものであります。

なお、補正前と比較いたしますと、36事業合計で6,269万5,000円の減額となります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

- 20ページをお開きいただきたいと思います。
- 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費45万4,000円の追加であります。
- コピー用紙などの使用量の増に伴う費用の追加であります。
- 6 目札内コミュニティプラザ管理費 475 万 5,000 円の減額、13 目防災諸費 160 万 7,000 円の減額であります。

いずれも、執行残であります。

14 目交通防犯費 326 万1,000 円の減額であります。

1節につきましては、1名の欠員に伴う減額であり、11節から14節にかけては執行残、19節、細節7につきましては、主に燃料単価のアップに伴う町補助金の追加、次のページの細節10につきましては、燃料単価や労務単価などの運行費用の増に伴う町補助金の追加であります。

15 目職員厚生費 98 万 6,000 円の減額であります。

執行残であります。

18 目基金管理費 344 万 7,000 円の追加であります。

基金から生じる利子収入分を基金に積み立てるものであります。

4項選挙費、2目知事道議選挙費3万4,000円の追加であります。

投票率のアップを図るために、期日前投票期間中にコミュニティバスを利用して期日前投票した方の運賃を往復無料とするもので、所要の費用を追加するものであります。

22ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費666万6,000円の追加であります。

1節及び9節につきましては、3名の欠員に伴う減額、19節につきましては執行残、23節につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金給付事業に係る国庫補助金の確定に伴う還付金であります。

28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

3 目障害者福祉費 96 万 5,000 円の追加であります。

4節から8節にかけては執行残、20節につきましては、サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

23ページになります。

5 目福祉医療費 413 万 3,000 円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

6 目老人福祉費 513 万 8,000 円の減額であります。

18 節及び20 節につきましては執行残、28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

7目後期高齢者医療費 1,697 万 7,000 円の減額であります。

19 節につきましては執行残、28 節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

- 24ページになります。
- 12 目ふれあいセンター福寿管理費74万円の減額であります。
- 11 節につきましては、使用量の増に伴う追加、15 節につきましては、執行残であります。
- 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,880万円の減額であります。
- 支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。
- 25ページの中段になります。
- 2目児童医療費87万5,000円の減額であります。
- 12 節につきましては執行残、23 節につきましては、平成29 年度の養育医療費国庫負担金の確定に伴う還付金であります。
 - 3 目施設型・地域型保育施設費 79 万 3,000 円の追加であります。
- 11 節につきましては、排水管などの修繕に要する費用の追加、19 節につきましては、入園児童の増による追加であります。
 - 26ページになります。
 - 4目へき地保育所費 429 万 9,000 円の減額であります。
 - 各節ともに、保育士配置数の減に伴う執行残であります。
 - 5目発達支援センター費102万円の追加であります。
 - 南十勝こども発達支援センターにおける指導員配置数の増に伴う負担金の追加であります。
 - 6 目児童館費 366 万円の減額であります。
 - 指導員配置数の減に伴う執行残であります。
 - 27ページになります。
 - 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費452万2,000円の減額であります。
- 4節及び7節につきましては、臨時職員等配置数の減に伴う執行残、13節につきましても、執行残であります。
 - 4目診療所費500万円の減額であります。
 - 執行残であります。
 - 5目環境衛生費 121 万 7,000 円の減額であります。
 - 13 節につきましては執行残、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。
 - 6目水道費 254 万 5,000 円の減額であります。
 - 簡易水道特別会計への繰出金であります。
 - 28ページになります。
 - 2項清掃費、1目清掃総務費1,156万3,000円の減額であります。
 - 各節ともに執行残であります。
 - 5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費85万7,000円の減額であります。
 - 各節ともに執行残であります。
 - 6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費900万2,000円の減額であります。
 - 次のページにかけてでありますけれども、執行残であります。
 - 次に、5目畜産業費929万2,000円の追加であります。
 - 13 節につきましては、国の補正予算に伴う所要額を追加するものであります。
- 18 節及び19 節の細節7につきましては、平成26 年度貸付10 頭分に係る繰上償還の申し出を受けたことから追加するものであります。
- 細節 11 及び細節 12 につきましては、畜産関係制度資金の借りかえによる利子補給費補助金の増減 に伴う補正であります。
 - 30ページの細節 18につきましては、執行残であります。
 - 6目町営牧場費 157万3,000円の減額であります。
 - 各節ともに執行残であります。

31ページになります。

7目農地費1,424万7,000円の減額であります。

15 節及び19 節につきましては執行残、28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8目土地改良事業費6,978万3,000円の減額であります。

19 節、細節 5 から細節 12 までにつきましては、北海道における事業調整及び国の補正予算に伴う所要額について、それぞれ補正するものであります。

細節 3 及び細節 13、そして次のページの細節 14 につきましては、いずれも執行残であります。 33 ページの下段になります。

2項林業費、2目町有林管理経営費228万9,000円の減額、次のページになりますが、3目育苗センター管理費212万円の減額であります。

いずれも、執行残であります。

7款1項商工費、1目商工振興費284万7,000円の減額であります。

執行残であります。

3目観光費 161 万 6,000 円の追加であります。

十勝ナウマン温泉の源泉ポンプが故障したことに伴い、更新に要する所要の費用を追加するものであります。

35ページになります。

4目スキー場管理費 312 万3,000 円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

5目企業誘致対策費 2,538 万6,000 円の減額であります。

細節4及び細節5につきましては執行残、細節8につきましては、札内東工業団地の3区画の土地の売買契約が成立したことに伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費2,974万円の追加であります。

昨年12月7日からの降雪による除雪回数等の増に伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、2目地籍調査費1,325万2,000円の減額であります。

北海道の事業調整などに伴い減額するものであります。

36ページになります。

2項道路橋梁費、4目橋梁維持費570万円の減額であります。

執行残であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費1,258万円の減額であります。

19 節につきましては執行残、28 節につきましては公共下水道特別会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費 100 万 9,000 円の減額、3目都市施設整備費 1,264 万 3,000 円の減額であります。

いずれも、事業費の確定などに伴う執行残であります。

37ページになります。

4項住宅費、2目住宅管理費1万円の追加であります。

過年度分の還付金に不足が生じることから、所要の費用を追加するものであります。

3目公営住宅建設事業費 757 万 2,000 円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

38ページになります。

9款1項消防費、2目非常備消防費 118万6,000円の減額、3目消防施設費 123万9,000円の減額であります。

いずれも、執行残であります。

10 款教育費、1項教育総務費、4目スクールバス管理費 282 万 8,000 円の減額であります。執行残であります。

6目学校給食センター管理費 270万2,000円の減額であります。

次のページにかけてでありますが、いずれも執行残であります。

2項小学校費、1目学校管理費20万円の追加であります。

札内南小学校のパソコン教室用のサーバーの修繕に要する費用を追加するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費27万円の追加であります。

平成31年度から中学3年生の全国学力テストにおいて英語が加わることから、各中学校のパソコン 教室用の端末に音声データを保存するための修繕に要する費用を追加するものであります。

2目教育振興費 102万8,000円の減額であります。

執行残であります。

40ページになります。

4項幼稚園費、2目教育振興費659万7,000円の減額であります。

各節ともに執行残であります。

5項社会教育費、2目公民館費12万5,000円の追加であります。

糠内公民館の備品庫のドアの開閉に支障を来していることから、修繕に要する費用を追加するものであります。

5目ナウマン象記念館管理費 35 万 5,000 円の追加、6目集団研修施設費 38 万 8,000 円の追加であります。

いずれも、電気料などの不足分を追加するものであります。

41ページになります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費60万6,000円の追加であります。

参加団体の増に伴い所要の費用を追加するものであります。

2目体育施設費 36 万 4,000 円の減額であります。

11 節、細節 21 につきましては、使用量の増に伴う追加、細節 40 につきましては、札内スポーツセンターの消防用放送設備の故障に伴う修繕に要する費用を追加するものであります。

13節及び15節につきましては、執行残であります。

11 款 1 項公債費、1目元金1億2,865万8,000円の追加であります。

銀行等縁故債の繰上償還を実施するための起債償還元金の追加が主なものであります。

なお、繰上償還を実施する町債につきましては、利率 1.95%の 1 本であり、実施いたしますと約 580 万円の利子軽減となるものであります。

次に、2目利子1,455万2,000円の減額であります。

平成 29 年度債の借入利率が予定より低利率でありましたことから、1,556 万 7,000 円の利子軽減になったこと、また、このたびの繰上償還に伴う経過利子として 101 万 5,000 円が必要であることによる相殺分であります。

3目公債諸費5万4,000円の追加であります。

繰上償還に伴う手数料であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 3,990 万 5,000 円の追加、2 目法人 3,155 万 1,000 円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

2項1目固定資産税 656 万 3,000 円の追加、3 項1目軽自動車税 306 万 8,000 円の追加であります。 いずれも、現年課税分の追加であります。 11 ページになります。

4項1目町たばこ税11万2,000円の追加、5項1目入湯税75万6,000円の追加であります。 いずれも、現年課税分の追加であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1,814 万 8,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

13 款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1,494万4,000円の減額であります。 細節1につきましては、国の補正予算による事業費の増に伴う分担金の追加、細節3から次のページの細節9までの分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴い、所要の額を補正するものであります。

14 款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林業使用料 264 万 5,000 円の追加であります。 預託頭数の増による入牧料の追加であります。

15 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,830万7,000円の減額であります。

1節の細節1につきましては、事業費の確定に伴う国負担分の追加、細節4につきましては、事業費の増に伴う国負担分の追加であります。

2節の細節 1 から細節 4 までにつきましては、児童手当に係る国負担分の補正であり、細節 6 につきましては、施設型給付費等の国負担分の追加であります。

13ページになります。

2項国庫補助金、2目民生費補助金 66 万 1,000 円の減額、4目土木費補助金 580 万 6,000 円の減額、5目教育費補助金 23 万 4,000 円の減額であります。

いずれも、交付決定額等の増減に伴う補正であります。

16 款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金 580 万円の減額であります。

国庫負担金と同様に、それぞれ事業費の増減または確定に伴う道負担分の補正であります。

14ページになります。

2目農林業費負担金 356 万 3,000 円の減額、3 目土木費負担金 998 万 5,000 円の減額であります。 いずれも、事業費の確定に伴う道負担分の減額であります。

2項道補助金、1目総務費補助金 50 万円の減額、2目民生費補助金 336 万 8,000 円の減額であります。

いずれも、対象事業費の増減に伴う補正であります。

次に、4目農林業費補助金3,534万5,000円の減額であります。

1節から次のページの4節までにつきまして、対象事業費の確定などに伴う補正となります。

3項道委託金、1目総務費委託金3万4,000円の追加であります。

事業費の増に伴う追加であります。

3目農林業費委託金60万6,000円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

17 款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金202万7,000円の追加であります。

各種基金の運用に係る利子収入を追加するものであります。

16ページになります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入328万6,000円の追加であります。

皆伐材売払収入の追加であります。

2目物品売払収入415万8,000円の追加であります。

公社貸付牛の繰上償還に伴う売払収入の追加であります。

19 款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億円の減額であります。

財政調整基金からの繰入金を繰り戻すものであります。

21 款諸収入、3項貸付金元利収入、4目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入 751 万円の追加 であります。 償還額の増加に伴う追加であります。

17ページになります。

5項4目雑入218万7,000円の追加であります。

5節、細節39につきましては、公社貸付牛の繰上償還に伴う管理料の追加であります。

細節 49 につきましては、事業費の確定に伴う減額であります。

細節 56 につきましては、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホールディングスの共同事業による助成金であります。

細節 62 につきましては、温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

6 節につきましては、一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業などに対する国民健康保険特別会計からの負担金の追加であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 110 万円の減額、2 目民生債 360 万円の減額、3 目衛生債 570 万円の減額、4 目農林業債 1,740 万円の減額、18 ページになりますが、5 目商工債 110 万円の減額、6 目土木債 1,160 万円の減額、7 目教育債 570 万円の減額、次のページになりますが、8 目臨時財政対策債 1,649 万 5,000 円の減額であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正となります。 なお、地方債全体では平成30年度の起債発行予定額を11億6,370万円とするものであります。 以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 荒議員。
- \bigcirc 2番(荒 貴賀) 1点だけお伺いしたいと思います。

歳出の20ページです。

14目交通防災費、1節報酬、細節1の交通安全指導員の報酬のところなのですが、1名欠員が出たという報告がされたところだと思うのですが、場所はどこになりますか。

あと、来年度に向けて、指導員の確保については、どのようなめどが立っているのかお聞かせ願いますか。

- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 1名の欠員でございますが、札内地区で1名欠員が出ております。場所が、南小校区のエリアで欠員が出ております。失礼しました。南小、新年度でした。糠内校区でした。糠内校区で2名いたところを1名欠員になっております。現状としましては、糠内の小学生が1名なものですから、道道を横断して、小学生と一緒について歩いて次の町道を渡るということで、現状対応しております。

新年度におきまして、1名増員のほうを検討しております。 以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 来年度の確保のめどについては、立っておられるのかどうか。先ほど課長からお話ししたとおり、南小校区で欠員というお話しがありましたが、場所はどこになりますか。
- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 失礼いたしました。

条例上の定員 32 名で、糠内で1名欠員されております。で、南小校区のほうでも危険な場所があるということで、今、検討しておりますが、南小のプールの裏、そこで危険な場所があるということですので、そこの増員を考えております。

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 失礼いたしました。

条例上は33名でした。現状32名ということでございます。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) では、各場所的な、校区場所的には大きく位置が変わるというわけではないのですか。33名の交通指導員がいる、その中で南小校区に1人増員しようとなれば、要はどこかで帳尻を合わせなければいけなくなるのではないかと感じるのですが、その辺についてはどのような方向になっておりますか。
- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 糠内地区、まず定員2名、指導員いらっしゃったのですけれども、先ほどご説明したとおり、小学生が1名しかいないものですから、この2名を1名体制にしたことによって、1人札内のほうに回すことができるということで、札内南小校区のほうをそちらのほうに充てるということで考えております。
- ○議長(芳滝 仁) ほかに質疑ありませんか。 千葉議員。
- ○16番(千葉幹雄) 1点だけお伺いしたいと思います。

35ページ、7款商工費、1項商工費、5目企業誘致対策費であります。

これ、説明によりますと、工業団地3筆を販売して、簿価との差額ということで公社に補助をする という内容ですよね。それで、これ、何平米を売って、簿価が幾らで、差額はこうなのでしょうけれ ども、要するに、平米当たりの差額というのは幾らぐらいになるのでしょう。

それともう一点、関連してですけれども、これ、当然、何とかして売っていかなければならないわけでありますけれども、現在、公社で持っている工業団地、住宅も入っているのでしょうけれども、面積はどのぐらいあるのでしょうか。そして、また、簿価の総額、この差はどのぐらいになるのでしょうか。

それと、この工業団地を売ったときの話なのですけれども、当然、簿価があって、そして現在の周りの地価との整合性をとりながら値段を決めていくと思うのですけれども、これは、ある程度、町で提示した金額、これ相手のあることですから、もうちょっと安かったら買うとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺は流動的な部分もあるのかなとは思うのですけれども、一般的に町で公示というかオープンにしている価格で買ってもらえるものなのか、それとも中には、やっぱり交渉、協議をしなければならない場面もあるのでしょうか。その辺、お聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(芳滝 仁) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(亀田貴仁) ただいまご質問のございました今年度3区画販売された土地の平米当たりの簿価差のお話でありますけれども、平米当たりの簿価の差としましては、1,500円ほどとなります。

今現在の残地で申しますと、6万2,000平方メートルほど公社が持っている残地がまだございますけれども、この土地に対します残地の簿価差につきましては、1億8,500万円ほどになっているところであります。

価格の設定の状況でございますけれども、当時、造成の際に設定された価格でありまして、一度見直しをかけてはおりますけれども、その設定状況としましては、当時の地価を捉えて今の価格となっております。これは他町村と比較しましても、そこの部分で言いますと、比較的安い価格で設定されておりますので、今、現状況では、この価格のまま継続したいというふうに考えております。

販売価格の状況ですけれども、今、近隣の土地の販売価格の実勢に見合った価格で設定しているということではなくて、当初、造成見合いの価格をまず当初簿価として設定しておりますけれども、そこの価格を本来販売としていただければ一番なのですけれども、その後、どうしても地価が下がってきたということもありまして、一度、その価格は見直しはかけてはおりますけれども、その後、随時、毎年のように見直しをかけるということは行わず、当時の価格、一度見直した価格でそのまま価格設

定をして、今、販売をしているところであります。その価格というのが、他の町と比べますと、まだ 比較的安い状況で設定されているということで、先ほどお話しさせてもらったものです。

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 千葉議員。
- ○16番(千葉幹雄) 大体分かりました。

それで、現在6万2,000 平米ほど残っているということでありますよね。そして、一億八千何がし が簿価との差額の総額ということですよね。

それで、課長の説明によりますと、ちょっと計算していないからあれなのですけれども、平米 1,500 円ぐらいということで、単純にはならない、もちろん簿価との差額が高いところと安いところがあると思うのですけれども、安いところで簿価との差額が、幾らぐらいでいいですよ、単純でいいです、そして高いところでどのぐらいの簿価との差が、分かればというか。要するに、でも、総額がこのぐらいで、平米当たり 1,500 円ぐらいということは、細かいところを積算積み上げてこういう数字になっているのでしょうから。時間かかるのでしたら、それはもうそれでいい、総額はこのぐらいだということを押さえますけれども、分かれば。

- ○議長(芳滝 仁) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(亀田貴仁) 先ほど簿価差で1,500円という申しましたのは、この今年度売れました 3区画のお話でご説明させていただいたものでありまして、他の土地になりますと、さらに差が広い ところも差が少ないところもあるのですけれども、今、その差については、手元の資料でそこまでの 資料はお持ちしておりませんので、ちょっと今お答えすることができません。申しわけありません。
- ○議長(芳滝 仁) ほかに質疑ありませんか。(なしの声あり)
- ○議長(芳滝 仁) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:57 休憩11:10 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの千葉議員の質問に対して追加答弁の申し出がありますので、これを許します。 商工観光課長。

○商工観光課長(亀田貴仁) 先ほど、土地開発公社の土地の簿価差の部分で、単価の最も高いところ と低いところのお話、答弁ができておりませんでしたので、この場をお借りしましてご説明させてい ただきます。

最も簿価差の高いところで 3,800 円ほどになります。そして、最も簿価差の低いところでは 870 円ほど。平均しますと、2,900 円ぐらいが簿価差の平均となっております。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 日程第15、議案第11号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から日程第22、議案第18号、平成30年度幕別町水道事業会計補正予算(第4号)までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) はじめに、議案第 11 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,381 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 31 億 1,888 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費24万円の追加であります。

平成30年8月からのレセプト併用化により、国保連合会のシステムについて改修が必要となったことから、負担金を追加するものであります。

5款2項保健事業費、1目保健衛生普及費374万4,000円の追加であります。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に対する負担金などであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,964万円の追加であります。

療養給付費等の負担金の確定に伴う、国及び北海道に対する還付金であります。

7ページになります。

9款1項1目基金積立金18万9,000円の追加であります。

基金利子の積み立てであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,146万2,000円の追加であります。 現年課税分の追加であります。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金188万4,000円の追加であります。

インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金に対する道補助金の追加であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 645 万 2,000 円の追加であります。

1節以下、負担区分に応じた増減であります。

5ページになります。

4款1項1目繰越金266万8,000円の追加であります。

5款諸収入、4項雑入、8目療養給付費等交付金115万8,000円の追加であります。

平成 29 年度の退職者医療交付金に係る追加交付分であります。

6 款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金 18 万 9,000 円の追加であります。 基金利子の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして ご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 536 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 3 億 9,551 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、9ページ、10ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金536万円の減額であります。

納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

11ページになります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料60万9,000円の減額であります。

滯納繰越分の減額であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 515 万 2,000 円の減額であります。

1節につきましては、広域連合における共通経費の精算による減額、2節につきましては、保険料 軽減分の額の確定に伴う減額であります。

5款1項1目繰越金40万1,000円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第13号、平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 258 万 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 25 億 5,332 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、14ページ、15ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費284万円の減額であります。

各節ともに、執行残であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費 600 万円の減額であります。

訪問介護などの利用回数の減に伴う減額であります。

20ページになります。

2目地域密着型介護サービス等給付費 2,900 万円の減額であります。

認知症対応型共同生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

3目施設介護サービス給付費4,400万円の追加であります。

介護老人保健施設入所者の増に伴う追加であります。

21ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費 300 万円の減額であります。 支給件数の減に伴う減額であります。

22ページになります。

3目介護予防サービス計画給付費500万円の減額であります。

計画作成件数の減に伴う減額であります。

4項1目高額介護サービス等費400万円の追加であります。

対象者の増に伴う追加であります。

23ページの下段になります。

5項1目高額医療合算介護サービス等費500万円の減額であります。

負担割合が1割で課税世帯に該当する方の月額の高額介護サービス費の上限額が、平成29年8月から引き上げられたことに伴い、3年間の経過措置として、新たに年間の高額介護サービス費の上限額対象者の判定作業が必要となり、国保連合会の事務処理が2か月程度遅れることになりました。

このことから、道内すべての市町村は、高額医療合算介護サービス費を翌年度に支給することになりますので、本年度分について減額するものとなります。

24ページになります。

3款1項1目基金積立金25万4,000円の追加であります。

基金利子の積み立てであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料 601 万 3,000 円の減額であります。 現年度分の減額であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金 312 万円の減額であります。 給付費の減に伴う国負担金の減額であります。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金55万6,000円の減額であります。

地域支援事業費の減に伴う国交付金の減額であります。

次に、4目保険者機能強化推進交付金439万5,000円の追加であります。

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組に係る国交付金の追加であります。

17ページになります。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金 73万6,000円の追加であります。 給付費の増に伴う交付金の追加であります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金 311 万 8,000 円の追加であります。 給付費の増に伴う道負担金の追加であります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金27万8,000円の減額であります。

地域支援事業費の減に伴う道交付金の減額であります。

次に、2目権利擁護人材育成事業道補助金144万7,000円の追加であります。

各節ともに、権利擁護人材育成事業に係る道補助金の追加であります。

18ページになります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金25万4,000円の追加であります。 基金利子の追加であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 256 万 9,000 円の減額であります。

給付費及び地域支援事業費の増減に伴う繰入金の補正であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 14 号、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第 4 号)につきましてご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,280 万 4,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 1,350 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、26ページ、27ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

28ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更でありますが、幕別簡水整備事業ほか3事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で5,940万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費8,280万4,000円の減額であります。

各節ともに、事業費の確定等に伴う執行残でありますが、23 節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

29ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金2,546万2,000円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料 431万2,000円の追加であります。

使用量の増減などに伴う補正であります。

2項1目手数料22万9,000円の追加であります。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

30ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 254 万 5,000 円の減額であります。

事業費の減などに伴う一般会計繰入金の減額であります。

5款諸収入、1項1目雑入6万2,000円の追加であります。

1件の配水管切断事故に伴う補償金の追加であります。

6款1項町債、1目水道事業債5,940万円の減額であります。

事業費確定等に伴う減額であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 15 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第 4 号) につきましてご説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,089 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 2,793 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、33ページ、34ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

35ページになります。

「第2表 繰越明許費」であります。

2款事業費、1項下水道施設費流域下水道建設事業負担金 171 万 6,000 円を繰り越しするものであります。

北海道による十勝川浄化センター汚泥処理設備の更新工事が、資材の調達に日数を要することなどの理由により、年度内に事業を完了することができず、繰り越すことになりましたことから、これに係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

「第3表 地方債補正」であります。

変更でありますが、十勝川流域下水道建設事業ほか2事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で20万円を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費265万9,000円の減額であります。

19 節につきましては、負担金の確定に伴う減額であります。

23 節につきましては、過年度分の還付金に不足が生じることから、所要の経費を追加するものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費549万9,000円の減額であります。

13 節以下、事業費及び負担金の確定に伴う減額であります。

39ページになります。

3款1項公債費、2目利子273万4,000円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

36ページまでお戻りいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料 67 万 1,000 円の追加であります。 滞納繰越分の追加であります。 3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金92万7,000円の減額であります。 事業費確定に伴う減額であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,083万6,000円の減額であります。

事業費の減などに伴う一般会計繰入金の減額であります。

7款1項町債、1目都市計画事業債140万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

2目資本費平準化債160万円の追加であります。

発行可能額の確定等に伴う補正であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 16 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算 (第 4 号) につきましてご 説明申し上げます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 126 万 7,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 2億 3,923 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、41ページ、42ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

43ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更となりますけれども、、個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、 150万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費100万円の減額であります。

事業費確定に伴う執行残であります。

3款1項公債費、2目利子26万7,000円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

44ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金 16万8,000円の追加であります。

設置基数の増による追加であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料 18万4,000円の追加であります。 現年賦課分及び滞納繰越分の追加であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金11万9,000円の減額であります。

事業費の減などに伴う一般会計繰入金の減額となります。

45ページになります。

6款1項町債、1目排水処理施設整備事業債150万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 17 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご 説明申し上げます。

47ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 6,626 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、48ページ、49ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。 50ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更でありますが、農業集落排水整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、20万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費3万2,000円の追加であります。

11 節、細節 12 につきましては、燃料単価のアップによる追加、細節 21 につきましては、使用量の増に伴う追加であります。

15 節につきましては、執行残であります。

3款1項公債費、2目利子2万1,000円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

51ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料3万1,000円の減額であります。 現年賦課分の減額であります。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金104万2,000円の減額であります。

4款1項1目繰越金128万4,000円の追加であります。

5款1項町債、1目農業集落排水整備事業債20万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 18 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算(第 4 号)につきましてご説明申し上げます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第2条につきましては、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正であります。 収入でありますが、第1款、水道事業収益既決予定額5億8,394万1,000円から補正予定額1,153万1,000円を減額し、5億7,241万円と定めるものであります。

支出でありますが、第1款水道事業費用既決予定額5億6,177万6,000円から補正予定額23万円を減額し、5億6,154万6,000円と定めるものであります。

補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正であります。 次のページになります。

収入でありますが、第1款、資本的収入既決予定額8,258万9,000円から補正予定額1,169万4,000円を減額し、7,089万5,000円と定めるものであります。

支出でありますが、第1款、資本的支出既決予定額3億1,472万円から補正予定額1,912万3,000円を減額し、2億9,559万7,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものでありますが、本補正により、不足する額は「2億2,470万2,000円」に、また、過年度分損益勘定留保資金は「7,045万4,000円」に、さらに、当年度分損益勘定留保資金は「1億5,424万8,000円」にそれぞれ改めるものであります。

補正予算第4条につきましては、企業債の変更でありますが、第5条予算で定めた配水管布設整備 事業7,670万円について1,300万円を減額し、限度額を6,370万円に改めるものであります。

55ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1款水道事業費用、2項営業外費用、1目支払利息及び配当金23万円の減額であります。 新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。 次に、収益的収入についてご説明申し上げます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益1,054万7,000円の減額であります。

使用量の減に伴う減額であります。

3目その他営業収益 98 万 4,000 円の減額であります。

4節につきましては、新築工事の減による減額、6節につきましては、2件の水道管切断事故に伴う補償金の追加となります。

56ページになります。

資本的支出からご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費1,512万3,000円の減額であります。

事業費の確定などに伴う執行残であります。

次に、2目営業設備費400万円の減額であります。

執行残であります。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入、1項1目企業債1,300万円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

6項1目負担金130万6,000円の追加であります。

北海道からの水道管移設工事による負担金の増に伴う追加であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申 し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成30年度幕別町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長(芳滝 仁) 日程第 23、議案第 19 号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

〇副町長(川瀬俊彦) 議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例につきまして、提案の 理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

将来に向けてますます多様化、高度化していく事務事業に対し、町として的確に対応していくためには、職員が主体的に能力を高めることができるように環境を整備することが必要不可欠であります。 地方公務員法第26条の5の規定によりますと、町は、職員に自己啓発のための休業を承認することができることとされており、この自己啓発等休業制度を導入するには、条例の制定が必要となるものであります。

この休業制度は、公務を取り巻く社会環境の変化への対応のため、職員に対し自発的な幅広い能力 開発及び国際協力の機会を提供することの道をひらくものであり、町においても当該経験により身に つけたスキルを復帰後の職務遂行に還元してもらうことを期待できるものであります。

以上のことから、このたび町の人材育成基本方針に沿って、自己啓発を積極的に行う職員を支援する制度を導入するために、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、自己啓発等休業の承認について定めるものであります。

第3条につきましては、自己啓発等休業ができる期間を定めるものであります。

第4条につきましては、自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設を定めるものであります。

11ページをお開きください。

第5条につきましては、自己啓発等休業の対象となる海外での奉仕活動を定めるものであります。

第6条につきましては、自己啓発等休業の承認の申請をする際に必要な事項を定めるものであります。

第7条につきましては、自己啓発等休業の期間を延長することができる要件について定めるものであります。

第8条につきましては、一度自己啓発等休業の承認をした職員について、その承認を取り消すことができる場合を定めるものであります。

12ページをごらんください。

第9条につきましては、自己啓発等休業をしている職員について、必要に応じて任命権者にその活動の状況等について報告しなければならない旨を定めるものであります。

第10条につきましては、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合においての必要な給料の 調整について定めるものであります。

第11条につきましては、委任規定であります。

13ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでありますが、附則第1項につきましては、本条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

附則第2項につきましては、本条例の施行前においても、申請手続等の準備行為を行うことができる旨を定めるものであります。

附則第3項につきましては、本条例の制定に伴い、幕別町職員定数条例の一部改正をするものであります。

その改正内容についてでありますが、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。 幕別町職員定数条例の一部を改正するものであり、自己啓発等休業をしている職員につきましては、 職員定数に含めないこととするものであります。

以上で、説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。 議案第 19 号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第24、議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

川瀬副町長。

〇副町長(川瀬俊彦) 議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

近年、日本国内において、豪雨、地震などに伴う大規模な自然災害が多発するようになりました。 本町といたしましては、災害への備え、また被災した場合における適切な対応に努めているところ でありますが、現場の対応者として消防団員の皆さんには、日々、訓練・出動等においてご尽力いた だいているところであります。

このような中、平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされました。

現在の幕別町消防団員の費用弁償額につきましては、平成8年に改正されて以来23年間据え置かれており、現在、十勝管内の平均額を下回っている状況にあります。

以上のことを踏まえて、消防団員の費用弁償額を適正な金額に見直し、処遇の改善を図る必要性がありますことから、このたび所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の4ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

はじめに、第14条についてであります。

十勝管内の市町村に会議等の目的で旅行した場合、別表第2の中で費用弁償額を規定することとし、 日当を廃止するものであります。

次に、別表第2についてであります。

別表第2は、出動等に係る費用弁償の支給額を規定しております

5ページをごらんください。

「水火災等非常災害出動費用弁償」の支給額を1日当たり4,800円から5,500円に、「警戒出動費用弁償」及び「訓練出動費用弁償」の支給額を1日当たり3,600円から4,200円に改めるものであり、さらに、新たな規定として、会議等の職務に出動した団員に対して、「一般服務出動費用弁償」として、1日当たり2,100円を支給することとするものであります。

今回のアップ率につきましては、内閣官房働き方改革実現推進室が「働き方改革実行計画」において示している「賃金引上げと労働生産性向上」の施策を参考にしたところであります。

具体的な施策として、最低賃金については現行の全国加重平均額 874 円を将来的に 1,000 円になることを目指すとされており、そのアップ率は 14.4%でありますことから、このアップ率を今回の見直しの基準としたところであります。

なお、今回の見直しに伴う予算上の影響額については、平成 31 年度において約 178 万円の増となる 見込みであります。

次に、議案書の14ページをごらんください。

附則についてでありますが、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。 以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。 議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたしま す。

「陳情付託]

○議長(芳滝 仁) 日程第25、陳情第1号、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を 求める陳情書」を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出 を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明3月1日から3月5日までの5日間は休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。 したがって、3月1日から3月5日までの5日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、議会再開は3月6日午前10時からであります。

11:49 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成31年第1回幕別町議会定例会 (平成31年3月6日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成31年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成31年3月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 芳滝 仁副議長 藤原 孟

 1 板垣良輔
 2 荒 貴賀
 3 髙橋健雄
 4 小田新紀
 5 内山美穂子

 6 小島智恵
 7 若山和幸
 8 小川純文
 9 岡本眞利子
 11 野原惠子

 12 中橋友子
 13 藤谷謹至
 14 田口廣之
 15 谷口和弥
 16 千葉幹雄

17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

- 6 欠席議員
 - 10 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 経 済 部 長 萬谷 司 住民福祉部長 合田利信 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長寺田治 福 祉 課 長 樫木良美 こ ど も 課 長 髙橋宏邦 都市計画課参事 河村伸二 水 道 課 長 山本 充 保健福祉課長半田健 学校教育課長 山端広和 生涯学習課長 石野郁也

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之

議事の経過

(平成31年3月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(芳滝 仁) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(芳滝 仁) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(芳滝 仁) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(芳滝 仁) 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛 てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

- ○議会事務局長(細澤正典) 10番東口議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
- ○議長(芳滝 仁) これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

- ○議長(芳滝 仁) 日程第2、これより一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番(中橋友子) 通告に従いまして、質問を行います。

教職員の働き方改革の取組についてであります。

教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、 子供に行き届いた教育を保障する上で極めて大切な課題です。

国が2016年に実施した「教員勤務実態調査」によると、教員は月曜から金曜まで毎日12時間近く働き、休みのはずの土日も働き、過労死ラインを超える教員は中学校で57.7%、小学校で33.4%となっています。一昨年、ついに政府も「教職員の長時間勤務の早急な是正」を掲げ、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が提案されました。国の提案に基づき2018年3月、北海道教育委員会の「学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」」が出され、また幕別町においても同年9月「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」が提案されています。1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにすることや、部活動の休養日(年73日)を実施することなど、

2020 年度までを目標に掲げられています。プラン達成のためには教職員の定員増が欠かせず、学校業務の負担削減など具体的に取り組まなければなりません。

教職員の長時間労働を解消するために、どのように取り組んでいるのか、現状と課題について伺います。

- (1) 幕別町アクション・プランの進捗状況。
- (2) 教職員1人当たりの勤務時間の実態。
- (3) 非正規職員の人数と割合。
- (4) 持ち時間の上限を定め、定数増を。
- (5) 学校業務の削減。
- (6) 時間外勤務手当や休日勤務手当の支給を国に求める。
- (7)30人以下学級の実現を国に求める。

以上であります。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「教職員の働き方改革の取組について」であります。

学校現場の多忙化の改善は、教員が一人ひとりの子供に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題であるため、保護者の理解を得ながら、教員が学習指導、生徒指導などの本来業務に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務をしながら、学校教育の質を高められる環境づくりが必要であると認識いたしております。

北海道教育委員会が平成29年9月に公表した、「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、20年度に実施した調査と比較して、改善は見られたものの、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については小学校で2割、中学校で4割を超えており、また教頭においては、小中学校ともに7割を超えるなどの課題が明らかになったところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年3月、北海道教育委員会において、「学校における働き方改革北海道 アクション・プラン」が策定され、その中で、市町村教育委員会の役割として市町村立学校における 働き方改革を進めるための計画等を地域の実情に応じ、策定することとされたところであります。

ご質問の1点目、「幕別町アクション・プランの進捗状況」についてであります。

本町のアクション・プランにつきましては、昨年9月の教育委員会会議を経て策定したところでありますが、取組期間につきましては、平成30年度から32年度までの3年間とし、目指す指標を部活動休養日の完全実施(年間73日)や定時退勤日の月2回以上の実施、学校閉庁日の年9日以上の実施、変形労働時間制の活用と定め、勤務時間が週60時間を超える教員をゼロとする目標といたしました。

本年度の進捗状況についてでありますが、はじめに、部活動休養日につきましては、年間 73 日の設定に当たって、学校閉庁日をはじめ、毎週1日以上の定期的な休養日の設定、月1日以上の休養日を土曜日、日曜日または祝日に設定することとしており、全ての小中学校で設定され、設定どおり実施される見込みとなっております。

次に、定時退勤日につきましては、各学校において月2回以上となるよう設定され、また実施状況については小中学校11校で半数以上の職員が定時に退勤しており、残る小学校3校でも職員の実施率は半数未満ではありますが、通常の日に比べると多くの職員が定時退勤をしており、勤務時間を意識した働き方が徐々にではありますが広まりつつあると考えております。

次に、学校閉庁日につきましては、道のアクション・プランで既に示されていたことから、町のアクション・プラン策定前ではありましたが、校長会や教頭会等と協議の上、夏季休業期間内で3日間を学校閉庁日とすることで先行実施したほか、年末年始の休日6日間についても全校で実施され、年間9日以上となったところであります。

次に、変形労働時間制につきましては、修学旅行等の引率業務や体育祭、運動会、家庭訪問業務など対象となる11の業務に従事する場合、1日の正規時間を超えて勤務する必要が生じることから、当

該業務を行う週を含む4週の期間内を平均して、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう、 勤務時間の割り振りを弾力的に行うものでありますが、全ての小中学校で活用されております。

次に、勤務時間が週60時間を超える教員をゼロとする目標につきましては、現在、その目標達成に向け勤怠管理方法を検討しているところであり、今後、道において試行しているシステムの検討結果や他市町村の取組事例を参考にするとともに、校長会や教頭会等、関係者と十分に協議をしながら、その方策を考えてまいります。

また、働き方改革に向けた取組につきましては、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があることから、学校を通じて保護者に周知しているほか、学校だよりやホームページで普及啓発に努めているところであります。

ご質問の2点目、「教職員1人当たりの勤務時間の実態」についてであります。

北海道教育委員会が平成 28 年度に実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」におきまして、1週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で 23.4%、中学校で 46.9%という調査結果でありました。

また、この調査に際しましては、本町の中学校 1 校が抽出調査の対象となり、平成 28 年 11 月及び 12 月のそれぞれ連続する 1 週間の中で調査を実施したところでありますが、この結果、11 月では 1 週間で 48.4%、12 月では 33.3%の教諭が勤務時間 60 時間を超えており、北海道の調査結果と同様の傾向にあるものと認識いたしております。

ご質問の3点目、「非正規職員の人数と割合」についてであります。

はじめに、小学校につきましては、平成30年5月1日現在で、正規職員が153人、非正規職員が51人、計204人で、非正規職員の割合は25.0%となっており、任用体系でいいますと、非正規職員51人のうち、道費職員が9人(産休等の代替職員4人、定数内期限付職員3人、非常勤講師2人)、特別支援教育支援員、事務補助員など町費職員が42人となっております。

次に、中学校につきましては、正規職員が97人、非正規職員が19人、計116人で、非正規職員の割合は16.4%となっており、非正規職員19人のうち、道費職員が9人(産休等の代替職員4人、定数内期限付職員4人、非常勤講師1人)、特別支援教育支援員、事務補助員など町費職員が10人となっております。

小中学校を合わせますと、正規職員が 250 人、非正規職員が 70 人、計 320 人で、非正規職員の割合は 21.9%となっており、非正規職員 70 人のうち、道費職員が 18 人(産休等の代替職員 8 人、定数内期限付職員 7 人、非常勤講師 3 人)、特別支援教育支援員、事務補助員など町費職員が 52 人となっております。

ご質問の4点目、「持ち時間の上限を定め、定数増」についてであります。

県費負担教職員の市町村別の学校種類ごとの定数は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、都道府県の条例で定めることとされており、定数の範囲内で、都道府県教育委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定めるものとしております。

また、教職員の定数の考え方につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に示される、標準的な定数の考え方をもとに、都道府県教育委員会が配置基準を定め、これにより、各市町村の教職員の配置数が決定されているものであります。

本町におきましても、児童生徒数や学級数など、道が定める「小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準」により、各小中学校に教職員が配置されており、その中で各学校においては、学習指導要領に定められている各教科の授業時数に基づき授業を実施しているところであります。

例えば、中学校においては各教科担任が授業を行っておりますが、第3学年の数学であれば、年間140時間、週に換算すると4時間の授業を実施、また音楽であれば年間35時間、週1時間の授業となり、教科ごとの時数や学級数によって教科担任それぞれの授業時数は異なるため、持ち時間の多寡は生じるものであります。

教職員の勤務時間内の業務といたしましては、授業のみならず、生徒指導や進路指導、教材研究、 授業準備、校務分掌の担当業務などさまざまであり、全体業務の中で個人の負担が過重とならないよ う、各学校において総合的に業務の調整を実施しているところであります。

このようなことから、持ち時間の上限を定め、定数増を図ることは、現行法令上困難であると考えておりますが、教育委員会といたしましては、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、学校における教育活動をより充実させるためにも、国の新たな教職員定数の改善を求めるなど、引き続き、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会などの関係機関を通して、道に要望するとともに国へ働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「学校業務の削減」についてであります。

幕別町アクション・プランの取組の一つとして、「教育委員会による学校サポート体制の充実」を掲げており、その中で、調査業務等の見直しとして、独自調査は、極力、道が実施する調査を活用するといったことや、トラブル等に直面した際のサポートとして、学校教育推進員を中心とした相談体制の充実、学校行事の精査・見直しを促進するなど、学校業務の削減に努めているところであります。

また、町独自の施策として、小中学校への特別支援教育支援員の配置をはじめ、学校事務補助職員や国際交流員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、児童の体力・運動能力向上と体育授業のサポートなどを目的とした、学校体育授業支援事業を実施するなど、学校業務の削減や教職員の負担軽減につながる取組を継続的に実施しております。

今後も引き続き、学校現場の実態を把握しながら、学校業務の削減に努めてまいります。

ご質問の6点目、「時間外勤務手当や休日勤務手当の支給を国に求める」についてであります。

公立学校の教育公務員の時間外勤務や休日勤務に関する取扱は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められております。

同法及び同政令では、公立学校の教育公務員は、正規職員の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとされており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「校外実習その他生徒の実習に関する業務」「修学旅行その他学校の行事に関する業務」「職員会議」「非常災害対応業務」のいわゆる超勤4項目に従事する場合に限定しており、その際、時間外勤務手当や休日勤務手当は支給されず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給される規定となっております。

しかしながら、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、教員に対する多様な期待は、一方で長時間労働という形で既にあらわれていたため、文部科学省は平成29年6月に、中央教育審議会に対しまして、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問し、初等中等教育分科会、学校における働き方改革特別部会で21回の議論を経て、31年1月に答申を行ったところであります。

同答申では、教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度改革として、「給特法の今後の在り方」や「1年単位の変形労働時間制の導入」などが検討項目として盛り込まれたことから、今後も引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

ご質問の7点目、「30人以下学級の実現を国に求める」についてであります。

少人数学級の取組につきましては、平成 13 年の法改正により、特に必要と認められる場合には、都道府県教育委員会の判断で国の標準を下回る基準を設けることが可能となり、さらに 15 年からは、特例的な場合に限らず 40 人を下回る一律の基準を設定することが可能となったところであります。

こうした背景のもと、北海道では平成 16 年度から「少人数学級実践研究事業」をスタートし、22 年度以降は全ての都道府県で少人数学級が実施されております。

また、平成23年の法改正では、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、 教職員の基礎定数化が図られましたが、その後、法改正による引き下げがないため、北海道では、小 学校第2学年と中学校第1学年について、国の加配定数を活用し少人数学級実践研究事業を実施して いるところであります。

他府県においては、一部の学年で30人以下学級の取組を実施しているところもありますが、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるように、そして教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備することが必要であり、そのために、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子供たちの豊かな学びにもつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通して、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) それでは、再質問をさせていただきます。

詳細にわたってのご答弁をいただきました。今の教職員のおかれている、大変過酷な労働環境の中で、どうやって行き届いた教育、そして教員自身の人権も守られ、日常生活がしっかり送れるような、そういったふうに改革がなされていくのか、大変大事であり注目をしてまいりました。そこで、今回出されました幕別町のアクション・プラン。北海道のアクション・プランにほとんど同じ中身にはなっていますが、詳細ずっと見ていきますと、いろいろなところで、質問項目の中にもありましたけれども、教員の労働時間そのものを短縮することに向けて、さまざまなことが書かれておりました。ただ、私が一番北海道も幕別町も、そして国のもそうなのですけれども、そもそもどうしてこういう状況になっているかという根本的な掘り下げがないのです。幕別町のアクション・プランも、道も国も。つまり、今の先生方が戦後の教育、1945 年から始まって今日まで73 年間あるのですけれども、その73 年間の中の教員の定数と、それから教員にかけられた授業日数であるとか、子供との対応であるとか、部活であるとか、いろんな授業がどんどん増えてきてますよね。

そういう中で、こういった過酷な労働条件に、一人の先生に課せられる業務がどんどん増えていって、過酷な状況になったと思うのですけれども、この点での文言ももちろんありませんし、そもそもそういうところから出発しているという押さえがないのです。したがって、うちの町の教育委員会としては、まずその点で今日のこの長時間労働、いつごろから始まっていて、その要因はどこにあるのかというふうに押さえてこられたのか、伺いたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 今日の教職員のこういった勤務時間が多いというか、そういう状況をどこから生まれたかということでございますけれども、まずは確かに学校教育の中で、学習指導要領の改訂が種々行われておりました。いっとき、ゆとり教育といって、ゆとりのある教育ということで、少し時間を抑えていたような時期もあったかと思いますけれども、それがどうだったのかというような反省もあって、さらに見直しがかかって、授業時数等々も増えてきているという現状があります。まずそういったことで、授業時数等々の見直しがあると。それに加えて、地域、保護者からの期待感というのも、どんどんどん少子化傾向に伴いまして高まりつつあるというようなことで、そういった保護者の期待もあって、先生方の負担が増えていったというようなこともあります。それは、少年団活動であったり部活動も含めて、そういったことがあろうかと思います。

まずは、そういうところでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) いつごろから始まって、どこに要因があったかというようなことで、お答えでは 学習指導要領の改訂がたびたびありましたね。それと保護者からの期待が。もちろん、それもあると 思います、大きいと思います。ですけれども、そもそもこの教職員の、ちょっと細かいことは別にし ても、定員がどこで定められたかというふうになると、答弁の中にもあるのですけれども、いわゆる 文科省のほうで教職員の標準的な勤務時間というのを定めて、定数を割り出している。その当時は授

業時間が1日4時間という4こま、4こまというところからスタートして、はじき出されているのですよね。実際、今なぜ4こまかというと、授業時間に対して向き合う時間を保障する、そしてそれは必ず教育をきちっと行き届かせていくための準備時間、授業に対する準備時間も必要だと。4時間4こまの授業をするということは、その倍の時間が必要だ。8時間労働におさめる中では、4こまの授業が基本だということからスタートしたのですね。ところが、現実には今4こまでは終わっていない。聞いてみますと6こま、2時間増えていると。それを同じ定数でこなしていくというふうになると、当然、負担が増えるということではないでしょうか。この教育長、お答えになった定数が決まっているということを言われましたけれども、その標準基準、義務教育標準法という法律で決めたその基準が、今そのまま来ているのですけれども、これ定められたの1958年というふうに調べたらなっていました。だから、1958年のそのときの教育環境の中で定められた定数が、そのまま今も来ていて、いろいろ補助教員とか支援員とかなっています。基本は1958年なのですよね。だからこういうところをえぐり出して改革プランというのをやっていかないと、本当にこのとおり私実施されればいいなと思っています。その保障となる教員の数そのものの問題に、なぜどこも触れていないのか。私はやっぱり上が触れてこなかったから、道も町もそうなのだなというふうに思うのですけれども。

もう一回どうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 今、法律が 1958 年からということでございましたれども、詳細は把握してはございませんけれども、当然その時々に応じて多少改正なりはされているかと思うのですが、大きくは変わっていないのかもしれないですけれども、ただ、確かに古いと言われればそうなのかもしれないですけれども、こま数も今おっしゃられるように、増えているというのも現状であるかもしれません。そういった中にあっても、教職員の働き方改革については、やれるところから、できるところから、このアクション・プランは確かに言われるとおり、道のアクション・プランに準じて町も策定したものでございますけれども、やれるところからやっていって、その中で先生方の働き方が、改革につながって負担が多少減っていくことを期待しているところであります。
- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) 私も減っていくことを期待するのですけれども、大もとにメスを入れられないと、本当に同じ教員の数というのがあって、そこにやるべきことは、どんどんどんどん増えていくわけですから、だからいろんな 60 時間以内にしますよとか、それから定時に帰っていただく日を決めましたよというふうに、それいいのですけれども、仕事の量はどんどん増えていって変わっていないのに、そういう制限だけをすると、結局、昔の言葉で言うと、1升に2升は入らないとかという言葉があるようですけれどもね、もうきゅうきゅうの状況の中で、付け焼刃的なやりくりをせざるを得ない計画になってはいないですか。そこをやっぱり一番先生の定数そのものが、何を基準にどこで定められたかということを、私は1958年のその義務教育標準法にきちっと書いてありますから、そこで定められたのが、今そのまま基本的には来ていると。しかし、50数年間の中では、教育内容はどんどん変わってきて、授業そのものが4こまから6こまになっていると。

さらに、もっともっと言えば、先生の仕事、本当に増えているのですよね。学校業務のところにもありますけれども、ゆとりの教育のときも、結局それは教員の多忙化の一番の要因になったことなのですけれども、2002年に週5日制になったのですよ。それまで6日間で、こま数が増える原因もそこから出てくるのですけれどもね。1週間6日間お勉強してたのを5日にしたと。これ3年間の経過措置でやったのですけれども、そのときに本来であれば、6日を5日するというのであれば、5日間にふさわしい新しい教育方針が出て、授業なども削減されていかなければいけなかったのです。ところが、多少はされたのですけれども、20%の削減が必要なところを十五、六%しかに、つまり削減されたほうが六、七%ですね、それでスタートしたと。そこにゆとりなのだというのですけれども、結局学力低下が生じるのではないかというようなことがあって、教育の授業の数だとか、先生のやるべきことはどんどん増えていったのですよね。ここが今日の先生方の働き方改革に本当に頑張らなければ

ならない、ここのところに原因があったというようなところを、ちゃんと見ないといけないのだと思 うのです。それは今も変わっていませんから。

だから、このアクション・プランを見ても、本当にもっと幕別町らしいアクション・プランが欲しかったなと。表題から何から全部北海道と同じなので、見てても間違ってしまうぐらい、これ幕別だったのか、これ北海道だったのかと分からなくなるような計画なのですよね。だから、そういう大もとの、繰り返しになりますけれども、ところにしっかりと着目をして、本当の改革になるような、もちろん国や道との関係がありますから、幕別だけでやれないというのは承知の上で、もっと生きたプランにするべきだと、変えていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) プランの内容ということでございますけれども、これにつきましては、北海道に準じた形でつくったものでございます。先ほども答弁いたしましたけれども、これは、道全体で取り組んでいこうということでございますので、管内の市町村におきましても、ほぼ同様の内容となっておりますし、これについては当面変える、一部修正というか変更等々はあるかと思いますけれども、基本的な形は変える考えは、現段階では思ってございませんけれども、先ほども答弁いたしましたように、基本的には定数の考えにつきましては、国の責任において行うものであるというふうに思っております。確かに、今、先生方の授業時数増えて、先生方忙しいというのも分かっておりますし、そういったことにつきましては、このプランの中の個々の取組を進めることによって、徐々にはではあるかもしれないです、少しかもしれないですけれども、解消してまいりたいというふうに考えております。

合わせて、先生方の意識改革というのも必要だというふうに思っております。先生方の働き方の中で、今までどうしても勤務時間を意識した働き方というのが、制度上、あまり意識が薄い面もあったかなというところもございますので、そういったことも含めて、いかに効率的に仕事をやっていくかということもありますので、そういった先生方の意識改革も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) そういうことをお考えであれば、これを変えるつもりもないということでありますから、3年間、平成は終わりますが、平成33年までですか、その32年ですか。幕別町で働かれる教職員の皆さんのいわゆる総労働を32年完全実施して、今からどのぐらい減りますか。
- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) どのくらいという具体的な数字は、目標として掲げております月 60 時間ですね。 ごめんなさい、週 60 時間を超える教員を全校でゼロにするということが目標でございますし、そうい う目標に向けて、個々の取組を進めてまいりたいというふうに思っていります。
- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12 番(中橋友子) 大事なことですけれども、週 60 時間押さえていらっしゃるとは思いますが、過 労死ラインのところなのですよね。厚労省が出しています勤務時間の目標というのは、週 45 時間なのですよ。今現状で 60 時間を超えている先生たちがたくさんいらっしゃるので、60 時間というふうに出してますけれども、それは決して今の教育現場のよりよい教員の勤務状況というふうに考えれば、60 時間は適切ではない。厚労省がいう 45 時間、ここが私は目標にすべきだと思うのですよね。

それで、もう一回だけアクション・プランに戻りますけれども、こういう計画をつくるときに、どこも同じだと、道教委で管内同じだと、そうだと思うのです。もともと学校教諭は道の職員でもありますから、当然そう流れてくるのですけれども、しかし、私はやっぱり幕別町の人間として、幕別町の教育委員会として、幕別町の学校教育に責任を負うということになれば、やっぱり幕別町から、こういうところは違うぞという指摘がどんどん上に行ってしかるべきだと思うのですよ。そうしないと変わっていかない。だから、今この実態、改善に向ける目標も決して理想とする目標にはなっていないということをしっかりと上に上げながら、町としてはこの部分では頑張るぞというようなことが、

この中に描かれないと、本当に同じなのですよ、皆さん。だから、おもしろくも何ともない。そしてネットで国のを見ると、ほぼ同じ。こんな上から来たものが流れて、そしてそれぞれの学校にプラン出しなさいなんていう上のほうもおかしいな、同じことを書かせるなというふうに思うのですけれども、必要ですからね。なのですが、そういう問題意識、上からのものをそのまま受け入れて出すというところに、やっぱり問題あるぞというふうに思っていただきたいと思うのですよね。どうですか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 上からのものをそのままというようなお話ありましたけれども、先ほども申し上げましたように、これにつきましては、国なり道なりが統一といったらおかしいかもしれないですけれども、同じ考え方のもとで進めていこうということでございます。学校における働き方改革、具体的な取組というのは、ほぼ道立高校であっても、市町村立の学校であっても、やっぱり内容的には同じような中身になります。そういったことから、どうしても内容はやはり同じような形にはならざるを得ないというふうに思っております。町といたしましては、独自の施策として特別教育支援員の配置を外数配置しているだとか、学校事務補助員を配置しているだとか、これは町単独でやっておりますから、そういったことを、町でできることをやって、さらに働き方改革につなげてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12 番(中橋友子) 分かりました。限られたということではないけれども、やっぱり自治体としての主体性を発揮するという点での意気込みというか、向かい方という点では、もう少し力を入れて、一斉にやろうと思っているその中身にも問題があるわけですから、それを教育委員会から上げていくというような姿勢を持っていただきたい、このように思います。これはいいです。具体的な今アクション・プランのことについては、分かりました。

教員の1人当たりの勤務時間についても絡めてお答えをいただいたので、結構かと思います。

ここで非正規職員の人数と割合につきましても、詳細なお答えをいただきました。これは私いつも非正規職員の問題は教員に限らず、公務員や全体で問題にしてきているのですけれども、25%という割合ですね。道のは別としても、幕別町は本当に独自に発達支援の教員を増やしてきた経過もありまして、また早くから人数の多い学級に補助教員を入れるということも町単独でやってきましたから、そういう点ではすぐれた政策だったと思います。ただ同時に、これだけ非正規職員が増えてくると、やはり非正規職員の待遇改善というところにも目を向けざるを得ません。全国的に問題になっているこの非正規職員の劣悪な、まず一番目は給料が安いということですね。もちろん時間給、日給でありますから当然です。休みが多い夏休み、冬休み無給ですからね。そういうことを考えると、将来的に全体の改善を図る上では、非正規職員の待遇改善というのもしっかりと位置付けなければならないと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 非正規職員、答弁の中でも申し上げましたけれども、道費の非正規職員もいる のですけれども、待遇改善につきましては、これ町全体の非正規職員の考え方もございます、バラン スもございますので、そういった中で町部局と連携を図りながら待遇改善、会計年度職員の関係もご ざいますので、全体の中で検討してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) 大変急がれる課題だと思いますので、ぜひ検討し、待遇改善に向けていただきたいというふうに思います。それもこれもやはり、今非正規職員のこと、全体の流れの中ではちょっと違った角度で言ったのですけれども、やっぱりそういう待遇改善がなされて、非正規職員の力ももっともっと貸していただけるような状況になっていくと、正教員の働き方にも応援というか、つながっていくのではないかというふうに思います。

次に、持ち時間の上限を定めて定数増、これ定数増のことが一貫しているのですけれども、結局そ ういうものが定められていないのですね。教育長も無理だというふうにお答えされているのですけれ ども、限りなく教員の場合には残業も残業と言われない、あるいはどんどん仕事が増えてきても、それは先生方の努力だというようなことで、一人ひとりの個人の責任というふうにして片づけられてきて、今日まで来ているのではないかというふうに思います。つまり、やれるだけやって、やれない人は力不足だというようなことで、だから定数にも手がつけられないできたということになれば、初めからきちっと線をスタート、1人1時間1日4こまだというのが基本であれば、そういうのをもとに上限をきちっと定めることが必要ではないかということを、道や国に上げていくべきではないですか。どうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 定数の関係につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、基本的には 答弁の中でお答えしましたように、先生の持っている教科ですとか、そういったもので、あとはその 学校のクラス数ですとか、そういったもので持ち時間というのは変わってくるというふうに認識して おります。その中で、ほかの担当する業務も含めて、全体を学校の中で調整しながらやっているというのが現状でございますので。

あと定数の関係につきましては、基本的には国の制度の中で、標準の中で定数化していただくというのが、これは一番でございますので、引き続き国に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) そうですね。持ち時間というのは上限ですから、いろんな先生方とやりくりされている。もちろん下限でなくて上限ですから、そういう目標があって、先生方同士でやりくりして、上限があるから全体としては過労死までいくような大変な時間にはならないのだということでは、私は有効な手段だと思うのですよね。ぜひその辺も検討していただきたいですし、定数増については、国に働きかけるというのが最後にありましたので、頑張ってほしいと思うけれども。本当にこれ置き去りにされてきていることですから、国はいろいろ考えてくれて、状況判断してやってくれているだろうなという、だから今の定数になっているというような教育長の発言の中から酌み取れてしまうのですけれども、そうではないのですよね。こんな戦後七十数年間も同じだって、これだけ教育の中身が変わっているということは、現場からどんどん上げるべきだと思います。

それは、5番目の学校業務の削減、ここにもつながってくると思います。削減についても取り組まれるということで、お答えいただきましたけれども、具体的には本当にこういうことも必要ですけれども、先ほど言いましたように、2002 年から6日分を5日にするようになり、さらにさまざまな業務、もういっぱいあります。2007 年からは全国学力テストが入っていまして、これはものすごい教員にとっては膨大な作業。民間に委ねているとはいいながらも、4割近い学校はもう採点から、集計から、分析からみんな先生方やっているのですよね、独自にコピーをとって。あるいは、環境が変わってきた中では、行政研修も増えてますし、それから教職員の免許の更新制度なんていうのも入ってきてますし、人事評価、学校評価、こんなのがどんどんどんどんだんだれてきまして、結局学校同士の成績も含めて競争と管理というのが、がっちりされてきている、その中での今の労働実態ですからね、こういうところも改善しないと。実際に学力テストなんかは、県としてはもうやらないというところも4か所ほど出てきているということを聞いていますけれども、そういうことも考えて、具体的に教員の業務を減らすというふうにやっていかなければならないと思うのですよね。

幕別の先生方もこれだけに限らず、その学校学校で独自の取組もさらにやっています。私の地元では、例えば南小なら、みなみっ子まつりですとか、北小もやってますけれども、途別の稲作づくりだとか、本当にいろんなことを。これは子供たちにとってはとっても楽しみで、喜んで、教育効果高いと思うのですけれども、それとて先生方にとっては、どこでどういう時間を生み出して、そしてそういうことをやっていくかと大変なご苦労をされています。人の配置も含めて、こういう業務を具体的に減らしていくという点では、教育長の答弁では、ちょっとこの部分はなかったと思いますので、今私が申し上げた点についての改善については、どう考えられますか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 学力テストあるいは行政研修、免許の更新、人事評価、学校評価、さまざまな 例を挙げていただきましたけれども、これらについては国から実際に制度が変わって、おりてきたと 言ったらおかしいですけれども、制度の変遷を経て業務が加わってきたということでございます。

ただ、例えば行政研修の関係でいいますと、先生方の研修、これはやっぱり先生方の資質向上という意味合いからも必要なものでありましょうし、研修制度自体はやっていかなければならないというふうには思っております。ただ、全て出るということではなくて、ある程度選択して厳選しながら受講するということも可能ですし、その辺は先生方の勤務の状態等を含めながら受講するというようなことも可能だと思います。その辺はある程度は減らすこともできるかなというふうに思います。

あと学力テストにつきましては、確かに国なり道からおりてきて、実施しておりますけれども、この結果に基づいて、子供たちの特性を、どこの部分が例えば不足しているですとか、そういった特性を検証しつつ、その検証結果に基づいて学校でプランを立てて力を入れて、ここを指導していくというようなことに活用しておりますので、こういった学力テストについては、本町においては必要であるというふうに認識をしておりますし、今後においても実施していこうというふうに思っております。

あと人事評価、学校評価等についても、これは制度の変遷があって、業務としては増えてきている 形にはなりますけれども、実際に給与面ですとか、そういったものも含めて人事評価は必要なもので すし、それから学校評価についても、地域の皆さんからもアンケート調査いただいて、保護者からも アンケート調査の中で評価をいただいて、学校でどういうところが足りないのだという、そういう意 見の聴取する手法の一つにもなっておりますし、地域の皆さんあるいは保護者の皆さんの意見聴取の 場面にもなっておりますので、こういったことも今の時代としては必要なのかなというふうに思って おります。

等々ですね、確かに業務は増えておりますけれども、教員に対するニーズが多様化しているということで、先生方の負担は増えているということはございますけれども、教育委員会としても、できる限りのサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(芳滝 仁) 中橋議員。
- ○12番(中橋友子) 評価をされているから、こういうことがやられているのだと思うのです。学力テストも研修も教員免許の更新も学校評価も。私、全てがだめだというふうに思っているわけではないのですけれども、現場の先生方を本当に管理と競争で、子供もそうですよね、追い立てられて疲弊しているという要因の中に、こういうものが挙げられるわけです。確かに、例えば学力テストーつとっても、全国的な学力の実態が分かって、うちの学校がどの位置でというのは、それは幕別町の学力がどのランクかというか、どの程度かという判断をする上では、ないよりはあったほうが見えると思うのです。ただ、学力テストも、本当に公表しているところもありますから、この順番を出して、1番になることが目的になったり、そうなってくるとテストのためのテストの授業が取り組まれたり、過去問を何回も練習するとか。

大体学力テストというのは、戦後2回目なのですよね。最初にやったときに、そういうテストをすることによって、例えば競争につながるものですから、成績の悪い子供さんには、学校その日は休んでいただくなんていうようなこともあって、これやめているのですよ、中止になっているのですよ。それが2007年に復活したのですよね。このときもすごい現場の先生方からは反対の声もあったのですけれども、文科省がごり押しした。やっぱりそういうことを長く続けていると、現場にはたくさんの問題が生まれてきているのですよ。やっぱりそこを教育委員会としては、現場の声を聞きながら、これは大事、評価は必要だとか、成績は分かったほうがいいということだけではなくて、それがどんなふうに生かされているのか、本当に教育にとってプラスなのかというところの判断をぜひしていただいて、学校業務全体も見直していただきたい。子供たちが本当に喜ぶような、さっき言ったようなことは、学校の中でお祭りだとかいろんなことを喜ばれてやっていますよね。そういうこともぜひ続いていくような体制を、業務の見直しの中で時間をつくってやれるようなことをしていただきたい、こ

のようにも思います。

時間がだんだんなくなりましたから、最後に時間外勤務のところですけれども、これ問題意識ここも持っていただきたいのですが、教員だけですよね。時間外というのが認められなくて、4%の給与を加算するから、それで何でもやってくれ。だから申告もできないのですよ、先生方は、どれだけ働いても。そういうことをやっぱり実際にこういうところをなくして、当たり前の労働時間になるようにすると、その妨げになっているものは外していくという姿勢を持っていただきたい。国に対しても働きかけという点ではありましたので、やっていただきたい。

それから、7番目の30人以下学級も本当に長年の課題です。いつも学級定数については進んでいる ョーロッパなどと比較して申し上げてきた経過あるのですけれども、20人というようなところが多い です。これに向かっていただきたい。

それで、やっぱり長年放置されてきた定数が改善されてこなかったことは、どんな問題が生じてきているかということなのですよね。教員は労働者であるとともに、やっぱり教員の専門職、聖職といったときもありますけれども、そうなのです。その専門性が発揮できない。私、今回の千葉県の野田市で起きた虐待のことについても、本当に残念に思うのですけれども、その子供の状況をきちっと掌握できる先生が、それが全部だとは言いませんけれども、多忙な中で見落とされてきていることがたくさんある。それが長い何年もやられてきていることですから、本当にこの専門性が奪われてきた歴史というふうに言っている方もいますけれども。

- ○議長(芳滝 仁) 時間ですので。時間です。
- ○12番(中橋友子) そういうことがあります。ぜひ、その専門性生かされるように取り組んでいただ きたい、このように思います。

終わります。

○議長(芳滝 仁) 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。 この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

> 11:02 休憩 11:10 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

- ○15番(谷口和弥) 通告に従いまして、質問させていただきます。
 - 1、児童虐待を見過ごさないまちづくりを

ことし1月、千葉県内で父親から虐待を受けていた小4女児が、首をわしづかみにされる、冷水のシャワーを浴びせられるなどの暴行を受け死亡し、その後、傷害容疑で両親が逮捕される事件が起きた。

また昨年、東京都目黒区で5歳の女児が「もうおねがい ゆるして」と訴えながら、父親からの暴行後に死亡した事件の記憶も新しいところです。その後も連日のように全国各地で児童虐待事件の報道がされていいます。家庭の中で力の強い者から弱い者へと暴力が加えられる現状を見過ごすことは到底できるものではありません。

幕別町における児童虐待防止対策は、「幕別町次世代育成支援行動計画」及び「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえ、国の考え方に即した「幕別町子ども・子育て支援事業計画」(平成 27年度から平成 31 年度まで)で示されています。

同事業計画の基本目標の推進施策として「児童虐待防止対策の充実」を掲げており、「子どもの権利の普及・啓発」「児童虐待予防事業」「要保護児童対策地域協議会」「民生委員・児童委員活動事業」の4事業を実施しています。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 4事業の達成状況は、評価シートによると、事業ごとに「検討」「継続」「実施」「拡大」と4区分に分類する仕組みである。平成29年度は4事業とも「継続」とされているが、事業の「継続」の示す意味を伺います。

また、各事業の平成31年度の取組についても伺います。

(2) 帯広児童相談所が発行する「業務概要」(平成30年度版・平成29年度実績)によると、幕 別町での「養護相談」は「児童虐待相談」を含めて35件と報告されています。

「児童虐待相談」だけでは何件でしょうか。

また、幕別町での「児童虐待相談」のうち「経路別相談対応件数」「内容別件数」「主たる虐待者別件数」「年齢構成別件数」「処理種別内訳」を伺います。

- (3) 町民に向けて「児童虐待対応マニュアル」を作成する考えがあるか伺います。
- 2 中学生の通学用服の経済的負担軽減施策の実施を。

文部科学省から平成30年3月19日付で、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取り扱いについて」が通知されました。

通知では「保護者の経済的負担軽減に係る留意事項」「通学用服の選定等に当たっての留意事項」が示され、「通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないように」「教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること」「通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限で判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」など、学校及び教育委員会の役割を明らかにしています。

この通知を受け幕別町内の中学校 5 校において、今年度どのような経済的負担軽減施策が実施されたか伺います。

また今後の経済的負担軽減施策や、通学用服の選定や見直しの考えがあるのか伺う。以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、 答弁させていただきます。

「児童虐待を見過ごさないまちづくりを」についてであります。

児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待の発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子供の保護・自立に向けた支援が行われるよう、国、自治体、関係機関が一体となり対策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、年々増加しており、平成 27 年度には 10 万件を超え、29 年度では 13 万 3,778 件と過去最多となり、主なものとして、心理的虐待が 7 万 2,197 件と最も多く、次いで身体的虐待が 3 万 3,223 件、ネグレクトが 2 万 6,818 件となっております。

ご質問の1点目、「幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本目標の推進施策である4事業について、平成29年度は「継続」とされているが、「継続」の意味は、また、平成31年度の取組は」であります。

平成27年3月に策定した「幕別町子ども・子育て支援事業計画」では、基本目標である「支援を必要とする子どもへの取組を推進」を達成するための推進施策の一つとして、児童虐待防止対策の充実を掲げ、一つには「子どもの権利の普及・啓発」、二つには「児童虐待予防事業」、三つには「要保護児童対策地域協議会」、四つには「民生委員・児童委員活動事業」の4事業を実施しております。

一つ目の「子どもの権利の普及・啓発」については、子どもの権利を尊重し、子供一人ひとりを守り育てるため、保育所や小中学校など、子供に関わる施設に子どもの権利を記載した掲示板を設置するとともに、毎年、小学校高学年と中学生向けのパンフレットを配布し、道徳、社会科やホームルームにおいて子どもの権利に関する時間を設けるなど、普及・啓発に取り組んでおります。

二つ目の「児童虐待予防事業」については、保育所や幼稚園、小中学校、児童相談所など関係機関との連携を密にし、児童虐待の早期発見に努めるとともに、町広報紙やホームページを通じ、児童虐待の通告や子育てに悩んでいる場合の相談先を周知しているほか、11月の児童虐待防止推進月間には「オレンジリボン運動」の取組として、職員がリボンを身につけ、啓発に努めております。

また、平成29年4月から「幕別町子育て世代包括支援センター」を役場、札内支所、忠類ふれあいセンター福寿に設置し、相談窓口の充実強化を図るとともに、保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対しては、養育の相談、指導、助言などの支援を行い、関係部局が連携し児童虐待予防に努めております。

三つ目の「要保護児童対策地域協議会」については、平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、要保護児童対策地域協議会の設置が法定化され、18年5月に「幕別町要保護児童対策地域協議会」を設置し、通報や通告があった場合に、その内容や状況について事例に関係する機関によるケース検討会を実施し、情報交換や支援方策の検討を行い、要保護児童への速やかな対応及び支援に努めているところであります。

四つ目の「民生委員・児童委員活動事業」については、民生委員・児童委員が地域における身近な相談者として、子供の健全育成に取り組んでおり、毎月19日の「幕別町教育の日」に学校訪問活動を実施し、児童及び生徒の見守りや、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めております。

これら4事業については、児童虐待を防止する対策として、平成27年度から実施しており、29年度においてもいずれも継続して実施する必要があったことから、「継続」と評価したところであり、本年度は新たな普及啓発事業の取組として、図書館における子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーの設置や、常設保育所の保護者に対して北海道が作成した児童虐待に関するパンフレットやシールの配布を行っております。

なお、最終年度の平成31年度においても、この4事業を継続して実施し、児童相談所等関係機関との連携のもと、児童虐待の予防・防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に努めるとともに、32年度からの「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に向けて、新たな事業の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「児童虐待相談の件数、うち、経路別相談対応件数、内容別件数、主たる虐待者 別件数、年齢構成別件数、処理種別内訳は」についてであります。

平成 29 年度の帯広児童相談所における本町の相談受理件数は 35 件であり、このうち、虐待として 認定された「児童虐待相談」については 19 件であります。

この「児童虐待相談」の「経路別相談対応件数」につきましては、警察署からの通告が9件、町からの通告が3件、家族からの通告、近隣知人からの通告、学校からの通告がそれぞれ1件、その他として児童相談所等の北海道の機関からの通告が4件となっております。

また、「内容別件数」については、心理的虐待が13件、身体的虐待が6件となっており、「主たる虐待者別件数」については、実父からの虐待が9件、実父以外の父からの虐待が6件、実母からの虐待が3件、その他の同居親族の虐待が1件であります。

「年齢構成別件数」については、ゼロ歳から3歳未満が4件、3歳から学齢前が8件、小学生が5件、中学生が1件、高校生その他が1件となっており、「処理種別内訳」については、児童相談所による面接指導が17件、里親への子供の委託が1件、その他が1件であります。

ご質問の3点目、「町民に向けて児童虐待対応マニュアルを作成する考えは」についてであります。 虐待相談や通報・通告を受けた場合の自治体や関係機関での対応策と連携方法などを、児童虐待対 応マニュアルとして作成している自治体はありますが、本町では、国や道が示す虐待対応マニュアル に基づいて適切な対応ができているものと認識しております。

前段申し上げましたとおり、本町では児童虐待に関する普及啓発事業に取り組んでいるところでありますが、家庭は子供にとって一番安心できる場所であり、保護者は子供を守る一番の存在であることから、保護者自身が児童虐待に対する理解と認識をさらに深めることが大変重要であると考えております。

従いまして、児童相談所など関係機関と協力のもと、ファミリー・サポート・センター事業や保護者が集まる機会を捉え、児童虐待に関する研修会の開催について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「中学生の通学用服の経済的負担軽減施策の実施を」についてであります。

文部科学省から発出された、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取り扱いについて」の通知につきましては、昨年2月、東京都内の公立小学校で、海外の有名ブランドを標準服に選定したことに端を発し、2月15日に国会に提出された「公立学校の標準服の価格に関する質問主意書」に対する答弁書の中で、「制服のあり方については、その負担が過重なものとならないよう配意がなされることが必要であり、通知の発出を含め対応を検討している」としたことによるものであります。

市町村教育委員会には、昨年3月30日付で、北海道教育庁を通じて文部科学省から通知があり、この通知を踏まえ、北海道教育委員会では、6月に全道の公立学校における制服の取り扱いの実情などの調査を実施し、最近5年間における制服の見直しや選定方法等を把握するとともに、得られた保護者負担軽減の取組事例を市町村教育委員会に提供することとし、去る2月22日付で通知があったところであります。

一つ目の「今年度どのような経済的負担軽減施策が実施されたか」についてであります。

昨年6月に実施した調査において、町内5校の中学校で使用されている男女制服の購入価格の平均は、約3万8,000円であり、このうち、2校が独自のデザインを採用したり、色の指定をしており、他の3校では、標準学生服を採用しているところでありますが、男女ともにサイズ等により金額もさまざまであります。

教育委員会といたしましては、本年度、制服に対する負担軽減施策は実施しておりませんが、児童生徒の就学が困難なご家庭に対し、学用品費や新入学用具費などの就学援助を実施しているほか、平成 29 年度から中学生の修学旅行費に係る経費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減に努めているところであります。

二つ目の「今後の経済的負担軽減施策や、通学用服の選定や見直しの考えはあるのか」についてであります。

はじめに、今後の経済的負担軽減施策についてでありますが、中学生の通学や学校生活における制服については、基本的に保護者の負担であると認識しているところであります。

しかしながら、国の通知を踏まえ、北海道教育委員会では、去る2月22日付の通知の中で、昨年6月の調査結果をもとに保護者負担軽減の取組事例として、制服のリサイクルや全国共通の標準型制服の採用などを示しており、教育委員会といたしましても、3月1日付で取組事例を各学校に提供したところであります。

次に、通学用服の選定や見直しの考えについてでありますが、中学校の制服につきましては、地域の実情や校風、生徒・保護者の考えを踏まえ、各学校において総合的な判断のもとで決定しているところであり、教育委員会として、選定や見直しを行う考えは持っておりませんが、できる限り保護者負担が軽減できるよう、各学校における取組を促してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

児童虐待についてであります。

児童虐待の件数が全国的に大変増えているということは、今、ご答弁の中でいただいたところでありました。

きのうの夜のニュースからも、きょうの朝もやっておりましたけれども、今度は横浜で3歳と5歳の子供さんのケースが報道されておりました。やけどを負った3歳の子供を5歳のお兄ちゃんが近所に助けを求めてきた。親は両親ともパチンコ中だった、そういう現状の中で、両親が逮捕されたということが報道されておりましたけれども、本当に連日胸が苦しくてたまらない、ニュースをずっと視聴し続けることが本当に困難になりそうな思いがある、そんなことが続いているところであります。

今回、私は、「児童虐待を見過ごさない」という、そういうふうな表題にしましたけれども、見過ごさないというのはもちろんではありますけれども、やはりそれ以前に、児童虐待そのものがないまちづくりをちゃんとしていかねばならないのだなということを、私自身この質問に当たっていろいろまた勉強する中で思った、そんなこともまずは話させていただきたいと思います。

「幕別の町子ども・子育で支援事業計画」の4事業についてでありますが、いろいろとやっている事業について報告をいただきました。継続ということが評価シートの中でどういう意味なのか、私自身が分からなかったものだから、まずはそこの点から指摘させていただいたわけであります。「継続して実施されているから、継続とした」ということのご答弁でありましたけれども、この評価はどういう方々がやっていらっしゃるのかということと、それからやはりこれも来年度、31年度で最終年度ですから、達成の具合としては、達成できているかどうかということの評価が分かりたいわけで、その中で継続、実施、拡大ということの表現は非常に分かりづらいのだと思うのですよ。達成に向けてどの程度の到達点なのかということがお聞きしたいのです。

この2点、まずお願いします。

- ○議長(芳滝 仁) こども課長。
- ○こども課長(髙橋宏邦) 次世代育成計画の評価につきましては、関係各課並びに公募委員、それから関係機関から成る次世代育成協議会というものがありまして、そちらのほうで評価・検討しているところでございます。

達成度といいますのは、特に何%というようなつけ方はしておりません。特に継続事業につきましては、達成ということではなくて、事業を継続して引き続きやっていく必要もあることから、達成ということにはならないかとは思います。単年度で終了するような事業ですと、達成ということにはなるとは思いますが、継続事業については今後も引き続きやっていかなければならないということで、達成ということにはならないというふうに考えております。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 評価する組織については、分かりました。

その達成ということの表現については、少し整理が必要かなというふうに思ったところであります。この27年度から31年度までの計画の中で、この目標を達成したいということでの計画でありますから、31年度終了の時点において、これはどの程度達成できたかどうかということは、ちゃんと評価というのはある程度明確にしておかなければならないのだと思うのですよね。何%としかと、そういう言い方にならないからと、ずっと継続なのだというふうに言われると、この目標自体がいろいろ書かれていること、今後のことについてもお尋ねしましたけれども、ちょっとうやむやと実施をこのまま継続していくのかなというような、そんな思いもしてしまうところです。

その辺はどうですか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これですね、達成としてしまうと、そこで終わってしまうものですから、しかしながら、達成はしているのだけれども、引き続き実施する必要性があるものの表現としては、継続と

したほうが分かりいいのだろうな。達成だとそこで終わってしまって、次の年度、何やるのですかということにもなってしまうので、今はそういう表現を用いているということであります。

ただ、確かにおっしゃるように、分かりにくさはあるかと思いますので、この辺の表現方法については、次期の計画については少し検討が必要かなというふうに思います。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 「次期については検討する」ということの、町長のご答弁でありましたけれども、 やはりこれ町民見ても、何だろうということになってしまいますから、そこの辺はもっといい表現が あるのであれば、適切な表現にして、評価の度合いを、達成状況をちゃんと分かるようにしたほうが よろしいのではないかなというふうに思います。

細かい施策のことについては若干ありますけれども、二つ目の、いろいろ数字も出していただきました。この数字のほうのことについては、お聞きする中でまた質問させていただきたいと思います。 いろいろと帯広児童相談所で出している資料の中で、幕別として分かるものと分からないものがあったものですから、その辺の数字を出していただいたところであります。幕別町は、児童虐待の件数が 19 件と、相談が 19 件ということでありました。

全十勝では280件ですから、人口や子供の数でいうと、幕別町のこの19件という数字は非常に小さいな、少ないなという印象を受けます。この数字が、十分児童虐待の相談を見逃さずに、児相につながっているかどうかということについては、ちょっと分からない部分はあるのですけれども、一応、数値の上ではそういう数字でありました。ちょっと少ないことには少し驚きの思いもあって、答弁を聞いていたところであります。

昨年度、資料が29年度が最終版なものですから、29年度の数字をいただきましたけれども、28年度は全十勝176件だったのですね。176件が28年度には280件と、1.59倍、1.6倍、大きく増えたのがこの28年度と29年度のまずは数字の違いであらわれています。幕別町においては、35件また19件という数字は、過去数年間の中ではどんな実態でしょう。そのことを確認させていただきたいのと、それからもう一つ、幕別町といってもいろんな地域性があるのだと思うのです。子供の虐待のその地域ですね、どんな傾向があるのかお尋ねしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) こども課長。
- ○こども課長(髙橋宏邦) 幕別町の件数につきましては、平成23年からの数字でございますが、平成23年が10件、24年が5件、平成25年が12件、平成26年が4件、平成27年が13件、平成28年が9件、平成29年が19件という数字となっております。

あと、地域的な傾向につきましては、児童相談所のほうでも個別の内容については守秘義務としているので、こちらのほうでも把握はしておりません。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 今、過去5年間の数字をお聞きしましたけれども、傾向としては増えたり減ったりの中で、29年度はどんと増えたということなわけなのですね。このことは、どういう何か事情が、カウントの仕方に違いがあるだとか、違いが求められただとか、そういうったことがない中で、児童虐待の相談が単純に増えたのだということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) こども課長。
- ○こども課長(髙橋宏邦) こちらの件数につきましては、さまざまな状況が考えられると思います。 例えば本町でいいますと、妊産婦さんの全戸訪問を始めたという際には、やはり早期発見につながったということもあり、件数も増えているということもありますし、例えばこれだけニュースとかになっていますと、近隣からの通報というのも増えているというふうに分析しているところでございます。
- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 数のことは分かりました。それで、今出していただいた数字のうち、大変気になる部分というのは、先日、地元新聞にも出ていましたけれども、主たる虐待者が誰かということが問題なのですよね。圧倒的に父親であると。十勝管内においての数字とも、やっぱり幕別町もほとんど

同じ傾向があって、十勝管内でいうと、280件中、実の親からの虐待が144件で51.4%、そして実の父以外の父、要は再婚したり、あるいは義理の内縁関係の父とかということになってくるのでしょうか、あまり実の父よりも、そういう世帯は少ないのだと思うのだけれども、これも結構多くて、48件あって16.4%、合せると父親だけで67.8%が主たる虐待の件数として、帯広児相ではカウントされている。

幕別町でも、実の父が9件で、実の父以外というところでは6件で、19件中ここで15件ですから、 圧倒的に父親が虐待を行っているということになるわけであります。実の母ということもありますけれども、昨今の状況でいうと、女性の貧困のこと、家庭環境が貧困のことなどもありますから、精神的に非常に不安定だなどというようなことなどもあるのかと思うのだけれども、本当に子供にとって最も頼りにしたい、そういう人たちからの虐待が圧倒的だということが幕別町においても示されたわけであります。

先ほども、虐待が起こらないようにということの中では、虐待が起こらない町をつくっていこうというそんな思いになっているのだということをお話ししましたけれども、幕別町のこの施策の一つの中では予防対策がありますけれども、どちらかというと、子育てを中心にする母親が直接職員に触れる対象になっていくのかなという思いの中で、ここではやはり父親に対する教育、父親になる前の段階からの教育も含めて必要なのだということを感じるわけですが、そのことに対して町のほうでは何か考えている、来年度以降の計画の中で、こんなことも含めたいのだということをぜひ挙げていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは完全に固まったものではありませんので、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、今はまだ保育所などにおいて、道がつくったパンフレットを配布しているわけであります。その中での多少の会話はあったにしても、母親が確かに中心になっているわけであります。今、実態が、実の父、あるいは実父以外の父、あるいは母親、実の母、実の母以外の母、入れると、もう九十何パーセントなのですね。そうなってくると、やはりそこの保護者、今、現に保護している方に対する研修というのが必要なのだろうなというふうに思います。そういう中で、事例を紹介したりとか、陥りやすい過ちみたいなものを紹介する中で、虐待に対する、虐待の重大性について認識を深めてもらう、そんなことは必要であろうなというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 今、町長からご答弁いただいたことは、とても共感のできる中身のもので、ぜひ町としてもそのことを進めていただきたい。法改正も、児童福祉法や児童虐待防止法も、今、早急に改正案が出される、そんな見込みになっているところであります。どんな法律になってくるかというのは大体は見えていますけれども、しつけと称して暴力を振るうことは一切禁止であると、そんなことも明らかにされる、そんな法改正もあるものですから、もう北海道版のパンフレットも、あれ平成25年のものですから、もう古いですから、町の実態に合わせたものもつくるなど啓発に努めていただきたいと、そのように思うところであります。

それに関連して、児童虐待マニュアルの件、3番目になりますけれども、国や道のものがあるからそれで対応ができているのだということのご答弁をいただいたところでありました。十勝管内では、自治体独自につくっているのが、児相の方にお尋ねすると、清水町と帯広市であるということでありました。清水町のものはダウンロードができたので、ちょっと内容については見てみました。北海道版というのは、とてもページ数が厚くていろいろ詳しいのだけれども、専門的で分かりづらいなというふうに思ったところであります。そのことを清水町自身の子育て支援課がそれに即して、町の実態に合わせて、そして組織図なども含めて刷新したものでありました。

先ほど、上からのものをそのまま出すのかという質問もありましたけれども、上からのものがあるからいいのだというのも、それもまたちょっと十分でないのだと思うのですよ。先ほども、法律が変わる、改正されそうだということもありましたけれども、私はやっぱり幕別町自体でも持っていただ

きたい、持つことが、町民がやはり通報するのでも勇気が要りますから、それは必要なことなのだというような認識がちゃんとできる、虐待がどういうものかということをちゃんと理解する、そういったことのためにあったほうがいいのだというふうに思うのですけれども、改めてご答弁いただけますか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 清水ですか、帯広ですか、マニュアルがあるということでありますけれども、質問は町民向けということでありましたので、内部向けあるいは関係機関との間でのマニュアルについては存在しますので、それに従って、そごなくやられているというのが実態だというお答えを差し上げました。

町民向けということになると、先ほど申し上げましたように、もう 100%に近いぐらいが保護者ということでありますので、先ほど申し上げましたような、保護者に対する研修などを実際にやって、そして認識を深める、虐待ってやってはいけないのだという認識を持ってもらうということが何より大切であろうというので、私はそこを一番取り組んでいきたいなという思いで、先ほどそういう答弁を差し上げたわけであります。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 質問がうまくお伝えできなかったということは、理解しました。

町民向けということで私は質問したし、そのつもりでいたのだけれども、関係者のほうではやっていて、それは清水町と同じように関係者に配られてやっていらっしゃるのだろうなということの答弁なのだということで、理解をしたところであります。

帯広児相でも、児童虐待のキャンペーンをいろいろ工夫してやっているところであります。幕別町においても、職員がオレンジリボンキャンペーンの際には、オレンジをそろえて、そしてアピールしているのだと、そんなことのご答弁もありましたけれども、今こういう状況が全国的にあるものですから、私は町としてもっともっとアピールをしていただきたいのだというふうに思うのですよ。

ホームページや広報で出しているということでありましたけれども、昨年 11 月の広報では、1 ページの半分を使って、毎年 11 月は児童虐待防止のキャンペーンですよということで出ていたりもします。こんなものが虐待なのだということの紹介や、通報はこうとあるのだけれども、やっぱりこれで十分目に届くかなということでは、繰り返しやらないと周知されないのだろうなというふうに思って見ておりました。

帯広児相の話に戻りますけれども、11月にキャンペーンとして街頭行動や、それから講演会をやっていらっしゃる。町独自でやるということはあったらいいと思うのだけれども、なかなかそれもきっと忙しい中では難しいものもあるのかなと思ったりもするものですから、こういった行事に対する呼びかけも、町のほうでしていただくことは重要ではないかなというふうに思っておりました。

昨年の11月25日の児相が主催した講演では、児相の関係者を除くと、児相の職員を除くと、参加が110人で、帯広市民文化ホールの多分小ホールだと思うのですけれども、それにしてもやっぱり空席が目立つ、こいうった講演があるので、事業があるので、町民の皆さん参加してくださいよというような発信もすることは重要なのだと思うのです。まず町独自の啓発事業ができないか、そして今の児相のことについて、できるのだと思うのだけれども、そのことについてご答弁をいただいていいですか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) おっしゃることについては、十分対応できるというふうに思っていますし、継続的にお知らせをしていく、周知を図っていくということが一番大事でありますので、それはホームページであろうが、あるいは広報であろうが、やれる方法を使ってやることについては、やっていかなければならないなというふうに思います。

ただ、一番大事なのは、やはり一番の当事者である保護者ですね、ここを何とか理解を深めていかないと、根が絶ないだろうというところがありますので、まずそこに重きを置きながら、そういった

周知もやっていきたいというふうに思います。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) やはり私も申し上げましたけれども、今の町長の答弁にありましたけれども、やっぱり保護者のところは大事なのだと。ほとんど全部を保護者が占めるわけですから、そこのところの啓蒙活動をしっかりすることがやっぱり大事なのだというふうに思います。ですから、今の町長の答弁には、大変共感のする部分が多かったと思いますし、そして本当にあらゆる手だてを使って、そして幕別町から虐待ということがなくなるように、町としても努めていただきたい、そのことを最後に述べさせていただきたいと思います。

それでは二つ目、学生服、通学服のことについての質問に移らせていただきたいというふうに思います。

この問題を取り上げた経過なのですけれども、こんなことがありました。今、学区の問題では、札内地域は、JR根室本線と国道38号線の間に挟まれた地域、共栄町、西町、桜町の一部と北栄町全体、基本的に札内南小学校の通学区であると、だけれども、札内北小への区域外通学も認めているというところであります。

そして、札内北小を選ぶと、中学校進学の際は原則として札内東中なのだけれども、札内中学校への区域外通学も認めるという、そういう特別な通学区に対するエリアであります。ですから、今の地域の人で北小に進んだ子供さんを持つ人、札内東中に進学するわけですが、そこで学生服の、通学服の価格が随分と違うのだということが保護者の間で話題になって、問題意識となって、それで、その通学服のことの一点が原因で、あるいは主たる原因で、東中に進学しようか、あるいは札内中学校に進学しようか、どうしようかということになっていく、そんなことがあるのだということの話を聞いて、これはいろいろ町の支援政策、答弁がありましたし、いろいろやっているのも分かっておりますけれども、通学服の学校間格差が問題として、こういったことがあるならば、それはやはり検討するに値する中身があるということの中で、この質問をさせていただいたところであります。

文科省の通知や、それからこの質問通告を出した後、2月22日も道から通知が出ていてということでは、ご答弁にあったところでありますけれども、やはりこの学生服、通学服の値段については、3年間着るものでありますけれども、確かに保護者の義務ではあるけれども、保護者が負担していくのが大変なのだという実態に沿う金額なのだというふうに思います。そして、道教委は通知の中で、販売先のことも挙げて、公正取引委員会の報告書も参考にするようにも求めているところで、この辺もやはり考えていかなければならないところなのだろうというふうに思うところであります。

改めてお聞きしますけれども、保護者負担の軽減を第一に、その一方で、地元の業者の収益にもつながる、そういう手法を幕別町教育委員会は考えるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 制服の関係でございますけれども、基本的に保護者の負担ということにつきましては答弁でお答えしたとおりなのですけれども、教育委員会といたしましては、保護者負担の軽減についても配慮をしてまいりたいと思いますし、一方では、町内事業者の育成という観点もございますので、そこをバランスをとりながら当たってまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 生徒数が減少している地域などでは、うまく先輩からのお下がりをもらって着るですとか、兄弟間でうまく利用する、そういったケースが随分あって、上手に使い回して負担にならないように、そういう文化というか、そういう歴史もあるのだということも、いろんな保護者との対話の中では分かっているところでありますけれども、やはりサイズのことや人口が増えたり減ったりということになってくるのでしょうか、札内地域などではユニフォームを買わなければだめだと、制服を買わなければだめだということもあるようで、買わなければだめな保護者が、やはりこのことでは問題意識を持つのだというふうに思います。

それで、北海道教育委員会のこの通知の中では、通学用服のあり方の議論を小中学校の教員・保護者など関係者に通知して、そして議論を促してはいかがかということとあります。制服検討委員会のようなものがあるのかなと思うのですけれども、この検討というのはその組織の中で行われるという手順を踏むのでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 教育部長。
- ○教育部長(岡田直之) 見直しに当たっての手続、手順でありますが、現状においてはなかなか見直しということは最近ございません。見直しに当たっても、やっぱり大きな出来事がない限りは、なかなか見直しをしていないという現状がありまして、そういった組織はまだ町内にはございません。しかしながら、見直しに当たっては、谷口議員おっしゃいましたように、当然として保護者の意見を聞いて、できる限り安価なものでより質の高いものにする必要があるというふうに考えておりますので、見直しに当たっては、教育委員会としても学校にそのような働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) ご答弁は理解できるものであったというふうに思います。

それで、今、新しい社会現象といいますか、LGBTの方への人権の問題などが出てきております。 体は男性だけれども心は女性である、またその逆、そんな生徒がやはり子供の中にもいるということ の中で、今、選べる制服、そういう取組が関東地域などが中心になって全国的に広がっているという 報道が、過去にNHKなどでも放送されておりました。要は、女性がスカートをはきたくないと、体 は女性だけれどもスカートははきたくない、体は男性だけれどもスカートをはきたいという、そうい う生徒への人権の問題についての配慮もしていかねばならないのだというふうに思う時代が、そうい うことに配慮しなければだめな時代がもう来ているのだというふうに思います。

それで、千葉県柏市にある中学校が紹介されたのですけれども、ジェンダーレス制服、そういう心と体の性が一致しない生徒に、襟元がネクタイかリボンか、そして下がズボンかスカートか、要するに4種類の組み合わせで男子も女子も好きなものを選べるというふうに、制服検討委員会の中でしたと、そしてそういうことにしたと、それが今、広がっているのだということでありました。

なかなか新しい問題で、勉強していかなければだめな領域で、私も分からないことがあるのですけれども、人権の問題だから、このことについてはちゃんと注視をして研究をしなければだめなのだというふうに思うわけであります。

この中では、私服にするのはどうだという議論もされたということも聞いております。

中学校になると制服を着るのだと、制服のよさは大変分かるのですが、これから小中一貫教育に入っていく中で、9年間の教育の中で、最後の3年間は制服になるのだ、そのことに対する答えも、ちゃんと教育委員会は説明できるものを持っていないとだめなのではないかなというふうに思うのです。

今、選べる制服をもっと、今あるものがどうかということではなくて、こんな制服ということの中で、今、私は問いかけをしています。このトランスジェンダー、制服のこと、私服のこと、幕別町教育委員会ではどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) まずはじめに、LGBT等への配慮、あるいは男女含めてということでございますけれども、現状で、本町におきましては、LGBTの事例がないと申しましょうか、ということでございますので、男子の制服と女子の制服というのは別々にして指定なりをしているということでございますので、現状としては対応はできていないということでございますけれども、言われますように、千葉県の柏市、あるいは東京都の世田谷区、中野区などでも、そういった動きが出てきております。これはもう時代の流れでしょうし、そういったことに配慮も必要な時代になってきているというふうに考えておりますので、今後考えていかなければならないというふうに考えております。

あわせて、これは人権教育、道徳等で今も行っておりますけれども、人権教育も含めて、そういっ

た理解促進も含めていかなければならないというふうに考えております。

それと、私服の関係でございますけれども、私服につきましては、基本的に制服自体が学校の裁量に基づきまして決められていることでございますので、制服を決めないとならない、逆に、決めない、決めなくてもいいというか、どちらでもないことでございますので、単純に学校の裁量の中で制服を決めているということでございますけれども、私の考えといたしましては、制服があることによって、子供たちの規範意識が醸成されるというふうに認識をしておりますので、私としては制服はあったほうがいいだろうなというふうに思っております。ただ、最終的には、先ほども申し上げましたように、学校の裁量権でございます。

以上であります。

- ○議長(芳滝 仁) 谷口議員。
- ○15番(谷口和弥) 今、現状では、対象になる生徒さんがいないということの中では、問題になって いないということは、答弁の中で分かったところであります。

この問題が、そういう生徒さんが要望があったときには直ちに対応する、そういったことが必要なのだということの認識はどうでしょうか。そして、やはり制服のありなし、私服のことはそういうことも議論の一つだということでお話ししたのであって、私服を積極的に考えなさいという、そんな意味合いで私は申し上げたつもりはないのです。

私は、実は中学校も高校も、私服でということが許されている学校だったものですから、制服というのは着たことがないのです。教育長におかれましても、中学は分からないけれども、高校はきっと私服でいて、ほとんど制服をお持ちだったかどうか分かりませんけれども、私服で通われた、そういった職員さんはたくさんこの中にもいらっしゃると思うのだけれども、制服の良しあしについては、やはりほかの生徒さんよりもきっと敏感にいろんな議論を耳にしているのだというふうに思います。

私は、制服についても、その必要性といいますかメリットについては感じていて、決してそれも否定するものではないのですけれども、でもここで必要なことは、検討委員会が立ち上がるようなことがあったときには、LGBTの問題も含めて、そして私服のことも含めて、検討委員会の中で議論となるように、そのことも議論となって、そこでどう選ぶかは自由ですから、この柏中学校の場合も私服も出たけれども、でも9割が反対して、制服を選んで、こういう結果になったということが報道されておりました。

しかし、その選択としてちゃんと提供するのだということは教育委員会には求めておきたいと思う のですけれども、その辺はどうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 制服の選定、今後見直しがある場合には、そういった学校内で選定委員会ですとか、そういったものも設置ということもありますでしょうし、そうした中での議論につきましては、今、議員おっしゃられますように、LGBTへの配慮であったり、私服の検討であったり、それからできるだけ安価に、保護者負担の軽減を図るべく、できるだけ安価にといったようなことも含めて検討がなされるように、教育委員会からも働きかけてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。 この際、13 時まで休憩いたします。

12:08 休憩 13:00 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番(小田新紀) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、町の将来像を語り合えるコミュニティ・スクールを。

本町では、本年4月から「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を正式に開始する意向を示しています。「コミュニティ・スクール」の目指す姿を実現するためには、地域住民の皆さんがその理念を理解した上で、主体となって「熟議」を重ねることが大切になってきます。実現には10年以上はかかる施策とも言われており、まさに地域全体で丁寧につくり上げていくものでなければなりません。現在の町の体制で推進するのは容易ではなく、今後、人員の増員など、より一層の充実した体制づくりが必要と考えます。

また、本町における「コミュニティ・スクール」は、小中一貫教育の推進を補完するものとしております。しかしながら、本町において小中一貫教育を導入する大きな目的や教育課題、そして「コミュニティ・スクール」で、どのようなまちづくりを目指していくのかという将来像がまだ見えず、実際の学校現場では戸惑いの声が聞かれます。「地域とともにある学校づくり」を目指す中で、本来は学校現場の負担を減らしていくべきものではありますが、今の段階では、大きな負担増加を感じられている状況となっております。

つきましては、以下の点について伺います。

- (1) 町全体として、各部署間の連携や人員配置、新たな部署の設置などの体制づくりについての考えは。
 - (2) 学校職員、町民、子供たちが主体的に進めるための方策は。
 - 2点目、体力運動能力調査の全学年実施について。

平成20年度から実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学5年生並びに中学2年生を調査対象とされていますが、本町においては、当該学年のみならず全学年で実施をしてまいりました。

しかしながら、これら調査開始当初から学校現場においては、「調査に要する時間の確保」「全学 年実施における意義」について、疑問の声が上がっていました。

そうした中で、町としては確固たる目的を持って実施してきたことと思われますが、全国調査開始 から 10 年がたち、一定程度の見直しや、学校裁量での判断といった発展的な検討を図るべきと考え、 以下について伺います。

- (1)過去10年間において、町独自の施策として全学年実施をしてきた成果は。
- (2) 本調査の全学年実施を見直す考えは。

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町の将来像を語り合えるコミュニティ・スクールを」についてであります。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、現在では、全国各地でコミュニティ・スクールの導入が広がり、平成30年4月1日現在では、全国の学校のうち、14.7%に当たる5,432校が実施しております。

現在、本町では、法で定める学校運営協議会に近い組織として、平成16年度から町内各小中学校に協議会を設置し、それぞれの教育目標や学校運営、地域との連携など、広く学校の経営等に関する事項について、保護者や地域の代表者等から意見を伺いながら学校経営を行っております。

教育委員会といたしましては、現在ある協議会を一歩前進させ、平成31年度から法に基づく学校運営協議会として位置付け、コミュニティ・スクールをスタートさせることにより、一層の目標共有や地域の教育力を生かした活動が展開され、学校運営の改善につながりますとともに、学校の魅力化や特色づくりに資するものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「町全体として、各部署間の連携や人員配置、新たな部署の設置など体制づくりについて」であります。

本町においては、小中学校間の児童生徒や教職員をつなぐ縦の取組を小中一貫教育として、また学校と地域をつなぐ横の取組をコミュニティ・スクールとして、この二つを一体的に推進することで、小中学校がネットワークをつくり、学校教育を充実させることができ、さらには地域住民や保護者が学校を信頼し、課題を共有しながら学校を支援する活動が一層充実するものと考えております。

このようなことから、コミュニティ・スクールにつきましては、平成31年度から五つの中学校区(学園)ごとに学校運営協議会を設置し、新たに選出される運営協議会の委員に制度理解を深めていただくとともに、学校の経営方針をはじめ、子供たちの現状と課題等について熟議を重ねていただき、学校と地域の目標を共有することからスタートし、地域とともにある学校づくりを進め、33年度の本格実施に向け取り組んでまいります。

ご質問の各部署間の連携や人員配置、新たな部署の設置などの体制づくりにつきましては、先進地の事例では、地域との連携に関する職務を担当する教職員を置いたり、校務分掌に位置付ける、あるいは地域人材をコーディネーターとして校内に配置するといった事例がありますが、導入時においては、保護者や地域住民が学校運営に参画する意識の醸成を図っていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、昨年から学校教育推進員を1名増員し、小中一貫教育やコミュニティ・スクールのスタートに向け、体制の強化を図ったところであり、現状におきましては、現行体制の中で、各部署間の連携をはじめ、学校へのサポートを実施してまいりますが、各中学校区での熟議において、地域との関わり方や取組などが具現化され、活動が活発化される中で、必要に応じて体制整備を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「学校職員、町民、子供たちが主体的に進めるための方策は」についてであります。

コミュニティ・スクールは、全国各地で徐々に広まりつつありますが、いずれの事例においても成果を出すためには、保護者や地域住民の理解と協力が必須であり、地域に根差した活動に結びつくまでには相当の期間を要するものと認識しているところであります。

例えば、今後、学校運営協議会において、委員として参画する地域住民や保護者の方にとりまして も、学校経営方針を承認すること自体、学校に深く関わる出来事であり、地域の方々が学校の応援団 として定着し、学校と地域の信頼が確固たるものとなり、地域とともに子供たちが育っていくといっ た完成形に至るまでには、一つひとつ積み上げていかなければならないと考えているところでありま す。

このため、学校職員や町民、子供たちが主体的に進めるための方策については、今後、学校運営協議会の中で熟議を重ねた上でさまざまな取組やアイデアをいただきながら、それぞれの中学校区ごとに見出してまいります。

次に、「体力・運動能力調査の全学年実施について」であります。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、子供を取り巻く環境の変化や偏った食事や睡眠不足など生活習慣の乱れによって、子供の体力が低下している状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証・改善を図るとともに、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てることなどを目的に、文部科学省が平成20年度から実施しているところであります。

全国調査においては、小学5年生と中学2年生を対象に毎年、4月から7月にかけて実施しており、 実技に関する調査として50メートル走や立ち幅跳び、ボール投げなど8項目の測定を行い、「すばや さ」や「粘り強さ」「体の柔らかさ」など運動特性などを把握するほか、体力合計点による全国平均 値との比較を行っております。

また、あわせて運動習慣に関する質問調査として、「運動が好きかどうか」「学んだことを授業以外で行ってみたいか」「オリンピック選手として出場したいか」など、運動やスポーツ、体育授業に対する意識調査等も実施しております。

本町におきましても、国と同様に調査を開始しており、教育委員会といたしましては、全国と本町の調査結果を比較・分析することにより、子供の体力向上につなげていくことが重要であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「過去10年間において、町独自の施策として全学年実施をしてきた成果は」についてであります。

本町におきましては、児童生徒一人ひとりの経年変化を見取りながら、「生きる力」のベースとなる体力向上を図っていくことが大切であると考え、その状況を児童生徒はもとより、家庭にも伝えながら計画的・継続的な指導を行うことなどを目的に、平成26年度から全学年において体力・運動能力調査を実施してまいりました。

各小中学校においては、毎年、調査結果を踏まえ、体力向上プランを策定し体力向上に向けた目標を定めるとともに、具体的な実施計画として、運動会やマラソン大会などの体育的学校行事や体育・保健体育授業の中で、運動の特性や筋力、持久力を高めるなどの運動を取り入れ、体力や運動能力等に係る課題を解決するため、意図的・計画的に取り組んでおります。

このような取組の成果といたしましては、全学年を通じて体力や運動能力の向上が図られるととも に、児童生徒からは「体育の時間が毎回楽しみ」「チャレンジした結果が部活動にも生かせる」など の声もあり、運動に対する意識の向上にもつながっているものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「本調査の全学年実施を見直す考えは」についてであります。

前段申し上げましたとおり、全学年で実施することにより、児童生徒の体力や運動能力の向上につながることに加え、運動習慣の定着や意識向上が図られることから、今後も継続してまいりたいと考えているところであります。

なお、学校現場においては、例えば大規模校では丁寧に時間をかけた指導が困難であるといったことや、実施種目によってはルールを理解することが難しいなどの課題がありますことから、児童の体力・運動能力向上と体育授業のサポートなどを目的とした学校体育支援事業を有効に活用するなどして、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 再質問させていただきます。

また、先日に全員協議会で出していただいた資料も含めて、質問をさせていただきたいと思います。 まず、小中一貫も含めたコミュニティ・スクールについてですが、まずもってこれが今学校現場の 中でまだ理解できていない、納得できていないと、何のためにやっているのか、そういった思いが相 当あるわけなのですけれども、まずそれが今学校現場の声だというような認識について、教育委員会 でそういうふうに捉えているのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) この関係につきましては、従前より準備を進めてまいりまして、学校長会議あるいは教頭会議等、校長先生や教頭先生とも十分相談した上で進めておりまして、学校教育現場の中において、先生方の認識がそこまで低いというような認識は持ってございません。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) まず、そこの認識の違いが学校現場と明らかにあるというふうに、私としては押さえております。いろんな場所で会議も開催されてきたと、それから管理職を含めたいろんな協議会等々で進められてきたということは認識しております。

またそういった中で、なかなか本音が言えないというような実態も正直ありまして、今後進めていくに当たって、今聞こえてきている声が多くの声だというふうに町として捉えられてしまっては、学校現場としては非常に、まずそこで先生たちがすごく怒りを感じていると。もっと言ってしまえば、はっきりすると本当に怒っているということが生の声だということを、まず認識していただきたいというのが1点です。

その上で、私自身もコミュニティ・スクール、あるいは小中一貫教育に対して反対というような立場をとったこともないですし、またそれ自体を否定する立場で質問もさせてもらったことはないつもりでした。個人的にも、非常にこの制度自体はすばらしい制度だというふうに思っています。答弁にもありました、幕別町の小中一貫教育が縦のつながり、縦の取組、そしてそれを地域につながる横の取組としてコミュニティ・スクール、それをリンクして地域で学校を支えていく、そして課題を共有していくということに関しては、もう大賛成というような思いでありますし、まさにそのとおりだなというふうに考えています。

先生方も、それについては何も反対するものではないというふうに思います。でも先ほど申し上げましたとおり、今そういった不満の声というのが大きく広がっているという、そこの理由が何なのかということでいきますと、やはりいろんな議会の場でもいろんな議員が質問してきましたけれども、理念、思いが何なのか、目標とすべきところは何なのかというところがやっぱりはっきりしないと、そこが分からないというところであります。

なので現場としては、目標が定まらない中で、やらされているという感覚になってしまっているというのが現実だということで、改めて認識していただきたいのです。先日配られた、全員協議会の資料も全て拝見させていただきましたけれども、やはりいろんな、こんな良さがありますよとか、こういった成果が出てくる可能性がありますよと、そういったものがかなり多く羅列されてはいるのですけれども、では幕別町でどこを目指すのだ、どんな子供の姿を目指すのだ、どんな町の姿を目指すのだというところが、なかなか見えてこない。これが現実で、今学校現場がやっぱり動きづらいというところであります。

二つ目の質問になりますけれども、この施策自体が、やはり教育委員会だけの施策というものとしてやるということに対しては、かなり無理があると。私もどこかの場面で質問をさせてもらったのですけれども、町の体制として、やはり町全体で考えていかなければいけない施策だというふうに思うわけですけれども、少なくとも町職員、課長職以上とか部長職以上の中で、こういったコミュニティ・スクールについて、町としてどうやってやっていこうというような研修あるいは会議というものを、そういったものは開かれているのでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 町内部でのお話になろうかと思いますけれども、この関係については今おっしゃいますように、職員に対する研修会、あるいは説明会等というものは行ってはおりません。 ただ、庁議の中ですとか、そういった中では話としてはしておりますが、具体的に職員を対象とし

た研修会、説明会等については行っていないのが現状であります。

- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 承知しました。私自身では、まずそこがスタートかなというふうには思うわけです。本当に教育委員会だけでやるというのも制度的に無理があるというふうに思いますので、まず町全体、職員の皆さんがこれをまず共有すると。その上で、うちの町はどんな将来像を描くのかということをまず語っていただきたいなというのが思いとしてあります。

私自身、このコミュニティ・スクールについては非常にこだわりがあって、何度も質問をさせてもらっているのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、全く反対する立場ではなくて、ぜひ推進してほしいというふうに強く思っています。私も教員時代の最後の学校、浦幌町でしたけれども、そこでこの事業について取り組ませていただく機会がありました。教職員をやめて1年目だったか2年目だったか、このコミュニティ・スクールについてのお話も聞きました。文部科学省のちょうど担当者の方にも直接話を聞きました。その話を聞いたときに、本当にすばらしいものだと。ぜひ幕別でやりたいなと個人的には思ったのですけれども、あまりにも大きな事業過ぎて、そうそう簡単にできるものではない、現実的ではないなというふうに思ったところであります。

またその中で、私自身が浦幌スタイル教育コーディネーターという立場を委託という形でいただいて、はっきりした予算も町で立てて、そういった事業もありました。そのときにやりとりしていたの

が全く教育委員会とは別で、町の経済部とか、そういったところとのやりとりの中で、事業も進めておりました。全てが浦幌さんの取組がいいということではないのですけれども、少なくともそういった町を挙げた体制でこの事業を進めようという姿勢がありまして、そこは今後参考にしていくべきではないかなというふうに考えています。

私もいろんな、どうして幕別町の中でどんな課題があって、コミュニティ・スクール、小中一貫を やるのかということも何度か質問をさせていただきましたけれども、私自身もこれをやるための課題 というのをいろいろと探ってみたのですけれども、なかなかないかなというところが正直なところで す。

逆に言えば、町のほうから上げていただいている中一ギャップとか、そういった問題についてはもちろん学校現場にあるということは認識はしておりますし、全員協議会のときにもありましたけれども、少なからず中一ギャップというものは存在しているというような明記もありまして、前回一般質問で不登校のことについても伺ったときに、少なからずそういった実態もあるということについても認識はしておりますけれども、これだけの大きな小中一貫、それからコミュニティ・スクールという町を挙げてという事業をやる、その大義名分という部分については、少し物足りないというか、寂しいなという部分を感じています。

先ほど申し上げたとおり、逆に言いますと、それだけ幕別の教育というのは、そんなに悪くないというふうにも申し上げたい。子供たちを見ていても、私の経験の中でも、この幕別の子供たちというのは、ものすごくいい子供たちだというふうに思います。素直ですし、純粋ですし、素朴ですし、本当に子供らしい子供、豊かな心を持っているなというふうに思っています。そういった強みですね、ほかの町と比べても、全国と比べても、そういった強みというものを生かすような、そんな夢を持って、大きな理念を持って、このコミュニティ・スクールというものを進めていくという形に持っていくほうが、先生方も希望を持ってやれるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) ただいまは、幕別町の教育がすばらしいということで、子供たちもすばらしい ということで、お褒めをいただいたとうふうに思っておりますけれども、確かに幕別の教育はすばら しいと私も思っておりますし、ただ、課題がないということではないというふうに思っております。

現状を考えますと、一般的なことかもしれないですけれども、少子化傾向の中にあって子供の数がどんどん減ってまいります。それと核家族化に伴いまして、家族のあり方というのも変化してきております。そうした中にあって、SNS 等の発達に伴って、人と人とのつながりだとかコミュニケーションのだとかというのも不足をしてきている、希薄になってきているということもあります。

加えて、子供たちを取り巻く環境でいえば、最近、不審者情報等も多くて、子供たちを取り巻く環境もいろいろな意味で、先ほどの SNS も含めてですけれども、危険性が増しているというようなこともございます。ほかにもいろいろあろうかとは思いますけれども、そういった課題を克服するためにも、小中一貫であったり、CS というのが非常に効果的な取組であるというふうに認識をしております。さらに、小田議員言われるように、本町の教育すばらしいものでありますけれども、さらによくしていこうということでございますので、その辺はあわせて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 今、教育長答弁いただいたことについて、何も否定するものでも何でもないとは思っています。それぞれの諸問題については、当然存在するだろうということでありますが、あえて小中一貫で教育をしていく、そしてそれをリンクさせてコミュニティ・スクールをやっていくということに対して、今挙げていただいた問題は、学校現場の中でもう先生たち一人ひとり認識しているでしょうし、それについて取組もされていると。でも、あえてこういったことでコミュニティ・スクールという形でやっていくと言っていく中で、諸問題に小さい大きいという言い方はおかしいかなとは思うのですけれども、何かインパクトが弱いという言い方が正しいのかどうかも分かりませんけれども、やっぱり

幕別町らしさ、幕別町らしく、今の幕別の教育を、教育長おっしゃられたとおりより豊かにするため、ではどこを豊かにするためなのか。どういった部分が今幕別の教育でよくて、全国に負けない子供たちを育てていくのだというような、そういったスタイルを打ち出していただけると、動きやすいというのが、分かりやすいというのが現実だと思うのですけれども、今そのスタイルを具体的にということは伺いませんけれども、そういったやっぱりスタイルを打ち出していくべきではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長 (芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 小田議員が言われる意味合いも分かります。ただ、幕別町全体での考え方もあるかと思いますけれども、それぞれの学校の特色もありますし、それぞれの学年ごとの特色もあります。そういったものを生かしながら、それぞれの学園で熟議を重ねていく中で、またさまざまなアイデアというのも出てくると思いますし、ここはこうしてほしい、ああしてほしいということも、教育委員会なりにいろんな要望も出てくると思います。町として、教育委員会として、目標をということは分かるのですけれども、熟議を重ねていく中で、今ある学校教育をさらによくするためには、こういうことをやっていかなければならない、こういうことをやっていこうということも含めて、探りながらではありますけれども、進めていきたいというふうに思っています。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 言わんとされていることは、分かります。分かりますが、今、教育長のほうから 先ほど出てきた教育諸問題というのは、学校現場において常日ごろからある問題ということで、幕別 に特色ある問題でもないですし、どこの地域に行っても、どこの学校に行っても先生たちは考えてい る問題だと。それについてやっているわけですけれども、それをあえてコミュニティ・スクールで全 て克服できるということもあり得ないだろうというふうに思うわけですが、その議論はまた別の議論 になるかもしれませんけれども、やるほうの立場として、そもそも学校現場のほうからこれをやって くれと言って出てきたものではない。地域から、やりましょうと言って生み出されてきたものではな い。この前の全員協議会のほうでもそのような話がありましたけれども、町としてこれをやろうとい う姿勢で打ち出してきたものですので、では町で何を目指しているの、というやっぱり学校現場とし ての声としてはそういうふうになりますよね。

こんないろんな問題があるので、それをこの制度を使えば克服できますよというふうに説明いただいても、その辺の学校現場の部分は先生たちのほうがよく分かっているので、いや、そんな簡単なものではないよと、形だけつくってできるものでもないよというのもありますし、熟議を重ねて、そこから生み出されるものといっても目標がないので、どんな議論を進めていけばいいのかということも、進められないということなのですよね。

私もいろんな学校の校長先生や一般職員の先生と、この件については大分話はしてきましたけれども、例えばですけれども、その中で出てきた意見としては、幕別町としては子どもの権利条例という特別な制度があって子供たちの権利をすごく大事にしていると。やはりこの信念というか、この思いを守っていくような、これから先生がかわっても、地域の保護者がかわっても、この思いというものを続けていける町にしていこうとか、あるいは先ほど言ったような、子供たちがすごく豊かな心を持っているので、その子たちがずっと健やかに成長できるような環境を人がかわってもつくっていこうと、あるいは今例えばですけれども、新しい幕別高校が誕生します。その高校に子供たちが希望を持って入っていけるような子供たち、いわゆる幕別という町に愛着を持って、幕別に戻りたい、幕別でずっといたいというような子供たちを育てていこうとか、そういった具体的なはっきりした事例とか、それが幕別スタイルというか、らしさという部分で分かりやすい、目標を持ちやすい、今負担はあるけれども、そこに向けて頑張れるというような思いができるというような声も届いておりますけれども、やはり何かそういった大きな理念というものをやっぱり考えていくべきではないかということで、再度同じになりますが質問をさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。

- ○教育長(菅野勇次) おっしゃっている意味は分かりました。そのことにつきましては、基本的には、これは町の目標として、総合計画の中でもうたっておりますし、町の教育目標として、郷土を愛し、みずから学び、心豊かに生きる人という教育目標がございます。この教育目標を具現化するために、学校、地域、それから教育委員会、行政も含めて、一体になって取り組んでいくというのがコミュニティ・スクールですので、小田議員言われるように、例えば教育長がかわっても、校長がかわっても、誰がかわっても、まちづくりの視点から、この開かれた学校づくりが未来永劫続いていくよう、しっかりとした制度設計をしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田勇次) 制度設計、ぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、何度も同じことになりますが、熱い理念、幕別町としての理念、思いというものを、やはり町としてはっきりと打ち出していただきたいということです。

それはそれこそ町の中で町職員の皆さん、あるいは教育委員会の皆さんの中でしっかり熟議を重ねていただいて、打ち出していくということで、町で部署の件もありますけれども、やっぱりしっかりというか、思いを持って取り組まれている町については、それなりの部署が設置されていたり、人員が配置されていたりしています。

答弁の中では、そういったことが必要に応じて検討していくということがありましたけれども、ある程度私の考えとしては、そういった必要な体制整備を図っていくことによって、活動が逆に活発になっていくのだというふうに、この件に関しては、町のほうで体制をしっかりつくることによってはっきりと見えてくるものがあるので、それに対して地域の住民の皆さん、そして学校現場も活動が、こういうことか、これなら頑張ろうというふうな思いで頑張れると、進められると、活動が活発になっていくと。ある程度リーダーシップを持ってやるべき事業だというふうに考えています。

細かい話をしていくと、まだまだちょっとありますけれども、何度も言うとおりこの制度自体に何か悪いものではないというふうに私自身は思っているので、何度も何度も立ちどまっていいものだというふうに思います。本当に急ぐ必要もないし、慌てる必要もないし、三歩下がったとして、また一歩ずつ上がっていけばいいというふうな思いでおりますので、今のままこのまま進めるということではなくて、先ほど最初に申し上げましたとおり、学校現場のほうでは正直まだまだ全然浸透していないということだけ理解していただいて、また改めて今後の施策について検討をいただきたいということは要望します。

本件については、ここまでにとどめたいと思っています。

2点目、体力、運動能力の件ですけれども、こちらも体力調査について、その意義については別の課題、別の観点ということになると思いますので、ここでの議論としてはちょっと避けたいというふうに思うのですけれども、これが本町では全学年、全種目を実施されているということで、これについて非常に当初から疑問の声というのが上がっておりました。その上で町としてもいろんな考え方や思いがあったり、それから試行的にという部分も含めて取り組まれてきたのかなというふうには思います。

ただ、私もスポーツの専門というか、仕事をしている者としても、やはり低学年にそもそもこの体力テストをやり意味というか、意義がどれだけあるのかなと、時間をつくって。先ほどいろんなサポートを受けてというものもありましたけれども、そういう問題ではなくて、そもそも低学年の子たちに、この体力測定の中身をそのままやるということについて無理がある。これは体育の専門の先生たちもみんな同じ思いで言っておりますし、それからほかの町でも全学年、低学年もやっているところもありますけれども、種目を選んだりとか、完全に全種目全学年というところは、ほぼほぼないですね。

そういった中で、今後やってきたことを否定することではないのですけれども、一定程度その役割は終わったのではないかと、この5年間、本町では5年間やってきて、その上で各学校のほうで必要だというふうに考えれば、もちろん各学校の特色ある取組として、やっていただければいいかなとい

うふうに思いますし、ここの部分は、今の、ことしのうちの学校では必要ないのではないか、そういったことがあれば、そこは柔軟に各学校の実態に即したそういう対応で、発展的に進んでいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 私が学校長等からお話を聞いている範囲内でありますけれども、どこの学校も基本的に体力調査を全学年で実施して、それに基づいて学校の中で学校体力プラン、答弁の中にもお答えさせていただきましたけれども、体力向上プランを策定して、どこに課題といいましょうか、不足している部分があるのかというようなことを踏まえながらやっている。これは低学年だから必要ないという、難しさはあるのは分かっていますし、必要ないということではなくて、経年の変化も捉えていますし、そういった意味からも、その調査に基づいて、指導のどこの部分に力を入れていくのかというような材料にもなっておりますから、そういった意味でも活用できる調査であるというふうに思っておりますので、引き続き全学年で実施してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 各学校の声ということで今ご答弁ありましたけれども、はっきり言って、それ本当にそんな声がたくさん聞こえてきているのですかということを、まず聞きたいのですけれども、私が聞いている先生方、校長の声とはまたちょっと違うなと。またそういった学校は確かにあるかもしれないです。そういうふうに報告をされている学校は、それはその学校でやればいいのかなと。必要としているのであれば、やればいいのかなというふうに思うし、それを否定するものでは全くありません。

あと、低学年に必要ないということではなくて、低学年の子たちに正しく測定をあれをさせるのは 実際無理なんですよね。それを正しくさせようと思えば、違う力が働くことになりますし、2時間、 3時間使ってそこまでやる必要があるのかということなのですよね。それならここに書かれている本 来の体育の授業の目的、子供たちの運動能力向上、体力向上、そして運動の楽しさを味わわせてあげ るという、もっともっと有意義にできるのです。でも、その時間を削ってというか、その時間プラス これをやらなければいけない。もっと言えば、違う観点から言えば、時数がその分必要になってくる。 先ほど、午前中の中橋議員の話もありましたけれども、やはりここは精選できる箇所だと思うので す。でも、先ほど申しているとおり、その学校でこれは必要だからやりたいということに関しては、 ぜひやってもらったらいいと思いますし、それを否定するものではないのですが、義務付けではなく て、学校の裁量に発展的に任せていくというスタンスでいかがかなということなのですけれども、改 めてどうでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) おっしゃっている意味は分かります。

ただ、教育委員会の立場といたしましては、ある学校では全学年やる、ある学校ではやらないというようなことも、バランス上どうなのかなというところもございますし、やる上で、先ほども言ったように、活用することによって効果があるというような認識を持っておりますので、そういった意味で、全校、全学年において、引き続き実施をしてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 今の教育長答弁ですと、全ての事業を全部一緒にやらなければならないという感じにも受けとめてしまうのですけれども、国語のテスト、算数のテスト、理科のテスト、業者も各学校全部違いますよね。違うのです。その学年によっても、業者を選んでテストもやっています。それはその子たちに合ってとか、あるいはその先生の授業にうまく合うような、いい意味で精選しているわけなのですけれども、それを全て統一にしなければいけないというふうに捉えてしまうのですけれども、ここの小学校5年生、中学校2年生については、全国調査という部分で、これはやるべきだろうと、今の状況ではやらなければいけないかなというふうには考えるわけですけれども、ほかの学年については、学校独自の教育課程の中で検討していってもらって、必要ないとか必要あるとかという

ことはまたちょっとおかしいかもしれないですけれども、違う形で子供たちに、もっとよりよい方法 で、こういった目標を達成できるような方法を考えていってもらうというスタンスということで、話 をさせてもらっているのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 全学年やることについては、先ほど申し上げましたとおり、運動調査を参考に各学校ごとにそれぞれどういった取組をしたらいいのか、体力向上プランに基づきまして、どういったことに力を入れていったらいいのかという参考材料になるということで、全学年でやることについては、私は引き続きやっていきたいなというふうに思っておりますし、言われるように、そこは学校の裁量に任せて、ある学校では低学年はやらなくていいのではないかというようなこともあろうかと思います。ただ、私といたしましては、先ほど言ったように、低学年を含めて、経年変化も踏まえた中で、子供の成長過程を見るということも大事なことだというふうに思いますし、やり方として、国に報告する小学校5年生と中学校2年生については、4月から7月までの間に統一的にやって、ある一定の時期までに報告しなければならないということはございますけれども、ほかの学年については、そこまで急いでやらなくても、全体の体育授業なりの中で余裕を持ってやっていっていただいて、それを指導に生かしていくということでございますので、無理のないようにやっていただいて構わないかなというふうに思っています。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 常に無理がかかっているのですがね、今現実でですね。その時間があるのだったら、学校の先生としては通常の体育の授業をやりたいのです。経年変化を見ていくのは、それはもう体育テストがあるなしに関係なく、学校としては当然先生たちはやるべきことで、やっていますし、今回答弁でいただいたこういった成果があるということでありましたけれども、もちろんうそではないとは思いますけれども、それが体力テストをやったことによる成果なのか、体育の授業改善によっての成果なのかというところも、見極めていかなければいけないかなというふうには思うのですけれども、あくまでも体力調査は調査なので、調査をしていくわけですよね。でも、それが一定期間は必要かなと思います、譲ってですね。町の考えとして、5年間ほどやってきたと。その調査をしてきたということで、その調査がどれだけ競技の中で生かされているのかどうかは、追及しませんけれども、それはされてきたのは分かりますが、その調査を踏まえてこういう成果があったので、各学校の中にもう一回戻して、それぞれの学校で続けていく必要があれば、やっていきましょうということになりますし、よりよい方法があれば、もっとこの時間を使ってよりよいものをつくり出すことができるわけなので、そこら辺の柔軟性が逆に教育委員会としてあったほうがいいかなと思いますし、それこそコミュニティ・スクールとは、そういうものではないのでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) おっしゃっている意味は分かります。ただ、私、先ほどから同じことを何回も 言っているかもしれないですけれども、この調査をやることによっての活用方法として、子供たちの 指導に必要な材料として活用ができるということで、調査は引き続き実施をしてまいりたいというふ うには考えております。

体力というのは、何事にも体がもとになるというふうに思っておりまして、近年、子供たちの体力の低下が大きな問題になっている中で、体力が子供たちの全ての活動の源であります。健康の維持ばかりではなく、意欲や気力の充実や成長を支える重要な要素になるというふうに思っておりますので、引き続き学校教育といたしましても、本調査を活用しながら、子供たちの健全な体づくりを推進してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 堂々めぐりになるというふうに思いますし、体力については、何も否定しないですし、私も全く同感ですし、推進していきたいと思うのですけれども、その方法としていろいろな方法があるので、今ここで全学年実施をしないとも言えないと思いますので、学校現場の声はまさにこ

の声なので、私は個人的な考えで言っているわけではございませんので、ちょっとこの件に関してやはり各学校に問い直してみるということを、そういった場をぜひつくっていただきたいなというふうに思いますし、また今も言いましたけれども、コミュニティ・スクールって、そもそもこういった学校現場の声を、よりよくしていくための地域の教育委員会からのサポートというものだというふうに思っています。

なので、絶対にやらなければいけないもの、先ほど申したとおり、この件に関して言えば、5年生と中学校2年生というのは、国からの指示もありまして、やらざるを得ないと、やらなければいけないというふうには思うわけですけれども、そうでない部分で、もっといい方法があるわけなので、学校現場からあるという声がたくさんあります。私も元教員としても、そう思います。なので、そこは教育長としても町としても、そういったことを考え直すという機会をぜひつくるべきだと、つくらなければいけないというふうに思うわけですけれども、最後いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 決して考え直さないということではございませんけれども、教育委員会といた しましては、先ほども何回も申し上げましたように、必要であるという認識のもとやっております。 ただ、学校現場でのそういうお話があるということを踏まえながら、また校長会なり教頭会なりと もお話はさせていただきたいとは思いますけれども、基本的には引き続き実施していく方向で考えて おります。
- ○議長(芳滝 仁) 小田議員。
- ○4番(小田新紀) 意図としては分かりました。本件2件については、本当に、まさに今、学校現場が、言い方悪いですけれども、本当に怒っている声なので、私もその責任を負ってきょう話をさせていただきましたけれども、いろんな声が聞こえてくると思います。私も全ての全員の声を聞いてきたわけではないですけれども、かなりいろんな立場の人からの声も聞いてきておりますので、教育委員会としても、あと町としても、聞こえてくるだけの声ではないところをしっかりと読み取っていただいて、より学校の豊かな子供たちがこのまま育っていくようなという思いは一緒だと思いますので、そういった環境づくりに努めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。 この際、14 時 5 分まで休憩いたします。

13:52 休憩

14:05 再会

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、小島智恵議員の発言を許します。 小島智恵議員。

○6番(小島智恵) 通告に従いまして、質問させていただきます。 健全な財政運営を(AI、RPA などの取組について)であります。

本町では、平成28年3月に策定した第4次行政改革大綱に基づき、行財政改革が進められておりますが、財政状況は大変厳しい状況にあり、先日発表された平成31年度予算案では、基金繰入金は7億円を超えて計上されているところであります。

人口減少・高齢化の進展や行政需要の多様化など、社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供する必要があります。

そこで、将来にわたり持続可能な町政運営を確保することが求められることから、以下の点についてお伺いいたします。

- (1) 4年間町政を担い、現在の財政状況について、課題をどのように認識しているのか。
- (2) 健全な財政運営に向けて。
- ①具体的な取組は。
- ②受益者負担の公平の原則に立った、使用料・負担金の積算根拠の見直しと公共施設の使用料減免 基準の見直しは。
- ③過去5年間の職員1人当たりの年間平均残業時間は189時間から239時間でありますが、時間外手当の総額は。また、時間外勤務の縮減、業務効率化、住民サービス向上に向けて、AI(人工知能)、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)、LINEを活用した24時間自動応答の「チャットボットサービス」など、民間で導入が進んでいるものもありまして、調査・研究、活用を考えてみてはどうでしょうか。

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 小島議員のご質問にお答えいたします。

「健全な財政運営を(AI、RPA などの取組)」についてであります。

近年の地方行財政は、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の 防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、さまざまな行政課 題に対する財政需要が年々増加している状況にあります。

こうした状況の中、地方自治体は、住民の利便性の向上や行政の簡素化・効率化に向けた業務改革を推進し、今後とも、地域や住民が必要とする質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくため、中長期的な視点を踏まえた持続可能な行財政運営を推進していくことが求められております。 ご質問の1点目、「現在の財政状況の課題について」であります。

本町の財政状況は、義務的経費である扶助費をはじめとした社会保障関連経費の増加や各種公共施設の老朽化に伴う維持・管理経費の増嵩により、財政の硬直化が進み、これを示す一般会計の経常収支比率は、平成27年度決算で80.7%、28年度が83.4%、29年度は85.5%と毎年上昇している状況にあります。

一般会計における地方債残高では、平成 26 年度末で約 169 億円でありましたが、新庁舎や札内コミュニティプラザの大規模な建設工事により、28 年度末では約 191 億円になったものの、今年度末には約 183 億円までに減少するものと見込んでおります。

また、財政規模に対する地方債返済額の割合を示す実質公債費比率につきましては、平成19年度決算の23.9%をピークに年々減少し、29年度決算では11.8%までに低下しており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める各種財政指標は、全てにおいて健全化が図られているところであります。

しかしながら、本町の歳入の4割近くを占める普通交付税が、市町村合併に伴い算定されていた合併算定替において、平成30年度から一本算定による交付額となり、さらには、今後の人口減少に伴う税収の減少など社会構造の変化による影響も見込まれますことから、いかに安定的に一般財源を確保していくかが課題であると考えております。

さらに、地方自治体においては、歳出のうち国の法令や各種制度に基づく社会保障関連経費など、 町の一般財源をもって負担する費用が年々増加傾向にありますことから、町として、引き続き、国に 対し地方財政に対する必要な財源措置を求めていく必要があると考えております。

地方を取り巻く財政運営、とりわけ一般財源の確保が厳しさを増す中、将来を見据え、町の発展を 支える「未来」への投資が可能となるよう、健全な財政運営を心がけていかなければならないものと 認識しております。

ご質問の2点目、「健全な財政運営に向けて」についてであります。

一つ目の「具体的な取組は」についてであります。

これまでの主な取組といたしましては、政策目標に迅速かつ柔軟に対応するため、総務部と企画室

を統合する機構改革を行うとともに、総合計画の基本計画で定められた施策の方向を具現化する3か年実施計画において、現状における財政状況と照らし合わせた上で、事業実施の優先順位を精査し、限られた財源を効果的に活用してきたところであります。

また、町税などの自主財源の確保のため、個々の事情に寄り添ったきめ細かな収納率向上対策に努めてきたほか、ふるさと納税の寄附金や広報紙などの広告料収入の確保、さらには起債の繰上償還を行うなど、さまざまな取組を講じてまいりました。

今後におきましては、前段、申し上げましたとおり、持続可能な行財政運営を構築していくことが必要であることから、平成32年度決算から業務改善や事務事業の再編、重点化に活用することを目的とした事務事業評価の導入に向けて、現在、準備作業を進めているところであります。

二つ目の「使用料・負担金の積算根拠の見直しと公共施設の使用料減免基準の見直しは」についてであります。

本町では、昭和62年に「第1次行政改革大綱」を策定したのを皮切りに、平成28年には第4次となる行政改革大綱を策定しており、その行政改革推進事項の一つとして「健全な財政運営の保持」を掲げ、新たな自主財源の検討や受益者負担の原則に立った使用料等の見直しによる歳入確保を図ることを位置付けておりますが、現在のところ具体的な検討には入っておりません。

しかしながら、町財政が厳しさを増す中、安定的に公共施設を管理・運営し、一定のサービスを提供する施設使用料及び各種利用料等につきましては、その事務等に要した経費に町税等の財源が充てられることとなり、この結果、その行政サービスの提供を受けない住民も、その意思に関わらず負担していただくこととなり、住民間における不公平が生じていることも現実であります。

このため、各種公共施設の維持管理などサービス提供に要する費用や受益者負担算定の考え方など、 町民の皆さんと情報を共有し、減免基準のあり方を含め、適正な管理費用と受益者負担の関係がどう あるべきかを、幅広く検討していく場を持つことが重要であると考えているところであり、町財政の 現状及び地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していくことが見込まれる現在、まさにその時期に来 ているものと認識しているところであります。

三つ目の「過去5年間の時間外手当の総額は、また、時間外勤務の縮減、業務効率化、住民サービスの向上に向けて、AI(人工知能)、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)、LINE を活用した24時間自動応答の「チャットボットサービス」など、民間で導入が進んでいるものもあり、調査・研究、活用を考えては」についてであります。

はじめに、過去5年間の時間外手当の支給額につきましては、一般会計、特別会計、水道企業会計 全体で、平成25年度では7,991万3,571円、26年度で9,734万3,638円、27年度で9,994万2,163 円、28年度で1億529万1,900円、29年度で8,280万9,266円となっております。

時間外勤務の縮減に対しましては、平成29年度から毎週水曜日に実施しているノー残業デイ及び夜10時以降の時間外勤務における事前協議制の導入や、実施日における職員周知等の強化など、各所属長と連携を図りながら進めてきたところであります。

平成 29 年度におきましては、災害や選挙など特殊要因の違いはありますが、前年度比、支給額で 2,248 万 2,634 円の減、率にして 21.4%の減となったところであり、平成 30 年度上期と平成 29 年度上期との比較においても、総時間数で 145 時間減少しているところでありますことから、今後とも、職員の健康維持の観点からも、時間外の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人間のかわりに作業を行う技術である AI (人工知能) や人間が行ってきた作業の一部を、専用のハード・ソフトウェアにより自動化する RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) については、民間事業者においてはさまざまな分野で検討や検証、導入が進められ、また一部自治体においても、職員の業務効率化に向けた検討や実証が行われてきております。

国においても、昨年3月に「地方公共団体における行政改革の取組」の中でAIやRPA等の利用、導入検証事例の公表を行い、9月には、有識者をメンバーとする「地方自治体における業務プロセス・システム標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」が立ち上げられ、実務上の課題等につ

いて検討がなされているところであります。

AI を活用した先進事例といたしましては、チャットアプリ「LINE」により、子育てに関する問い合わせを AI が自動応答する子育て相談サービスや保育所入所の選考過程をモデル化し、AI がマッチングするもの、また RPA では、紙ベースでの申請書をデータ化して読み込み、自動でシステムへの登録を行うなど、地方自治体において活用もしくは検討されているところであります。

このことから、本町におきましても、多様化するニーズに対応するため、業務内容の精査や見直しを行うとともに、業務の効率化を図る手法の一つとして、AI や RPA の活用について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) 再質問をさせていただきます。

まず、現在の財政状況について課題の認識ということでありますけれども、ご答弁いただきました経常収支比率のほうが、社会保障費や公共施設老朽化の維持管理費増加によって、ここ3年、毎年上昇しているということで、平成29年度は85.5%、財政の硬直化が進んでいるという状況であります。また、実質公債費比率のほうが11.8%まで低下をして、健全化というのが図られているものの、今後人口減少に向かっていくということで、いかに財源を確保していくか、そのことが課題であり今後もさらに厳しさは増していくということでありまして、そういった厳しさについては私も認識を同じく感じているところであるのですけれども、財政の考え方としまして、私の思うところでありますけれども、歳出については、できるだけ削減できるところをいかに削減していけるか、必要な事業に適切に充てていけるかというところ。そして歳入につきましては、特に自主財源のほうの確保ですね、そこのところを増やしていく、少額であろうともこれは大事なことであろうと思いますので、そういった考え方といいますか、その辺のところをしっかり意識をされて取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 財政運営の当然の手法でありますから、無駄を省き、そして一般財源を見出していく、そういうことの積み重ねで財政運営について取り組んでいるところであります。
- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) ある意味当たり前のところを確認したかもしれませんけれども、具体的な取組のところを答弁をいただきましたけれども、ふるさと寄附金につきましては、一定の評価をするところでありますけれども、広告料収入については、多少ちょっと細かい話になってくるのですけれども、まだ努力できる余地はあるのかなというふうに思っております。

現在、ホームページバナー広告だとか、広報紙にも有料広告のほうを載せているということでありまして、平成29年の実績ですと、それぞれ約37万円とか30万円とかの広告料収入を得ているわけなのですけれども、帯広市さんの事例とかを見ますと、結構手広く広告募集をされておりまして、書類送付などに使う封筒に広告を入れたりして、ごみ袋だとか上下水道の検針票などということで、今話したことが全部全部載せられるかというと、そういうふうにはならないのかもしれないのですけれども、まずできそうなところから、小さなところからでも取り組んでいかれて、さらなる努力をされてはどうかと思うところなのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ちりも積もれば山となるという言葉があるように、1万円しか集まらないからやめるとかということではなくて、お金になるところはしっかりお金にしていくということは大切であろうというふうに思っていますし、そういう方針でこれまで臨んできているところであります。
- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) 私も同感なのですけれども、そういった積み重ねが大事であるということである のですけれども、もう一つちょっとしつこい話になるかもしれないのですけれども、過去に予算決算

の中でコミバスの広告、社内広告のほうを、当時1社のみということで、車内だけではなく外側のほうの車体に載せてはどうかということでお聞きしたことがあるのですけれども、デザインを優先するという答えでありましたけれども、コミバスも昨年10月から札内のほうが2台に増車されたということもありますので、日中、常に巡回して皆さんの目に触れていくというのもあって、広告効果も高いものですから、こういったことも先ほどの、ちりも積もればということわざになるのですけれども、そういったことの取組も考えていかれてはどうかと思うところなのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは費用対効果ということはお金を集める上でもありますので、そこはしっかりと広告を載せようとする人が、お金をかけてでもいいからそこに載せたいという、そういう需要があれば取り組まなければならないなというふうに思いますので、そこは研究をしてみたいなというふうに思いますし、それに限らず先ほど申し上げましたように、1円でも10円でもお金になるようなことは、やっぱりしっかりと取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○4番(小島智恵) 検討をしていただきたいと思います。少額であっても、そういったいろんな積み 重ね本当に大事なことだというふうに思っております。

次に②の、受益者負担による使用料見直し、公共施設の減免見直しというところなのですけれども、行政改革大綱の項目のほうにも、もう上げられてはいるのですけれども、ご答弁としては現在のところ具体的な検討に入っていない、幅広く検討していく場を持つことが重要といったお話ではあったのですけれども、本当にこれ団体とかサークル等々で利用されている方、定期的に利用されている町民の方の気持ちを考えれば考えるほど、やっぱり手をつけがたい内容になってくるのかなと思うのですけれども、長らく町民の方、これまで町民の方の場合は無料で公共施設を利用されてこられて、それがやっぱり有料というふうに変わるのであれば、これはやっぱり大きなこと、難しい問題かなというふうに思うのですけれども、しかし一方では、さきの行政報告でもありましたけれども、新年度予算の中で、農業者トレーニングセンター改修工事が計上されておりますけれども、今後、将来的にはそういった公共施設の多くが老朽化していくというふうにはお聞きしております。

そういった公共施設維持管理をしていくということであれば、どうしてもそういった受益者負担という議論が湧き上がってくるのかなとは思うのですけれども、また答弁でも触れておりましたが、施設を全く利用していない町民の方も、そういった維持管理のために税を払っていらっしゃるという、そういう事実もある、不公平な面もあるということで、そういった考えも既に町のほうでもお持ちかと思いますけれども、そういった受益者負担の考えのもと、町としては現段階の考えとしては、結構前向きに取り組む姿勢は持たれていらっしゃるのか、現段階のお話を聞きたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 町の財政運営としては、そろそろ考えなければならない時期に来ているということは答弁で申し上げたとおりであります。

ただし、これは何十年も使用料条例はありながらも、減免規定を働かせることによって実質的には無料であるということで来ているわけで、ここでお金を払うと、負担をするということに対する町民の皆さんの抵抗感というのは、非常にあるというふうに思います。これは極めて政治的な判断という形にもなってくるかと思いますので、私は今の場でどうするこうするということは申し上げられませんけれども、ただやはり一番大事なのは、町民の意識の醸成がなければ、これはなし得ないということでありますので、そこら辺からまず町民の皆さんがどう考えているのかという幅広い議論をすることが、一番最初であろうというふうに思っているところであります。

- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) 議論をするということなのですけれども、その抵抗感というところでは、例えば 有料となりましても、1回何百円とかそういった形で、金額の大小もあるとは思うのですけれども、 少額の負担をお願いしていくとか、そういった抵抗感というのも少なくしつつということも考えられ

るのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ゼロが1円、例え1円であっても負担することは、果てしなく大きなことだというふうに思っております。

ですから、幾らをいただくかという議論ではなくて、受益者負担もそろそろしていく時代だねという町民の皆さんの意識があれば、でき上がってくれば、私はそういう方向でいくでありましょうし、まずそこの町民の負担、町民の皆さんの意識の醸成がどうなっていくかということに、まずはかかっていくのであろうなというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) 先ほど申し上げた、公共施設の老朽化というそういう問題も今後絡んできますので、町民の方の意識ももちろんそれも大事なのですけれども、そういったところの兼ね合いも考えて、間断なく絶えず本当に検討していただきたい、考えていただきたいというふうに思っております。

また、これまで町民の方無料で利用されてきているということで、利用や使用の実績を見てみたのですけれども、特に利用が多いのが札内スポーツセンター、平成29年の実績では約9万5,000人ということで、町外の方もこれ数字に入っているので、全員町民の方ではないように思うのですけれども、最近利用が多い印象にあるのが札内コミュニティプラザも多いのかなと思うのですけれども、平成29年度なんかは集会室約1万人とかという数字も出てはいるのですけれども、無料によって、ある意味利用が促進されていく、増えていく傾向にあると思うのですけれども、そういう環境下に置かれているものですから、例えば予約がとりづらいとか、そういう弊害といいますか、影響というのは現状で出ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

札内支所長さんでもいいのですけれども、お伺いしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 札内支所長。
- ○札内支所長(坂井康悦) 今現在、コミュニティプラザの利用状況は、昨年に比べて新規の団体数は増えております。着実に使用件数、人数も増えておりますが、今の段階では、どうしてもとれないということまでは至っておりません。

ただ3か月前の1日に早い者順で予約をとっておりますので、その日がふさがっていたら、違う日の違う時間というところで、あいている時間、あいている日にちはまだまだございますので、とれなくて違う施設に移ったというところまでは、耳には入ってきておりません。

- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○4番(小島智恵) 予約の早い者順ということですけれども、何とかやりくりはされておられるという状況でお聞きしたところであります。

その受益者負担のところ、先ほど申した公共施設の老朽化の件、そしてまた財政健全化とのバランスだとかそういったいろんなことも考えて検討を進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、次に③の時間外手当、そして AI、RPA などというところなのですけれども、時間外手当の額が、これも大きくなってきますと財政圧迫することになりかねないということで、慎重に見ていかなければいけないと思うのですけれども、減らすようにということで、町民の方からは厳しいご意見をいただくこともあるのですけれども、過去5年の時間外手当の総額ということで答弁をいただきました。特に平成28年度が1億500万円余りと特に多くなっておりまして、それ以外の年は約8,000万円から9,000万円台で推移がされているということでありました。

ご努力いろいろされているかと思います。水曜日ノーー日残業デーとか、応援態勢の強化とか、過去に一般質問をしたことがあるのですけれども、そういったことでご努力はされているけれども、大幅なところでの縮減はなかなかちょっと難しい面もあるのかなというふうには思っているのですけれども、新しい技術もどんどん出てきているわけでありまして、そういったことを取り入れていくことも一つの方法かなと思いまして、AI だとか、あと RPA そういったものを挙げてみたのですけれども、考え方としましては、手作業でやる単純作業がそういったものに向いているということで、そういっ

た単純作業を機械ロボットに任せて、自動化、業務効率化を図り、その分町民の方と接する時間というのを手厚くしていただけたらなというふうに思いますし、時間外勤務のもちろん縮減だとか、あと 人為的ミスの防止にも役立つというふうに言われております。

ご答弁の中では、そういった AI、RPA の活用について調査・研究してまいりたいという前向きなお言葉をいただいておりますので、あまり深くは追及はしないのかもしれませんけれども、ちょっと先進事例についてお伝えしたいと思いますけれども、AI、香川県高松市では、保育園入園希望者の割り振り作業に4人の職員で約1か月間かかっていたのを、マッチングしてくれる AI 導入によって50秒で割り振りが完了したと。大幅な時間短縮が図られたということで、AI については既に50の自治体で実証実験が行われているようであります。

また RPA については民間で導入も進んでいるようでありまして、金融業界だとか製造業など、かなり劇的に効率化に成功をしておられるようであります。総務省の公表によりますと、2017 年度の調査では、14.1%の企業が導入済み、6.3%が導入中、19.1%が導入を検討中ということで、大手都市銀行では年間 8,000 時間、1人1日8時間労働で計算しますと、約1,000日分の事務作業を削減したという効果が出たということであります。

そして自治体のほうでは、茨城県のつくば市が全国初の試みが行われて、民間との共同研究という形をとったので、あまり予算を使わずに行われたようなのですけれども、データ作業とかそういう入力作業、単純作業を RPA によって、職員の作業時間を約8割削減できたという、そういった効果、結果が出ております。特に確定申告時期の税務処理なんかでも役に立つようでありまして、職員さんの、使っている側の声としましても、RPA によって簡易な入力、確認作業が軽減できてとても助かったと。また単純な事務作業にかける時間が、ほかの業務に回せるようになるので、ぜひ早期導入を期待しますなど、好意的な声が出ていまして、実際、本格導入も昨年10月から一部の業務で開始はされているようであります。

あと近くの自治体の状況ですけれども、芽室町さんが新聞報道でもありましたけれども、お話をお聞きしましたら、近年、職員による事務処理などミスが続いておられるということで、人為的ミス防止ということもあるのですけれども、機械で使ったとしても、さらに人間の目を通すことでダブルチェックされるということで、あと町民との対話だとか政策立案に時間を振りかえていきたいというお話でありました。芽室町さんは、来年あたりに調査・研究を行いたいというようなお話でありました。それで実験的なものも含めまして、先進事例が出てきているわけなのですけれども、自治体の規模とか人口とか違って、それぞれ違ってきますから、実際のところ我が町でどういった業務に適しているのか精査は必要だと思いますし、費用対効果のほうも検証は必要かなというふうに思います。システムを入れるコストと人件費の削減効果、その両方を見たときに、どのぐらい効果が出るのか、やっ

そういったことも含めて、恐らく調査・研究に当たられると思うのですけれども、調査・研究に当たり、どういったことを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

ぱり見極めが必要かなと思います。

- ○町長(飯田晴義) 今、小島議員が AI、RPA のメリットあるいはデメリット、るるお話、説明をしていただきましたけれども、まさしく思いは同じでありますので、しっかりとした効果、省力化が図られなければ、これは意味がないので、今本当に、小島議員がおっしゃってくれた視点で、我々も検討しなければならないなというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) これから将来的に人口減少に向かっていくということですので、恐らく人口減少ということですから、町職員を増やすということは考えにくいのでしょうし、どちらかというと町職員を減らしていく傾向になっていくのかなということで、限られた人員の中で、そうなると業務をこなしたり住民サービス低下を招かないようにしなければいけないわけで、そういった新たなものをやっぱり活用できるものは活用して、業務の効率化を図ることが大事だというふうに思っております。

逆に言うならば、こういう AI、RPA とか、本当に本格的に活用できたら、将来的には時間外の縮減だけではなくて、本当に先の話かもしれないですけれども、少ない職員数で担うこともできるのではないかというふうに思うところなのですけれども、その辺の職員数のところの考え方もちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) まあ人工知能などは、どこまで人のかわりができるのかなということは、私は非常に懐疑的であります。まず我々というのは、例え窓口にしても、どこかに集会に行くにしても、対面をして、何を住民の皆さんが要望しているのかとか、どういうことを言いたいのかということをしっかりお聞きした中で、それを酌み取って、それを実現していくということにあるわけで、そこの企画力というのは、なかなか実際に一から十まで機械がやれるのかなということは、私非常に懐疑的な思いであります。

それと、どれだけ省力化できるような事務事業があるのかということも、極めて今のところは未知数でありますので、現段階で職員数が減るとか減らないとか、そういうことはなかなか今判断ができないでありましょうし、職員がやるべき仕事というのは、私はやっぱり絶対残るわけでありますので、そこの部分は画期的に職員が減るなどということは、ちょっと今のところ想像ができないわけであります。

- ○議長(芳滝 仁) 小島議員。
- ○6番(小島智恵) 済みません、先の話ばっかりしてしまってですね。やはり考え方としては最初に申し上げたような単純作業は機械に任せ、あと人対人のところ、そこがやっぱり一番大事なところですので、そこを手厚くという形で考え方を持っていただけたらなというふうに思っております。

最後に、LINE を活用した 24 時間自動応答のチャットボットサービスですけれども、ちょうど今月から薩摩川内市で実証実験が行われるということで、これについては本当にスマホを持っている方が使えるものなので、スマホを持っていない方とかお年寄りの方には全然向いていない話で、本当ご紹介程度になるのでしょうけれども、役場に電話で問い合わせをしなくても、閉庁日とか休日であろうとも、24 時間ロボットが各種手続の仕方等々を教えてくれるようなのです。それで町内でスマホの利用者が普及していけば、こういったことも考えることもできるのかなということで、ご紹介程度にとどめておきたいと思います。

それで最後に、健全な財政運営をということで、全体を通じて言えることなのですけれども、厳しい行財政運営に今後なりますことから、間断なく絶えず他の自治体の事例も学ばせていただきながら、いろんなことを検討していただいて、メリットがあることはどんどん取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に、町長、1期4年担われておりますので、行財政運営についてお話しすることがありました ら、お尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 年々財政運営が厳しさを増していることは、本当に予算編成等を通じて非常に実感しているところでありますので、やはりこれからは、いかに自由に使える一般財源というものを集めてくるかということ、それとやはり無駄をしっかり省いていくということが、今後は必要になってくるのだろうなと、より一層徹底していかなければならない。

ただし、人減らしだとか金減らしを単純にやるということは、これはまかりならないわけでありまして、しっかりと住民の皆さんと情報を共有しながら、どういった財政運営をしていくべきかということについては、話し合っていくべきであろうというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に、野原惠子議員の発言を許します。

野原惠子議員。

以上です。

○11番(野原惠子) 通告に従いまして、次の質問を行います。

急がれる公共施設の改修計画を。

公共施設の総合管理計画は、必ずしも策定の義務があるわけではありません。しかし、国の要求どおりに策定しなければ、地方財政措置において不利になることがあります。

町は、平成29年3月に、幕別町公共施設等総合管理計画を策定しました。計画では公共施設の統廃合を進め、公共施設の数、床面積の10%削減、受益者負担などにより公費負担の削減にポイントが置かれています。

公共施設は、施設の運営や更新という枠組みにとどまるだけではなく、何よりも公共サービスを提供する施設であり、採算を基準に配置するものではありません。施設の統廃合は、大きな社会的、経済的影響を伴います。

町として急がれる改修として、老朽化している障害者の作業施設、マクウンベツアイヌ文化保存会の方などが利用している施設、子供が急増し増築しても施設が整わない学校、町民プールなどの改修計画を明確にして進めていくべきと考えます。

したがいまして、以下の施設について改修計画を伺います。

- ①ひまわりの家
- ②千住生活館
- ③各小中学校
- ④各町民プール

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 野原議員のご質問にお答えいたします。

「急がれる公共施設の改修計画を」についてであります。

国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定いたしました。

本町では、こうした国の動きと歩調を合わせ、中長期的な視点に立って、公共施設等の適正な配置や長寿命化対策を計画的に行うべく、平成29年3月に「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定したところであります。

はじめに、一つ目の「ひまわりの家」についてであります。

ひまわりの家については、旧白人中学校の校舎の一部を改修し、平成4年に、町が心身障害者小規模通所授産施設として開所したものでありますが、平成18年以降は、制度改正などによる段階を経て、現在の社会福祉法人が就労継続支援B型事業、生活介護事業、相談支援事業などの障害福祉サービス事業を行っており、同法人からは、当面、現在の施設を利用していくとのお話をお聞きいたしております。

二つ目の「千住生活館」についてであります。

千住生活館については、地域住民の生活上の相談、指導及び保健衛生等の事業を総合的に実施し、 生活文化の向上を図るため、昭和38年に建築し、現在は、主に共同入浴事業、アイヌ文化保存会の活動場所として利用されております。

現在、国会において審議中のアイヌ新法案では、地域や産業、観光振興に向けた取組を支える新たな交付金制度の創設が予定されておりますことから、今後においては、蝦夷文化考古館や近隣センター機能を含め、新たな交付金の活用について、研究を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の「各小中学校」についてであります。

各小中学校につきましては、昭和 50 年代に建築したものが多く老朽化が進んでいることから、これまで必要に応じ、部分的な改修等を行い、施設の維持管理に努めてまいりました。

しかしながら、施設の老朽化に伴う広範囲に及ぶ外壁の損傷や配管の更新等につきましては、部分

的な改修では機能の維持が困難であるため、施設全体を対象とする抜本的な老朽化対策が必要である と認識いたしております。

そのため、町教育委員会において、現在、文部科学省の支援ツールを活用し、学校の基本状況や整備状況等を入力するなど、計画策定に向けた準備を進めているところであります。

今後は、平成 31 年度中に同省が定める評価基準に基づき劣化度調査を実施し、32 年度を目途に、 その調査結果に基づき、学校ごとの将来の維持・更新コストを算出した上で、長寿命化計画を策定す るとともに、個別の改修については、3 か年実施計画に位置付け、順次計画的な整備を実施してまい りたいと考えております。

四つ目の「各町民プール」についてであります。

町内には、昭和42年から平成5年にかけて6か所の町民プールを建設しており、一部施設では老朽 化が進んでいることから、必要に応じた補修等を行い、施設の維持管理に努めているところでありま す。

中でも札内地区に設置している町民プールのうち、札内東町民プールは昭和 42 年に建築したもので、建設後 50 年以上経過し、老朽化が著しく、他の 2 か所のプールも建設後 30 年近く経過しており、今後において改修や建て替えを検討しなければならないことから、将来の人口減少や児童数の減少、さらには今後の公共施設の適正配置などを総合的に考慮し、単独の建て替えの場合と札内地区に統合プールの設置も含め、これまで検討を進めてまいりました。

しかしながら、札内東町民プール単独での建て替えは効率的ではなく、他の二つの町民プールについては、今後 20 年程度は使用可能であることから、必要に応じた改修等により、今ある施設の有効活用を図りつつ、札内地区のプールのあり方については、各学校や PTA などと意見交換を行いながら、慎重に方向性を見出してまいりたいと考えております。

今後におきましては、これら公共施設も含め、「幕別町公共施設等総合管理計画」で示された公共施設等の管理に関する基本的な考え方をもとに、各施設の現状や利用状況、住民ニーズを把握し、長期的視点に立った公共施設のあり方について、財政的な負担も含め、検討していく必要があると考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 質問の途中ですが、15時10分まで休憩いたします。

14:55 休憩 15:10 再開

- ○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 野原議員。
- ○11番(野原惠子) それでは、ひまわりの家の件について、再質問を行います。

ひまわりの家は皆さんもご存じだと思いますけれども、幕別町で障がい児の訓練や、生きる喜びを 感じる、その場の先駆けとして、保護者が中心となって設立されております。その役割は、この幕別 町においては大変大きい、そういう役割を果たしている施設であり法人だと私は思っております。

それで、今、利用されている障がい児や障害者の方も増えております。現在、約60人の方が利用されていると、私はお聞きしております。ひまわり、それいゆ、それと相談支援も増えてきて、その相談支援に対しては、今、ひきこもりの方が増えているのですけれども、そういう方も相談に来られまして、何回も対応しているうちに、地域にやっと足を踏み出す、そういう事例も増えてきていて、相談員もそれに喜びを感じている、そういうことも聞いております。

そういう中で、やはり今このひまわりの家は、平成4年に町が心身障害児小規模通所授産施設として開設されておりましたけれども、それからの継続した施設、古い施設を使っております。それもご存じだと思いますけれども、このひまわりの家は、昭和23年に設立、建てられまして、経過71年な

のです。管理計画を見ましても、今、経過が 71 年経っているのです。ですから、途中で改修などもされておりますけれども、本当、部分的なものなのです。

私、この質問に伴いまして、ひまわりの家にちょっと訪問いたしました。もう2月の中旬ですけれども、本当に廊下も冷蔵庫のように寒くて、部屋は暖房がついているんですけれども、一たび廊下に出ると、本当に寒いのですよね。そういう中で障害のある方々が、授産施設として利用したりですとか、相談されたりですとか、本当にこの建物の改修が一番急がれる施設ではないかと私は思います。

それで、社会福祉法人にこの建物を貸し付けしているとはいいながらも、町の基本計画、今回の公 共施設等総合管理計画の中に、きちっと公共施設として位置付けられているのです。そうなりますと、 町も何らかの手だてを打ちながら、この社会福祉法人のひまわりの家の改修を急いでしていく必要が あるのではないかと思いまして、その点の見解をお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 答弁をする前に、一つ訂正というか、おわびを申し上げなくてはならないなというふうに思います。

というのは、公共施設の管理計画の中で、それが社会福祉施設の位置付けをしているんですけれども、実際には、貸し付けをしておりますので、普通財産で法人に貸し付けをしているということでございますので、そもそもそこに載ったことについては、誤りで載ってしまったということは、おわびしなきゃならないなというふうに思います。

それで、確かに 68 年経っていること、今の現状も私ども分かっておりますけれども、そういう事情から、やはり社会福祉法人として、どうしていくかということが一番大事でありますので、そこら辺の意向を確認したところでは、現在のまま当面は使っていきたいんだということでありますので、そこだけに対して、補助金を出すとか、町が建ててあげるかということは、現状ではちょっと難しいわけでありまして、まずは社会福祉法人がどう考えるかといった中で、町ができることがあるのかないのかということは、考えていかなきゃならないなというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) 社会福祉法人としてひまわりの家は、施設の整備計画を立てていまして、その積み立てもしているという、そういうこともお伺いしております。それで、これは平成29年に調査計画をして、31年設計、そして平成32年に建築外構工事、平成33年運営開始、このように計画は持っているということなんですけれども、財政的になかなかそこまでいかないと。そういう中では、独自で積み立てもしているんですけれども、やはり町ですとか、いろいろな財源を使いながら建て替えをしていきたい、こういう意向だということをお伺いしています。

私が、一番心配されるのは、まだ施設として寒いですとかいろいろあったとしても、使っていける 状況ではあるのかなと、ぎりぎり思っておりますけれども、一たび災害が起きたときに、そこに通所 している方たちは障害を持った方たちですので、迅速な避難とかできるのかと。倒壊など、こういう 状況になったときに、どこが責任を持つのか。社会福祉法人ですから、利益を追求する法人ではあり ません。ですから、そこの責任も問われてくるのではないかと、私は思うのです。それを考えますと、 やはり町もきちっと手だてをとりながら、社会福祉法人と協議をしながら、早目の改修が必要でない かと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今、町の普通財産を貸し付けをして、そこを社会福祉法人が事業で利用しているという、そういう実態があるわけでありますので、まずは、何かあったときにどこが責任をとるかということになれば、それは事業をやっているところが責任をとらなくてはならないと言ってしまうと、非常に冷たい話になるわけでありまして、そういう中で、今の事業計画、建築計画ですか、それが私のところでは詳細には分かっておりませんけれども、それが実現可能なものであれば、お互い協議をしながら、そういう中で、町が何ができるのかということは、お話をさせていただかなければならないなというふうに思っております。

ただ、いろいろな事業所がある中で、そのひまわり社会福祉法人にだけ補助ができるなり、支援ができるというそこの大義名分が一番大切でありますので、そこを見出せるのであれば、必要な支援というのも、それはやぶさかではないのかな。ただ、現状いろいろな事業所がある中で、その社会福祉法人だけだっていうことが見出せるかどうかが、私はポイントなのかなというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) いろいろな障害者の施設、運営しているところがあります。そういうところもほとんどが株式会社という運営をしている、そういう施設です。旭町のほうにも、今回、障害者のグループホームもできました。札内のほうにもあります。そういう中で、社会福祉法人という、そういうところもしっかりと見ていかなければならない。そしてそこに通っている人たちも、幕別町の町民でありますので、本当にきちっと支援をしていく、そういう立場の人たちではあるということを考えれば、法人だけの責任って、いや、町長は冷たい言い方だっておっしゃいましたけれども、立場上、法律上はそう、法律っていうのですか、そういう立場ではそういうことなのかもしれませんけれども、町民の安心・安全を守る幕別町、町としては、そういう手だても考えていく必要があるのではないでしょうか。その点はいかがですか。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 社会福祉法人、いわゆる公共的団体、自治法上は公共的団体といいますけれども、 その公共的団体が、公益的な事業をやっていると、これは誰も議論を挟む余地がないだろうというふ うに思います。ただ、法人が、社会福祉法人かあるいは株式会社かだけをもって、社会福祉法人だか ら支援ができるんだということにもならないわけで、そこはどういう形で、どういった事業をやって いくのかという話を聞いてみない限りは、判断はいたしかねるなというふうに思っているところであ ります。

いずれにしても、計画があるのであれば、しっかりと協議をさせていただくことが第一歩かなというふうに思います。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) ひまわりの家もやはり財源的にしっかりと建て替える。そういう財源があれば、もうああいう施設ではなくて、本当に豊かにそこに通って、そして自分たちを高めて、そして楽しく社会に向けて発信していける、そういう施設にしていく。そういうことはできると思うんですけれども、一番は財源だと思うんです。ですから、そういうところも含めて、しっかりとひまわりの家、社会福祉法人と連携をとって、早急に改修していけるような手だてをしっかりととっていっていただきたい、そのように思います。それでちょっとお答えをお願いします。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは私は現段階では、そういった具体的な計画があるということは承知しておりませんでしたので、まず、そういう計画があるのであれば、1回話を聞かせてもらう。そういう話し合いのテーブルをつくることについては、やっていきたいなというふうに思いますけれども。
- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) ぜひ、そういうことも含めて、協議を早急に進めていっていただきたい、そのように思います。

次に、千住の生活館なんですけれども、今、アイヌ新法案が出ておりまして、こういう中では、やはり町としては交付金制度が創設が予定されているということで、蝦夷文化考古館や近隣センターの機能を含めた新たな交付金の活用について研究を進めていきたい、このように答弁されております。この中では、今、蝦夷文化考古館とふるさと館、そういうことも含めて改修が必要ではないかという質問も、何回かさせていただいております。それとあわせまして、近隣センターの改修も、近隣センターの機能も含めた千住の考古館の三つの施設の一体的な改修も必要なのではないかというふうに思っております。

今、千住の生活館は、アイヌの民族保存会の方々が、毎週五、六人利用されている。それですとか、

アイヌ文様の講習会、そういうことも使われているということです。そういう中では、やはり地域に とっては大切な施設、アイヌの方々の研修施設としても大事な施設ではないかというふうに思ってお ります。この間、共同浴場も改修されまして、大変利用されているということで、こういう点でも、 やはり地域にとってはなくてはならない生活館だというふうに思っております。

それで、あわせて改築していくというふうに考えますと、やはり考古館の活用、今、どのように活用されているかというふうなこともあわせて、ちょっと調べてみました。この間、アイヌ新法ができるそういうことですとか、それからコミック誌で、「ゴールデンカムイ」っていうコミック誌が出てきて、若い方にアイヌの文化のことが、非常に興味を持たれているということで、若い方の来館者も増えてきているという、そういうこともお聞きしております。

それから、考古館にある漆器ですね、この研究もしたいということで、大学の教授なども来館している。非常に来館者が増えてきているというんですね。音更の温泉や何かに行った人も、観光として寄るですとか、アメリカの雑誌記者が、アイヌ文化を広めてきた吉田菊太郎さんのことを、世界に発信したいということで、そういう方も訪れてきているというので、今までにない来館者が、多様な方が来館されているということなんですね。ですから、もう本当に考古館をきっちと改修していくというのが、今、本当に急がれているんではないかなというふうに思っております。

そういう中では、やはり考古館の資料もきっちりと記録として残しておくことが必要だと思うのです。ふるさと館も、建て替えの時期に入るということで、資料、改修していくということも求めたことがありまして、それも今、資料精査しているということでしたので、あわせて考古館も、どのような方法で資料をしっかりと残しているのかどうか、その点もあわせてお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 建てるに当たっては、まず資料整理をしっかりとしないとならないということで、それは今一段落ついておりますんで、あとはこの後、どういう形での建設をしていくのかということが、非常に厄介というか、大ごとなわけでありまして、考古館でだけであれば簡単なんですが、ふるさと館も老朽化しているとなったときに、これを合築したようなものにするのかどうなのかということはありますし、また敷地があそこそんなに広くはありませんので、それに加えて千住生活館をどうしていくか。それと千住生活館は、千住生活館というものの機能と、二枚看板として千住東近隣センターという機能もありますので、しかもあそこ、公営住宅に住んでおられる方が、国道を渡ってお風呂に入りに来ると、そんな実態もありますので、そこをいかに整備するかということは非常に難しいなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、たくさん施設を建てるなんていうことにはなりませんので、合築したような形での方向性になるんだろうなというふうに思います。ただ、お風呂の問題は果たしてそこに取り込むのがいいのかどうなのかということもありますので、そこは公営住宅の改修ということもひょっとすると出てくるのかなということもありますので、かなり広範囲に議論していかなければ、なかなかまとまっていかないわけで、そういったことがあって、まとまり切らないということと、もう一つは財源論のこともありますので、それで今アイヌ新法ができて、そして新たな交付金の制度ができるということがありますので、ここをやはり活用しないことには、なかなか実現もしないであろうということがありますので、そういった交付金も含めて、広範囲な議論をしていかなければならないなというふうに思います。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) 新たな交付金の活用、これは本当に有効に活用していくことが必要だというふう に私自身も思います。

その前段といたしまして、考古館の資料整理をしてもう終わったというふうにお答えをしておりますけれども、どのような方法で資料を整理されたんでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 教育部長。
- ○教育部長(岡田直之) 考古館にある収蔵品につきましては、一通り整理がついておりまして、目録

として写真と名称、あわせて冊子にして整理が済んでいるところであります。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) 写真として資料整理されているということですけれども、それと今、私、漆器、あそこにあるアイヌの方々の漆器が、かなり古くなっているのですが保存されておりますよね。そういう漆器の保存も、やはり考えていかなければならないと思うんですね。光が当たると劣化していくという、そういうものでもありまして、今の保存方法でいいのか。写真で記録するのは、それは必要なことだと思うんですけれども、今ある漆器の保存をしっかりとしていくことも必要ではないかと思うんですが、その点のお考えはどうでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 教育部長。
- ○教育部長(岡田直之) 現状の考古館の収蔵方法につきましては、器の、展示ケースの中に入れて保存もしくはそのまま保存して展示しておりますけれども、まず、できる限りそういった紫外線ですとかの劣化を防ぐために、まず今年度においては、日光を遮断するカーテンを設置いたしました。今後におきましても、まずは考古館の改修に向けて計画を立てていくということとあわせて、現状の保存方法につきましても、できる限り展示ケースを良質なものに取りかえるですとか、最大限劣化が進まないような方法にはしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) どのように改修していくかというのは、これからの課題で、いつごろどのように 改修していくのかという、そこまでは計画は進んでいないという、そういう認識でよろしいんでしょ うか。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 先ほどお答えしましたように、単に考古館だけの問題ではなくて、考古館にふる さと館に千住生活館、さらには近隣センター機能、あるいは入浴をどうするかということを、多角的 に多面的に検討しなければならないので、そこはまだ、どういく、こういくよ、こういう建物にしよ うやというところは、方向性は出ておりません。
- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) 考古館とふるさと館のこの改修の問題は、ほかの議員からも質問されておりまして、町民の関心事でもありまして、そしてこれは町の振興に生かす文化的な資産でもあります。ですから、文化的な遺産というそういう考えに基づけば、しっかりと手前に引き寄せて、計画をつくっていかなければ、考古館もう古いですから、中にある、今、漆器などどういうふうに保存していくんですかとお聞きしましたけれども、今の保存の仕方であれば、漆器というのはどんどん劣化していくと思うのです。

そういう手だてをしっかりしながら、計画もどういうふうにするかという、あわせて計画を立てていかなければ、このように外国からも小さな考古館に来館者が増えているという状況では、町の文化に対する姿勢が問われるんではないかと私は思うんです。石器とかそういうのでしたらいいんですよ。でも漆器ですから、保存をきちっとしなければどんどん劣化します。ですから、そこもあわせて計画を立てていく。計画が長引くのであれば、そういう漆器をきちっと保存していく。そういうこともあわせて考えていかなければ、やはり貴重な物がどんどん劣化してなくなってしまう。そういうところに来ると思うのです。こういう歴史的なそういう物、品物というのは、後世に伝えていく大事な遺産でもあると思うのですから、そういう姿勢をしっかりと持った計画を早めにやるということが必要だと思うのですが、その点いかがですか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 考えは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり先立つものがどうかということが、やっぱり問題になるわけでありまして、それでアイヌ新法に基づく交付金制度ができますよといったときに、町としましても、そういったアイヌ文化の保存あるいは伝承ができるような施設整備について、交付金が使えるような要望をしているわけでありまして、それがどういうふうになっ

ていくかによって、やはり計画内容もかなり変わってくると思うのです。

ですから、交付金を当てにしないということは、なかなかこれ、できないと思うのです。やっぱり何億円もかかるような施設になってくると思いますので、そこは先ほど申し上げたように、交付金がいかに有効に使っていけるかということを研究しながら、あわせてそのめどが立てば、計画もスムーズにできていくのかなというふうには思っているところであります。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) その交付金の問題は分かりました。財源の問題も分かりました。

それでは、どういう総合的な建物にしていくか、基本的な考え方をしっかり持っていなければ、はい、交付金が来ました、じゃあこれから設計しましょう、そういう状況になると、やはり後になっていくと思うのです。ですから、どういう形にしていくかという基本的な構想を、しっかりと持つ必要があると思うのです。三つの施設をこういう形でつくっていきます。場所は、今ある考古館というふうに、町長は強調されました。では、あそこでつくっていくのであれば、どういうような施設にしていくか、そこの基本的なところをしっかり持つ必要があるのではないか、そこが先ではないかと思うんですが、その辺いかがですか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 場所をあそこにするということで強調したつもりは全くないわけでありまして、アイヌ文化を保存するのであれば、あそこが一番適地だろうと思っていることは間違いないわけであります。

そういう中で、何を一番主に考えるかというところは、難しいと思うのですよ。やはり私は、これちょっと言ってしまっていいのか難しいのですけれども、私はアイヌ文化の保存・伝承が一番優先されるのかなというふうに思っております。それプラス、ふるさと館にあるものについては、展示品であるようなものも当然ありますから、そこは期間を限定して展示をしていくというような、ほとんどは収蔵庫といいますか、保管庫といいますか、そこにしまっておきながら、展示スペースは期間を限定して変えていくといった形にしないと、面積が幾らあっても足りないということになってきますので、そういう基本的な考え方は持っておりますし、それとアイヌ文化の保存・伝承をしていくための、当然、集会室なり会議室なんていうのは必要になってくるのでしょうし、料理が伴うのであれば、ちょっとしたそういう調理室みたいなものが必要になってくる。

そういうネタとしてはありますけれども、それをどう組み合わせて一つの建物にするのかとなると、なかなか簡単にはいかないわけで、何といっても金がというか、交付金がどれだけ当てにできるのかというところから、やっぱりどうしても始まってしまわざるを得ないなというふうに思っているところであります。10億円かかるのに、1億円しか来ないとか、それではなかなか施設規模を縮小しようかということにもなってきますので、やはりある程度やっぱり財源を見込んだ中で、計画づくりというのは並行してやっていくべきだというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) 私はやっぱり一番考えるのは、アイヌの文化をどう保存していくのか、そこが一番の柱だというふうに私は思います。ですから、そこの柱がはっきりすれば、交付金がどのぐらい出た、多く出た、少なく出た。それに合わせてそこを基本にした施設にしていくべきだというふうに思うのです。ですから、そこをはっきりさせていくということが大事ではないかと思うのです。それに合わせて施設の規模をどういうふうにしていくかという、そこのところの柱をきっちりと町として持つべきではないか。そこが見えないものですから、私はこれからどうなるのか、そこが非常に不安なのです。

ですから、文化を伝承していく、保存していく、そこの柱をしっかりと持つべきだと思うのですが、 もう一度その辺をお聞きいたします。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) これは、私の思いをちょっと先ほど言わせていただきましたけれども、ただ、教

育委員会の専権事項も含まれておりますので、簡単に私がこうやりますよということにもなりませんし、あるいは関係者の意見も聞いた中で詰めていく必要があります。ただ、おっしゃったように、基本的な方向性としては、やはり第一番目に優先すべきは、アイヌ文化の保存・伝承であるということは、そんなに皆さんから異論はないのかなというふうには思っているところであります。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) そこのところをしっかりと町民に分かるように示していただきたいというふうに 思います。そこが私一番大事だと、私自身思っていますので、皆さんの意見を集約して方向性を決め ていく、それはそのとおりだと思うのですけれども、その方向性がどうなるのか、柱がしっかりして いれば、施設を大きくしたり、小さくしたりというような、それは可能かなというふうに思いますの で、私はその柱をしっかりと持って計画を立てていく、そこが大事だと思います。その点を強調した いと思います。

そこがかみ合えば、施設をきちっとつくっていく方向性が見えてくると思うんですが、その辺が見えないから、やはりいろいろな質問や何かも出てくるのではないかと思いますので、そこをしっかり柱に据えて、手前に引き寄せた計画ということも進めていっていただきたい、そのように思います。 次は、小中学校の改修です。

今、基本計画、この公共施設等総合管理計画を見ましても、本当に学校の年数、ずらっと 30 年、40 年と、ずっと続いているんですよね。ですからこれを建て替え改修していくというのは、本当に財政の負担が大きくなっていく。これは年数から見て、本当に見えております。

今、小中学校、公共施設というのは、大体、30年以上になると改修をして、大規模な改修が必要であって、大体60年程度で廃止されていく、これが一般的な公共施設だと言われております。そうしますと、小中学校がずらっと並んでおります。そして、どこを最初に改修していくか、ここが大事ではないかというふうに思っております。

それで、決算資料なんかを見ましても、比較的子供たちの移動、増減というのですか、子供の数が増えたりなんかする、そこが平均的にされているのが札内地域ではないかというふうに思っております。幕小ですとか、糠小とかっていうのも、改築の年数には入っているのですけれども、やはりそういう子供たちが多くいる、比較的札内地域の計画をどのようにしていくのか、そこの方向性が大事ではないかというふうに思っております。その辺はどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山端広和) 答弁にもありましたように、今現在、32 年度の個別計画の策定に向け、 事務を進めているところでございますが、基本的には劣化度調査、それぞれ学校校舎あるいは体育館、 そういった劣化度を外部、内部あるいは電気、機械、そういった部分を個別に判断して、それをいわ ゆる点数化的な形にした中で、総合的に判断して劣化度をまず調査する。その中で相対的にどういっ た形の部分で必要性、学校の例えば大規模改造になるのか、部分的改修になるのか、改築になるのか といった整備も計画的にその中で位置付けた中で、順位付けといいますか、判断していきたいという ふうに考えております。
- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) 計画は分かりました。やはり順次計画、計画をもって建て替えを進めていかなければ、一気に財源的に大変かなと、その辺は本当にそのとおりだと思います。

ですから、そういう年次ごとにどの学校がいつぐらいまでに改修計画する。その年次計画をしっかりと立てて改修していく。それもやはり町民に分かるようにしっかりと示していく必要があるのではないかと思うんですが、その辺がまだ見えてきておりません。

ですから、そういう計画を、どのぐらいまでにどのようにしっかりと示していくのか、その辺の見通し、その辺もお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山端広和) 今、申し上げましたように、計画につきましは32年度までに策定する、

なるべく早い時期にというふうに考えております。その前段で、一定程度原案等ができた段階で、学 校関係者も含めた中で、そういった情報を流していきたいというふうに考えております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11番(野原惠子) 分かりました。やはり特に南小学校ですよね。そういうところでは、子供の数も増えてきておりますし、そういう点ではやはり改修も急がれるのかなというふうに思っておりますので、そういう年度計画、どのように建てられるのか、やはり私たちも関心を持って、しっかりと見極めていきたいというふうに思っております。

次に、学校プールの件についてお聞きいたします。

この学校プールも本当に、一番古いところでは、札内の東町民プールですね。築 52 年たっております。議員も皆さん視察に行っております。それで更衣室なんかもプレハブになっておりまして、本当に劣化がひどくなってきております。こういう中で、答弁の中では、東町民プール、これは単独での建て替えは効率的ではない、このように答弁されております。そうしますと、今、二つの町民プールについては、今後 20 年程度は使用可能であるというふうに答弁されておりますので、そうすると、東町民プール、単独での建て替えは効率的ではないとお答えになっていますけれども、このプールは今後どのような使用の仕方をしていくのでしょうか。築 52 年たって本当に劣化しております。そうしますと、このプールを本当にこのまま 20 年間使い続ける、こういうことになるのでしょうか。その辺の答弁をお願いします。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 東町民プールについては、札内地区のプールにおきましても、一番古い建築年になります。昭和 42 年に建築されたもので、50 年以上経過しているということで、老朽化も進んでおります。

効率的でないと申しますのは、今一つの案として、札内地区に統合プールというようなことも検討の中に入ってございまして、そういったことで単体で、もし統合プールをつくるのであれば、単体で建て替える、今建て替えるということがどうなのかということがございますので、そういった意味でございます。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) この東町民プールを 20 年間このまま使い続けていくということになるのかどうか、その点はどうなるのでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 20年間使い続けていくということではなくて、必要に応じて補修は行ってまいりますけれども、これ以上は難しいといいますか、老朽化が激しくて改修費に莫大な費用がかかるということになれば、廃止ということもあり得るかなというふうに思います。

その際には、北プール、南プールがまだ 20 年以上使えるような状況にございますので、そちらのほうへ、スクールバス等を活用しながら子供たちを送るだとか、そういったこともしながら、他のプールの活用ということも考えております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) 私は町民プールというふうにうたっておりますけれども、町民が利用できるということを、それはもちろん大事だと思うのですけれども、基本、学校にプールがある、このことが子供たちが利用する教育的な立場からも、学校にプールがあるっていうのが、一番子供たちが健康できちっとした教育を受ける保障になると思うのですよね。ですから、基本的には学校にプールをきちっと設置する、そこが基本ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 確かに町民プールという位置付けはしてございますけれども、ほとんどの利用は子供たちでございますので、9割方子供たちでございますので、そういった意味で学校の近くにあるというのは、一番利便性もよくて、使い勝手もいいということもございますけれども、先ほども申

し上げましたように、今後の札内地域のプールのあり方を考えた場合には、どういったことが資金面も、財源的な財政的なことも含めて効率的なのかということを常に念頭に入れながら、対応していかなければならないというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) プールのあり方をこれから検討していくということなんですが、前段でもお話いたしましたけれども、学校に町民プールとして各学校にプールがあるということは、町民も利用できるということにつながりますよね。今、高齢化になってきまして、車で移動できる方はいいんですよ。でも、歩いて利用したい、自転車とかそういうことで利用したいという町民から見れば、学校にプールがあれば、その近くの方、町民も利用できる、そういう効果も考えられると私は思います。

例えば、幕別町の町民プールがありますね。あそこは小学生も利用していますけれども、年配の町 民の方も結構利用されているのですよね。ですから、そういうことも考えますと、学校にプールがあ るということが、町民にも有効に利用できるそういうプールになると思います。

ですから、私はこれから検討されていくということでありますけれども、各学校に小学校単位にプールがある、そのことがやはり必要ではないかと思っております。そういう検討も、ぜひしていっていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 幕別の町民プールにつきましては、温水プールということもございますし、期間も、利用期間も長く設定してございますので、そういった意味での一般町民の方のご利用も多いのかなというふうには思っております。

議員言われますように、基本的に学校の近くにあれば、子供たちの利便性ももちろんでありますけれども、地域住民の方の利用においても、使いやすいということもございますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、財源的な関係、それから今後の札内地域のプールのあり方等々を考えると、なかなかやっぱりその更新にかかる経費というものが莫大な費用になるものですから、そういったことを全体を含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 野原議員。
- ○11 番(野原惠子) 私はやはり子供たちだけではなくて町民全体が利用できるプール、そういうふうに考えますと、やはり学校単位でのプール、そして学校も地域の文化拠点になりますし、そういうところからコミュニティも学校中心として広がっていく、そういうことを考えますと、学校も地域の中心、それに付随しているプールもやはりコミュニティの場として、やはり学校単位でプールを設置していくということが私は必要ではないか、そのことを質問いたしまして、終わりといたします。
- ○議長(芳滝 仁) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 地域の方の利用等々を含めて、そういったことも含めて今後において、地域の皆さんあるいは学校関係者等々のご意見もお伺いしながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(芳滝 仁) 以上で、野原惠子議員の質問を終わります。 次に荒貴賀議員の発言を許します。荒貴賀議員。
- ○2番(荒 貴賀) 2番荒貴賀。

通告に従いまして、質問をいたします。

消費税増税による町財政への影響と町民負担の対応についてであります。

政府はことし10月に消費税率を10%へ引き上げると表明しました。

2014年4月の消費税8%への増税時には、日本経済が想定よりも大きく落ち込み、現在もなお回復の兆しが見えていません。長引く消費の低迷などを理由に、当初2015年10月に予定されていた消費税10%への増税は、過去2度にわたり延期されてきています。

総務省の家計調査を見ると、2014年4月の消費税引き上げ以降、家計消費が増税前を上回ったことはなく、2018年の年平均実質家計消費支出は、1世帯当たり約25万円も減りました。

昨年秋に新聞社が実施した世論調査では、増税に対し51%が反対し、経済対策にも60%が期待できないと答えています。増税に賛成の専門家も、現在の景気情勢では増税すべきでないと述べる方も多くいます。

8%の増税時は8兆円の国民負担があり、10%の増税では5兆円もの負担が試算されています。町 民の暮らしを直撃することは避けられません。また、地方財政にとっても、大きな影響をもたらすこ とが予想されます。

町民の生活を直撃する消費税の増税による町民への負担や町財政への影響について、以下の点を伺います。

- ① 町の歳入歳出の影響額は。
- ② 上下水道などの町の公共料金の値上げによる町民負担の影響額は。また、引き上げを行わないよう町独自の手だてを講ずるべきでは。
 - ③ 町の指定管理料に消費税が上乗せされているが、その想定額は。
 - ④ 景気の悪化を招く消費税増税は中止すべきだと国に求めること。以上です。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 荒議員のご質問にお答えをいたします。

「消費税増税による町財政への影響と町民負担の対応について」であります。

平成28年11月の税制改正に伴い、消費税率の引き上げ時期は29年4月1日から本年10月1日に変更され、首相は昨年の10月15日の臨時閣議において、消費税率については、法律で定められたとおり、10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定であることを発言いたしました。

加えて、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019 年度、2020 年度当初予算を通じて、駆け込み消費と反動減を抑制するための臨時・特別な措置を実施するとした方針が示されたところであります。

ご質問の1点目、「町の歳入歳出予算の影響額は」についてであります。

はじめに、町の各会計の歳出に及ぼす影響についてでありますが、性質別には需用費や役務費、委託料などの物件費、維持補修費、普通建設事業などの経費が、消費税の課税対象となり、消費税増税に伴う直接的な影響を受け、増額となるものであります。

平成31年度の各会計における当初予算では、本年10月からの消費税増税分を見込んで計上しており、これに伴う影響額といたしましては、一般会計で2,963万4,000円。国民健康保険特別会計ほか7特別会計と、水道事業会計の8会計で、775万2,000円。全会計の合計は、3,738万6,000円が増額となります。

次に、歳入における影響といたしましては、地方消費税率が現行の1.7%から、2.2%に引き上げられますことから、地方消費税交付金が増額となり、31年度予算では同交付金のうち社会保障財源化分が6,000万円増額するものと見込んでいるところであります。

地方交付税につきましては、今申し上げました地方消費税交付金の増加分の全額が基準財政収入額に算入されますことから、地方交付税の影響額といたしましては、6,000万円の減額が見込まれるものの、一方で、消費税増税に伴い、基準財政需要額における単位費用などの増額も考えられるところであり、31年度の普通交付税は、地方財税計画に鑑み、前年度決定額に対して 0.6%の増で計上しております。

ご質問の2点目、「上下水道などの町の公共料金の引き上げによる町民負担の影響額は、また引き上げを行わないよう町独自の手だてを講ずる考えは」であります。

1つ目の「上下水道などの、町の公共料金の引き上げによる町民負担の影響額は」についてでありますが、上下水道に関わる特別会計及び企業会計の5会計の平成31年度当初予算につきましては、10月から実施される消費税増税に伴う使用料の引き上げを見込んでおりませんことから、町民負担の影響はない状況となっております。

しかしながら、これら使用料の消費税は内税方式としていることから、このたびの消費税増税が、

支出収入の減額となり、一方で支出に必要な消費税は増額となるなど、現行のままでは各会計の収支 に少なからぬ影響が見込まれるものと認識いたしております。

二つ目の「引き上げを行わないよう町独自の手だてを講ずる考えは」についてでありますが、上下水道に関わる特別会計及び企業会計については、本来それぞれの事業に伴う収入をもってその経費を賄うことが基本となっておりますことから、使用料である受益者負担と公費負担とのバランスを見ながら、適正に判断しなければならないものと考えております。

ご質問の3点目「町の指定管理料に消費税が上乗せされているが、その想定額は」ついてであります。

現在、本町において指定管理による施設管理を行っている施設は、アルコ 236、道の駅・忠類、百年記念ホール、忠類歯科診療所及び平成 31 年度から開始予定の札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターの 6 施設であります。

指定管理料における増税後の消費税につきまして、平成 31 年度の想定額は、アルコ 236、道の駅・ 忠類では 30 万円の増、百年記念ホールでは 67 万 3,000 円の増、忠類歯科診療所では 12 万 4,000 円の 増となる見込みであります。

また、平成 31 年度から指定管理が開始される札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターは 42 万 8,000 円の増となり、指定管理施設全体での消費税額は 152 万 5,000 円の増となる見込みであります。

ご質問の4点目「景気の悪化を招く消費税増税は中止すべきだと国に求めることについて」であります。

消費税増税につきましては、社会保障と税の一体改革の一環として、全世代型社会保障の構築に向けた少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保していくためのものであり、現役世代の不安等に対応し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立していくためには、避けて通ることができないものと認識したしております。

また、多くの行政分野において、国や地方の役割分担等を法令により定め、地方自治体にその支出を義務付けていることから、法令により義務付けられた事務事業や地域住民の福祉を増進するためのサービスが安定的に提供することができるよう、その担い手である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務であると考えております。

このため、消費税増税に向けたさまざまな施策の議論がされている現状において増税を中止することは、かえって混乱をもたらすことになり、現実的な対応とは思われませんが、安定した地方財政基盤の確立のため、社会保障制度改革などによって生じる地方負担については、その財源を確実に措置するよう、町村会などを通じて、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員へのご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) それでは再質問させていただきたいと思います。

現在、消費税が8%へと増税され、その影響で国民の生活も日本経済も今までにないぐらいの厳しさとなっています。特に今回、増税の根拠となってきた政府が示した景気回復の数値も、勤労統計の不正問題から撤回がされました。あらゆる施策の根拠も怪しくなっているのが実情です。当然 10%の増税となれば、町民の生活はさらに厳しくなることはもちろん、地方財政にも影響があるものと考えまして、今回質問をいたしました。

消費税の増税は、国政であります以上、町に対して大きなものを求めるというのはなかなか難しいとは思いますが、やはり町が住民の生活を守るという住民福祉の向上の観点で、何点か質問をしていきたいと思います。

答弁にありましたが、地方消費税が 6,000 万円増加され、その分、地方交付税が減額されるという お話がありました。実際の財政の仕組みが少し複雑なんですが、地方消費税交付金が増額されても、 地方消費税増額分、地方交付税の算定上、基準財政支出に入り 100%算入されてしまうだけに、地方 消費税引き上げ分、増収分だけ地方交付税が減らされてしまうという仕組みがあります。

これは当初、1997年に消費税が5%導入時に、地方消費税が導入されたときに、地方からの理解を求めるために地方消費税が導入されて、財源を一部地方にということで進められてきました。しかし今現在、地方消費税分が、地方交付税に算定されることによって、結局増えないんです。答弁にもありましたが、地方消費税交付税が6,000万円増額となるが、地方交付税が6,000万円減額される。要はトータルでプラスマイナスで変わらないという認識でよろしいでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 全くそのとおりで、基準財政収入額に算入されますので、プラマイでゼロという ことになります。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 当初、消費税を上げるときの、やはり政府のお約束といったらあれですけど、地方にしたことに対して、やはりどんどん変わってきているというのが現状にあります。

特に今回も、0.6%増えるというような答弁で、単位費用などで 0.6%増額するという期待がありますが、これも例えばでいいんですが、どういったものが対応、どういったものが費用にあるか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 地方交付税の算定の仕組みとして、その町にはいろいろな行政需要がありますけれども、それを細かく積み上げていくわけです。積み上げていくということは、その中には当然消費税分が入っているわけでありますから、その分は当然、基本財政需要額の単位費用をつくるときには、算定をするときには含まれるだろうということであります。ですから、地方交付税、もちろんその需要額と見込める収入額、収入額の差っ引きをして、足りないよとなったら地方交付税として交付するという、そういう仕組みでありますので、ともかく、町の行政経費としてかかるお金を積み上げたときには、当然、その中には消費税が含まれているということであります。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 単位費用のことを聞いていたんですけれども、単位費用が消費税も入った上での 0.6%増額ということですか、ちょっと違いますよね。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 単位費用の話をすると、非常に複雑なんですよね。それで、単位費用というのは、例えば農業行政費だとすると、農業行政費にはいろいろかかるお金がありまして、それに対して人口 1人当たり幾らというのは単位費用として出してくるわけです、算出してくるわけです。例えばそれが 300 円だとします。300 円に農業行政費であれば、農業者の人口をかけて、農業行政費の基準財政需要額が算出されるという仕組みでありまして、それぞれ農業行政だとか道路橋梁だとか保健衛生だとか、いろいろな行政分野がありますので、それごとに基準となる人口なら人口であったり、道路であれば延長と面積が基準となりますけれども、それにかけるもととなるのが単位費用といっているわけであります。その単位費用を出すには、係る行政費用を1人当たりあるいは1キロ当たりとか、あるいは1平方キロ当たりとか、幾らになりますかということを、国において算出するわけであります。それに、 測定単位が、人口であったり面積であったりあるいは道路延長であったりとか、あるいは対象となる人口だったりとか、それぞれ測定単位が決まっておりまして、それに単位費用を乗じて、その費目の基準財政需要額を出していく。それを全部積み上げて、町全体の基準財政需要額が幾らと。それに対して、収入額を差っ引いて、「あ、30 億円足りませんね。この部分は地方交付税で交付します」という仕組みであります。それを単位費用の中には、消費税が含まれているということでありま
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。

す。

○2番(荒 貴賀) 分かりました。かなり複雑で一つひとつやるとかなりあるので、今回はちょっと 次回にして、今回はやめて課題にしたいと思います。 要は歳入がそれほど増えないという中で、消費税の負担だけが今回増えているような形になっているんです。その単位費用額の交付税負担が 0.6%増えるというような想定もありますけれども、しかし現状では、3,700 万円消費税の増額分によって、町が出費しなくてはいけないというようなことでよろしいですか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これまた交付税の難しい話をしなければいけないんですけれども、要は交付税特別会計の中で、どれだけ国税五税から一定率が入っていますけれども、そこの部分が当然入ってきますから、総額が増えるということになりますから、当然、配分額は歳出面では消費税分を支出しなければならないですけれども、交付税特会の歳入べースは増えてきますので、当然配分額は増えてくるという理屈になります。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 分かりました。では、単位費用のほうで、要は消費税分が減らされるけれども、 その交付税のほうで、消費税分の増やされる分も入ってくるという認識でよろしいんですね。違うんですか。
- ○2番(荒 貴賀) 難しいですね。分かりました。分かりました。では、いいです、はい。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) かみ合わなくなってあれなので、分かりました。 消費税の仕組みが大変複雑ということがよく分かりました。

では、上下水道の公共料金についてお伺いしたいと思います。

今、今年度につきましては、値上げは考えていないというお話でありました。しかし、今後についてはバランスをとって考えていかなくてはいけないという答弁でありましたが、音更町では水道事業経営戦略を策定して、計画期間が10か年、10年なんですが、安定経営が見込めることから水道料金の据え置きを決めているのです。幕別町も計画を策定するということにはなると思うのですが、やはりこうした長期計画を持って毎年度というわけではなくて、長期計画をもって示していくという方向が必要なのではないでしょうか。お伺いしたいと思いますが。

- ○議長(芳滝 仁) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) 先日の新聞報道で音更町が10年間の計画をもってして、財政収支計画を示した結果、水道料金のことまで言及していたという記事だったというふうに思います。

本町においては同じような計画自体は持ってはおりませんけれども、ただ、水道事業会計につきましては、独立採算制でございますので、まず3か年実施計画策定時点、その後の予算編成時点、その時点において、それぞれ財政収支計画を見た上で、収支のバランスですとかを随時確認している状況でございますので、結果としてその時点その時点での将来の見通しや何かを見定めた上で、計画を予算編成などに当たっている状況にあります。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) やはり水道そうなんですけれども、ライフラインなんです。3か年で計画を考えるというお話ですが、やはり水道管の老朽化問題とかもありますから、もっと長期的な視点で計画を立てる必要があるんではないかと思うのです。ことし3か年は布設工事が少なかったので抑えられました。でも、その次の3か年で増えましたから、では値上げになるんですかということにはならないと思うのですよね。やはりもっと長期的な考えを持った計画をつくる必要があるのではないかと思うのですが、もう一度お伺いいたします。
- ○議長(芳滝 仁) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) 当面のところとしましては、漏水調査などを行いまして、漏水箇所の解消を しながら有収率を上げていき、本町の場合は全量受水してますので、捨てる水をなるべく少なくしな がら、財政収支の均衡を図っていくということに重点を置きながら、なおかつ得られた収入を最大限 効果的に使用するために、老朽化の進んだ配水管の整備に努めていると、そのような状況で事業を行

っているというところです。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 長期的な計画を持つというふうには、なかなかおっしゃっていただけなかったわけではありますが、本当にライフラインですから、長期的な視野を持って進めていただければというふうには思います。

指定管理についてお聞きしたいと思うのですが、今回、消費税増税に伴って 152 万円ほど消費税が かかるというお話でありました。幕別町では指定管理業者に対して、課税団体の場合は消費税を上乗 せしてお支払いをしているという方法をとっています。指定管理料に対して、今現在の消費税、6 施設、まあ今 5 施設なんですけれども、今現在どれほどかかっているのかお聞きいたします。

○議長(芳滝 仁) 暫時休憩いたします。

16:16 休憩

16:16 再開

- ○議長(芳滝 仁) 休憩を解いて会議を始めます。 総務課長。
- ○総務課長(新居友敬) これらの消費税の総額でございますけれども、1,220 万円ということになります。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 年間で1,220万円ということですよね。要は、直営であればかからない分なんです、この1,220万円という数字は。指定管理を導入することによって、要は1,220万円支払う必要が出てきているんです。

指定管理の導入のときに、理由とされてきた経費削減やサービスの向上という観点から、これは逆行とはいいませんけれども、どのように町は分析されていますか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 指定管理をしていないから消費税がゼロではないんです。そのようにおっしゃられましたけれども、例えば直接賃金、人を雇って賃金を払うような場合はこれはかかりませんけれども、物を買ったり、あるいは外部委託する、清掃にしても外部委託しているわけですから、かなりの部分は人件費以外は消費税がかかっているというのが実態だというふうに認識をしています。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) では、指定管理料に対する消費税の負担額はどうですか。要は全体の、町長のお話だと、指定管理業者に対して全体の消費税、要は清掃分という話がありました。ではなくて、指定管理料にかかる消費税分は1,250万円ですね。その中には要は、清掃費も入るかもしれませんけれども、やはり直営であればかからないのですよ。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 指定管理料は、例えばその施設に関わる経費と収入と相殺をして、持ち出さなければならない部分を指定管理料としてお支払いをしているのです。それで、それが仮に直営だとした場合は、経費というのは管理するのにいろいろとかかるわけです。その中で、例えば賃金あるいは職員を雇ってそこの管理に当たらせるのであれば、これは消費税の対象になりませんからかかりませんけれども、大概は施設管理というのは、電気にしても掃除にしても、ほとんど消費税かかるのです。ですから、指定管理をやめたからといって、1,200 万円が浮くということではないということを認識いただきたいなというふうに思います。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 分かりました。そういうふうに受けとめていきます。はい。分かりました。 最後になりますが、国に中止を求めるということでありますが、町長が安定財源のためには必要だ

というお話がありました。しかし、国策である以上、町がということはなかなか難しいのですが、消費税は社会保障のためといって、この間引き上げられてきたのです。でも、実際はそうなってはいないのです。年金が減る、介護保険料は上がる、後期高齢者制度は始まる、そんな中で負担だけが増え続けいるような現状があります。消費税が導入されて30年になります。こうしたことにも改善が見られないのは、世帯の収入が増えない中で消費税が増える。要は可処分所得が減っているというようなこともあります。そうした状況で消費税を上げても、政府が試算した税収に届かない、国の税収が増えても、その額に行かないという面もあります。

消費税が導入されて、消費税の全額で大体この30年間で370兆円、国民全体から集めてきました。 しかしその一方で、法人3税の税収が290兆円減税されてきているのです。やはりこうしたことも累 進課税の逆をいくという、町の財政、国の財政を厳しくしている一つの要因とも考えています。

このことは町に対してはということにはなりませんけれども、しかしそうした状況で、社会保障も 地方に財政負担を求めているというようなこともあります。こうした地方財政の負担について、町の 認識をお伺いしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 増税分が社会保障に使われていないというようなご指摘でありましたけれども、ここで平成31年予算積算基礎の中で、地方消費税の交付金が2億6,000万円ほど入って、そして充当される対象となる経費については17億3,000万円あるということでありますから、これはまさしく社会保障費に使われている実態ではなかろうかというふうに思っておりますし、よその町は分かりませんけれども、少なくとも我が町においては、17億かかるところに逆にいえば2億6,000万円しか入ってこないということがいえるかというふうに思います。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 要は町長の答弁をしたのは、社会保障費として本来であればもっと充当するべきところが、なかなか地方財政、要は地方に社会保障を負担してもらっているというような現状があるのではないかと思います。

要は、町長が今答弁されたように17億かかる。しかし国から2億6,000万円しか入ってきていない。本来であれば社会保障の充実を挙げられた以上はもっと充当するべきというふうに感じてはいるんですが、町長、その辺の認識についてお伺いいたします。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 例えば福祉関係で、町が4分の1払わなければならないとかありますけれども、 そういうことを多分、もっと減らすような形に消費税が充当されてもいいんじゃないかという、その ようなお話だと、そういう質問だと思いますけれども、逆に言うと、これまた交付税の話になるんで すが、その4分の1の町負担分については、交付税の基準財政需要額の中で算定をされていまして、 かかる経費だよというふうにみなされているわけです。ですからこれも、国は基本的には面倒を見て という言い方はおかしいですね、地方に対して交付しているという仕組みになっているわけでありま す。
- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 分かりました。町長の答弁の中で一つひっかかったんですけれども、かえって消費税の増税を中止することは、かえって混乱を招いて、減税政策をとっている以上、今、かえって混乱を招いて現実的な対応とは思えないというような答弁がありましたが、やはり町民の生活を考えたときに、消費税の増税が町民に与える影響というのは、非常に本当に大きくなっているのです。

やはり町民がどういう生活をされてきたのか、それでどれほどこの消費税の増税が住民にとって負担になってきたのかというのを、やはり一度は考えて町財政を運営していただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、消費税を上げることを、今ぎりぎりで生活している人にとっては、本当に死活 問題なのです。切り詰めるところまで切り詰めて、生活が破綻する。そうなるとやはり町にとっても 生活相談が多くなってくるというような状態も出てくるのではないかと思っています。少し前に、冬期間のストーブを節約した年金生活の方が、厳しい実態が報道されて福祉灯油が始まったというようなこともあります。

やはり消費税の増税は、そうした人たちにとって、どういった状態になるのかというのを、いま一度、町財政の運営について考えていただいて、町長の答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 町民の中には、本当に生活に困っておられる方がいるということは承知をしているわけであります。そういう真に困っている方については、福祉政策として低所得者対策をこれまで講じてきているわけであります。

ただ、今回の消費税については、これは功罪確かにあろうかというふうには思いますけれども、社会保障関係経費が安定的に確保できるという、非常にマクロ的な視点に立っての将来の我が国あるいは地方の財政が円滑に進むということの視点を持ってやっているわけでありますので、これを今、誰かが困っているからやめるということではなくて、まずは全体が円滑に財政運営ができる、国も地方もそうですね、できるということがあって、そしてそうした中で本当に困っている方がいれば、そこはきちっとした支援の手を差し伸べるというのが、私たちの役割だろうというふうに思っているところであります。

- ○議長(芳滝 仁) 荒議員。
- ○2番(荒 貴賀) 消費税の考え方ですので、なかなか一致するのは難しいのかなとは思うのですが、 やはり消費税をする前に、私は先にメスを入れるべきところがあるんだと思うのです。これは国の関係なので、なかなか町長の答弁は難しいところはあると思うのですが、例えば、それこそものすごくもうかっている企業に課税をしっかりとるとか、それこそ法人税がどんどん下げられた中で、そこにこそ税金を求めるとか、やはり国民健康保険や本当に厳しいところに、町は対応しているというお話ではありますが、やはりまだまだ厳しいところはあるのです。

そうした中、だからこそ滞納者が一定程度いるのだと思うのですよね。やはり町長としましても、 消費税だけではなくて、そうした本来もっと日本の憲法にある応能負担の原則にのっとったところか らしっかり求めるというような認識に立っていただければと思うのですが、町長の見解をお聞きいた します。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) まず、国家的なマクロ的なお話については、それは国は国で、財政諮問会議であったり税制調査会であったり、そういったところの意見を広く国民から意見を聞いて、それは税制を確立している、あるいは歳入を確保しているというところではありますので、そこについてはなかなか私の立場で、文句を言うとか意見を言うとかそういうことにはならない。そこはしっかりやっていただいているということがまず一つ前提になっている中で、そういう中で町政として、いかに住民の皆さんの生活が困らないような形で、いろいろな分野があります、それは。ありますけれどもそれは、細かいところまで目を向けながら、私は町政運営をさせていただいているというふうに思っているところであります。
- ○議長(芳滝 仁) 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:28 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成31年第1回幕別町議会定例会 (平成31年3月7日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(2人)

日程第3 議案第21号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

会議録

平成31年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成31年3月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 芳滝 仁副議長 藤原 孟

 1 板垣良輔
 2 荒 貴賀
 3 髙橋健雄
 4 小田新紀
 5 内山美穂子

 6 小島智恵
 7 若山和幸
 8 小川純文
 9 岡本眞利子
 11 野原惠子

 12 中橋友子
 13 藤谷謹至
 14 田口廣之
 15 谷口和弥
 16 千葉幹雄

17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

- 6 欠席議員
 - 10 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長寺田治 保 健 課 長 白坂博司 福 祉 課 長 樫木良美 農林課長香田裕一 商工観光課長 亀田貴仁 水 道 課 長 山本 充 保健福祉課長半田健 経済建設課長 川瀬康彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸

議事の経過

(平成31年3月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(芳滝 仁) これより、本日の会議を開きます。

「議事日程」

○議長(芳滝 仁) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(芳滝 仁) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、15番谷口議員、16番千葉議員、17番寺林議員を指名いたします。

[諸般の報告]

- ○議長(芳滝 仁) 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
- ○議会事務局長(細澤正典) 10番東口議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
- ○議長(芳滝 仁) これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

- ○議長(芳滝 仁) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

- ○9番(岡本眞利子) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。
 - 1、運転免許証返納者への支援強化策について。

高齢社会が急速に進む中、高齢者の運転による死亡事故など交通事故が相次いで起こっています。 65歳以上の方が運転免許証を自主返納した後、運転経歴証明書の申請交付を受け、その証明書がさま ざまな場面で本人確認書類として利用されております。

しかしながら、本町及び管内においては買い物や通院などに車以外の交通手段が少ないため、運転 免許証の返納をためらう方が多いのが現状です。

そのため、今後は運転免許証を返納しやすい環境づくりの構築が必要であると考え、以下の点について伺います。

- ①本町における高齢者ドライバーによる交通事故件数と運転免許証の自主返納件数は。
- ②運転免許証自主返納についての町の考えは。
- ③運転免許証自主返納者に対し、今後の支援及び優待サービスの導入などの考えは。
- 2、家族介護者(ケアラー)支援について。

少子高齢化が進む現在、介護を必要とする人が増えております。介護、看病、療育、世話、心や体に不調のある家族への気遣いなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人など無償でケアをする人

を「ケアラー」といいます。高齢者だけではなく、障害者や難病患者などの介護、看病、障害児の療育、さらに依存症やひきこもりの方などの世話をしている人も該当します。家族等の介護で自分のことが後回しになり、身体的、精神的に大きな負担を抱えております。また、介護のために仕事をやめた方などは経済的な負担も大きく、将来に不安を抱えています。

第2期幕別町地域福祉計画の中にも「介護者への支援体制」が盛り込まれておりますが、それがどれだけ充実されているのか懸念するところであります。

そこで、以下の点について伺います。

- ①町としてケアラーの実態把握がなされているのか。
- ②ケアラーに対するアセスメントの実施については。
- ③相談事例の共有がされているか。
- ④ケアラー支援について、町の考えと今後の支援の方向性は。 以上です。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「運転免許証返納者への支援強化策について」であります。

我が国では急速に高齢化が進み、平成30年9月1日確定値となる総務省統計局の人口推計では65歳以上の人口は3,554万6,000人であり、総人口に占める割合は28.1%で約3.6人に1人が高齢者となっております。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、高齢化率は総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより引き続き上昇し、2035年には32.8%で約3人に1人が、2065年には38.4%で約2.6人に1人が高齢者になると推計されております。

このような状況の中、交通事故全体に占める高齢者が引き起こす事故の割合も年々増加傾向にあり、 警察庁交通局の交通事故発生状況によると平成29年の65歳以上の交通事故件数は約9万5,000件で 全事故件数の21.3%が高齢者による事故となり、対前年比で0.9ポイント増加しております。

ご質問の1点目、「本町の高齢者ドライバーによる交通事故件数と運転免許証の自主返納件数は」に ついてであります。

本町における平成30年の交通事故発生件数は全体で31件であり、このうち65歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故発生件数は15件で約48%を占めております。

また、十勝管内の 65 歳以上の高齢者による運転免許証の自主返納件数は、平成 29 年が 943 件、30 年が 985 件で、前年に比べ 42 件増加し、このうち本町における運転免許証の返納実績件数は、29 年が 81 件、30 年が 98 件であり、前年に比べ 17 件の増加となっております。

ご質問の2点目、「運転免許証自主返納についての町の考えは」についてであります。

近年、全国各地で65歳以上の高齢者ドライバーによるハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違いなど、運転操作ミスを起因とする交通死亡事故が多発しており、年齢、体力、運転経歴により個人差があるものの、高齢に伴う反射神経や体力の衰えが、交通事故を誘発する主な原因となっているものと考えております。

こうした中、平成9年に道路交通法が一部改正され、10年4月から導入された運転免許証の自主返納制度は、増加傾向にある高齢者の交通事故防止に一定の効果が期待できるものであり、警察庁の「運転免許統計」では、29年中の全国の65歳以上の運転免許証返納者は約40万4,000件で、前年に比べ約7万7,000件増加している状況となっております。

また、運転免許証の自主返納に関しては、免許証の有効期間内にみずからの意思で返納手続を行うことにより、公的な身分証明として使用できる「運転経歴証明書」の申請交付を受けることができ、全国各地でさまざまな優待サービス制度もあることから、返納後の生活スタイル等をご家族でよく話し合い、自主返納の判断をしていただきたいと考えております。

なお、自主返納に当たっては、ご本人の運転に対する身体能力の正しい自覚や小さな異変に気づく

ことができる身近なご家族の適正な判断が重要となりますことから、老人クラブ等の高齢者が集まる機会や出前講座、広報紙やホームページなど、さまざまな機会を捉えて、免許証の返納制度や、認知機能低下の兆候を発見するチェックリストなどの周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「運転免許証自主返納者に対し、今後の支援及び優待サービスの導入などの考えは」 についてであります。

現在、本町では65歳以上の運転免許証の自主返納者を対象に、1年間利用できるコミバスの運賃半額乗車券を発行しているほか、民間バス事業者では路線バスの乗車運賃の半額割引、一部町内のタクシー事業者のタクシー料金の1割引など、免許返納者への優待サービスが行われております。

今後は、コミバスの休日試験運行の利用実績やアンケート調査などから、より一層利用しやすい地域公共交通を構築するとともに、各種支援や優待サービス制度の研究、さらには、運転免許試験場での返納手続をより身近な交番や駐在所等で行えるよう関係機関へ要請するなど、自主返納しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「家族介護 (ケアラー) 支援について」についてであります。

日本は、少子高齢化の急速な進展により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、本町では、第7期介護保険事業計画に基づき、介護、住まい、介護予防、生活支援、医療を包括的に受けることで、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の実現を目指すとともに、介護者の負担軽減及び相談業務の充実に努めているところであります。

ご質問の1点目、「町として、ケアラーの実態把握がなされているのか」についてであります。

本町では、高齢者や障害者等の介護に係る介護者本人からの相談や民生委員、近隣の住民からの情報提供のほか、保健師、社会福祉士及び介護支援専門員等の地域包括支援センター職員による日々の訪問活動、さらには介護認定又は障害認定に係る調査業務、健康相談、発達相談等の機会を通じて直接、介護者の状況を把握しております。

このほか、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定時には、要介護認定を受けていない高齢者に対する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方に対する「在宅介護実態調査」においても、介護者の状況把握に努めております。

また「障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定時においても、障害者に対するアンケート調査を実施しており、主な介護者や困り事など実態の把握に努めているところであります。

ご質問の2点目、「ケアラーに対するアセスメントの実施について」であります。

介護保険の居宅サービスを利用する場合には、事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際に、介護者の状況についても丁寧に把握し、それを踏まえたサービスの利用計画を作成しており、障害福祉サービスを利用する場合においても、事業所の相談支援専門員がご家族や介護者の状況を把握し、適切なサービス等利用計画を作成しております。

また、本町では、各種相談の内容に応じて、保健師、社会福祉士及び介護支援専門員によるケース検討会議に加え、関係する担当課や介護事業所、社会福祉協議会及び民生委員等による地域ケア会議を開催し、介護者の状況把握と適切な支援につなげているほか、障害に関する相談においても、必要に応じて相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関によるケース会議を開催し、支援策を講じているところであります。

ご質問の3点目、「相談事例の共有がされているか」についてであります。

現在、介護者等が日ごろから抱えている不安や悩み事などを相談できるように地域包括支援センターを中心として在宅介護支援センターと連携を図り、また、介護以外の相談についても担当部署において横の連携を図りながら支援を実施しております。

さらには、相談したいときに気軽に何でも相談できる窓口、いわゆる「よろず相談窓口」を福祉課 に設けており、専門的支援が必要な場合には、個々の状況により、関係部署、多職種により相談事例 の共有を図り、課題等について具体的に検討することで必要な支援策につなげているところであります。

ご質問の4点目、「ケアラー支援について、町の考えと今後の支援の方向性は」についてであります。 介護者については、経済的な問題及び心身の健康や社会的な孤立などさまざまな不安を抱えている 場合があることから、本町では、介護に関する悩み事等の相談や情報交換及び介護者相互の交流の機 会を提供し、介護者の心身の元気回復を図ることを目的に、年2回、在宅介護者の集いを開催するほ か、特に認知症の介護者に対する支援として、認知症カフェの運営に係る費用の一部を助成していま す。

また、経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護者等の在宅生活の支援を図ることを目的に、介護用品等給付事業を実施し、紙おむつ等の購入費に対する助成を行っております。

今後におきましても、介護者を社会全体で支えることにより、少しでも介護者の負担が軽減されるよう、さまざまな関係機関と連携を図り、介護者を支援するための施策について引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) では、再質問をさせていただきます。

まず、高齢者の運転免許証自主返納について伺います。

高齢者運転の交通事故が相次ぎ、社会問題となっております。高齢化が進み、自主返納に対する優遇措置の取組も高齢者の事故防止の推進の観点から大切なことと私は思っております。

警視庁では、75歳以上のドライバーの認知機能検査を強化した改正道路交通法の施行後から昨年3月までに210万人が検査を受け、5万7,000人が認知症の恐れがある第1分類と判断されたと発表しております。

そこで、本町では、私のちょっと調べた段階では、平成 28 年なのですけれども、65 歳以上の免許保有者が 5,279 人ということだったのですけれども、若干、今、変わっているかなというところもあるかと思うのですけれども、今ご答弁いただいた中で、本町としての交通事故発生が 31 件、そのうちの 65 歳以上の高齢者ドライバーによる事故が 15 件ということで、48%を占めているということでございますが、この数字に対しましてどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 本町のみならず全国的に見ましても、やはり 10 年前ぐらいから比べると、年々高齢者による事故発生件数が増えてきているわけです。途中までは若年層のほうが多かったのが、平成24 年ぐらいから逆転をして、今はもう完全に高齢者の事故発生件数の比率が高いということであります。

ですから、この数字がどうだというよりは、年々やっぱりそういう事故の割合が高くなってきておりますので、何といっても高齢者みずからが自覚をして免許を自主的に返納するような、そういった 仕組みづくりというのが必要であろうというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 我が町も高齢化率は30%ということで、全国平均が26.6%ですから、全国平均よりもさらに上回っているということでありますので、町長のおっしゃることももちろんそうなのですけれども、免許を返納しないというところにも、やはり返納できないというようなところにも、やはり町としては考えなくてはいけないのではないかというふうに私は感じているところです。

この 75 歳以上のドライバーは、3年に1度の免許更新など、認知機能検査を受ける必要があり、第 1分類は「記憶力・判断力が低くなっている」、第 2分類には「認知機能の低下の恐れがある」、第 3分類には「認知機能の低下の恐れがなし」というような判断がされるそうですけれども、従来はこの第 1分類の一定の交通違反者だけが医師の診断を受けていたそうですけれども、法律が改正になってからは、第 1分類となり、全てのドライバーが受検対象となっているということでありますが、返納

できないということは、やはり返納した後の自分の動きが、自由に外に出て歩くということができない、そういう心配があるからこそ返納ができないのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは、例えば首都圏あたりと比較しますと、おのずと公共交通機関の充実ぶりというのは違うわけでありまして、5分か6分ぐらいに1本の割合で列車が来るのと、下手をすると2時間近く列車が来ない、バスも1時間に1本あるかないかということになれば、どうしても自分が自由に動きたいとなれば、車が便利、必要だなというふうに思うのは当然であります。

しかしながら、やはりそこは命、けがとの引きかえだというふうに思います。それを惜しんで死んでしまっては何も意味がないわけでありますし、また自分が悪くなくてもぶつかってこられることもありますけれども、ともかく、年齢、加齢によって反射神経なり体力が衰えることによって事故が発生する確率が増していることは間違いないわけでありまして、そこは、やはりご本人の自覚を促す。そのためには、身近で見ている家族の皆さんがしっかりと、お父さん、あるいはおじいちゃん、危ないからもう本当に運転やめましょうということをしっかり説得してもらって、つなげていくこと。そのために、環境整備としては、限りありますけれども、やれるべきことはやらなければならないなと、これは、首都圏並みにはいきませんけれども、やれることはやらなければならないなというふうには思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 今、町長がおっしゃったように、一番身近にいる家族が一番分かるのではないかなと思いますが、家族にあっても、高齢ドライバーの運転をやめてもらいたいが、家族の言うことを聞いてくれないというような、説得ができないというようなことで悩んでいるという家族も多いということであります。そのような場合に対しましても、町として何かすることができないのかお伺いいたします。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは、強制的にどうこうするということは当然できるわけもないわけであります。やはり、いかに自覚を促すかということしかないのだろうというふうに思います。

それで、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、チェックリストなるものもあるのですね。A4版1枚で、十数項目のチェックをしていく中で、3項目以上つくと、これはもう危険信号だよと。そういう実際の自分が自覚するようなチェックリストなり、あるいはそういう何かこう試験的なものがあれば、それを積極的に受けてみてくださいということで自覚を促していくことぐらいしかないのかなと。あとは本当に、家族、友人が、危ないですよと、もうぼちぼち返納する時期だよということをしっかりと協力してもらえることも大事だろうというふうに思っております。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 本当に町長の言うとおりなのですけれども、なかなか本人としたら、自分は大丈夫、絶対に大丈夫というような自覚があるかと思うのですけれども、そこを家族の話がきくか、また、それを実態を自分が見て納得をするかというところだと思うのですけれども、私も委員会のほうで北竜町に行きまして、まる元という認知症予防事業を行っておりまして、うちで言うチェックリストみたいなものですけれども、軽度認知症を早く発見するというか、そういうような MCI という軽度認知障害を早期に発見するというような、そういう取組を町を挙げてやっているところもあります。そういうのを受けることによって、やはり自分の数値を見ながら確認もできるし、自覚もできるのではないかと思います。もちろん、チェックリストみたいなものをやっているということなのですけれども、それがいかに伝わっているか、住民にいかに伝わっているかということも大事ではないかなと思います。ですので、このようなことも、町を挙げてということもぜひやっていただきたいなというふうに感じるところであります。

また、自主返納については、これだけの事故も増えている、高齢化率も上がっているので、こうい

うところも気をつけて運転していただかなければならないわけなのですけれども、返納者には、では返納したらどれだけのメリットがあるのかということを考えますと、コミバス1年間半額のチケットということ、半額ということなのですけれども、これも1年間というのはどこから出てきたのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 1年間半額サービスなのですけれども、これは地域公共交通対策協議会の中で決められたことでありまして、1年がいいかどうかという議論もあったのですけれども、返納者以外の高齢者の公平性も含めて1年ということで決定いたしました。 以上です。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 地域の足の公共交通として、コミバスの運行で、さつバスなんかは台数も増加して、これが高齢者の足に結びついているのかと疑問を私は持つところなのですけれども、これは、コミバスの半額券を助成して、自主返納者がどのように感じているのかなと、今まで何十年間も免許を持って運転をしていた人が、1年間だけの半額のサービスを受けてもどうなのかなという、これはただコミバスの利用促進のためにやっているように感じるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) おっしゃることも十分分かるのですけれども、10月からダイヤ改正を実は行いまして、このダイヤ改正に合わせて1,000円で15枚の回数券を発行するようになりまして、1枚当たりの単価が67円と随分下がったのですよね。ですので、返納者だけではなくて、高齢者の方、全ての高齢者の方に平等に安く使っていただくということになりましたので、免許を返納しやすい環境としては整ってきているのかなというふうに感じております。

それと、あと免許返納した方には、答弁でもありましたとおり、タクシー会社さんの1割引ですとか、あと公共交通、十勝管内で言うと十勝バスさんと拓殖バスさんの乗車運賃の半額制度というのがありますので、幕別本町から帯広に行くのに480円ぐらいかかるので、それを半額で行けるというメリットもございますので、そういった民間の利用制度も十分メリットがあるというところでございます。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 幕別町としても、そんなに交通機関が十分ではないということを理解できるのですけれども、町だけではなかなかこれは厳しい問題だと思います。また、では免許返納者の足に、今までのような車の足になるようなことには難しいのかと思うのですけれども、その中で、車だけではなくて、行政だけで優待サービスをするというのはなかなか難しいのではないかと私は考えるのですけれども、その中で、企業なんかと一緒に連携をとりながら、地域の企業などとも連携をとりながら、協賛をしていただいて、何か地域振興にもつながるようなこういうサービスが、自主返納者にはサービスができるようなことを考えることはできないでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ちょっと今おっしゃった意味がちょっと私はぴんとこなくて、何を指しているのか分からなかったわけなのですが、そういうアイデアがあれば、何か民間事業者、企業がアイデアというか協力してもらえれる、いいアイデアがあれば、それは当然取り組まなければならないというふうに思いますが、ちょっと今おっしゃったことが私の中でさっぱり分からなかったものですから、ちょっと満足な答弁ができなくて大変申しわけないというふうに思いますが、いずれにしても、そういった協力者がいれば一緒にやっていくことは当然しかるべきことだというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 私の言い方がちょっと悪かったのかもしれませんが、免許返納にはやはり一番 何がいいかということを考えましたら、補助がやっぱり一番の鍵ではないかと思います。その中で、

補助といいましても、町から出すことにはもう限界があるのではないかと思いますので、それで、町の企業と協賛をしながら、免許返納者には経歴証明書を見せると何かがサービスしていただけるというようなことも考えてもいいのではないかなということを私は言いたかったのですけれども。ほかの町ではすごいところをちょっと発見したのが、葬儀の割引とかあったのですけれども、そこまでは言いませんけれども、お墓のリフォームとか、そういうのがあったりとかするのですけれども、そこは私は言いませんけれども、うちの町の企業とも連携をとり、協賛をしていただいて、500円のギフト券を配ったりというようなところがあったり、バスの乗車券の幾らかを出したりというようなことがありますので、そのようなことができないのかということをお尋ねしたわけであります。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) そういうことをやっていただくような企業があれば、それにこしたことはありませんけれども、ただちょっと本末転倒かなという感じがいたしまして、やはり何のために免許を返納するのだと、ご褒美が当たるから免許を返納するわけではないわけでありまして、それはやっぱり免許を返納しやすい代替の交通機関が利用しやすくなるとかというのであれば私は理解するわけでありますけれども、何かものをあげるとか、お駄賃をあげるから免許を返納しなさいよというのはちょっと違うのだと。やはり一番はご本人の命、体を守るということでありますし、他に迷惑をかけない、危害を及ぼさないということが一番大事でありますので、そこはやはり先ほどからの繰り返しになりますけれども、ご本人の自覚を促すことに最大の力を入れてもらいたいというふうに思います。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 動物に餌を与えるわけではないのですけれども、やはり免許を返納したメリットとして何かやはり、私も21ぐらいのときから免許を取って今までずっと来ましたけれども、それを返納するというとやはり勇気が必要です。町長も今この時点で免許を返納するといったときに、今のうちの町のこの公共交通を考えると勇気が大変要るのではないかと思います。そういう中で、本当に自分の体力やそして瞬発力や何かを考えると、もう返したほうがいいのかなというふうに、返してもでもこんなふうに便利だっていうような町にしていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) そのことが理想でありますけれども、やはり限界があるのです。先ほど申し上げましたように、首都圏であれば、免許はなくてもさほど何ということもないなというふうに思います。確かに、岡本議員おっしゃるように、私に今、免許を返納しろと言われると、ちょっとこれは難しいな。ただ、そこは今の状態だからそう思うのであって、これが認知機能なり体力なり反射神経が落ちてきたときにはまた違うわけですから、そこは先ほどからの繰り返しになりますけれども、やはり自分の体、命を守る、人に危害を与えないのだということを一番優先した中で、それと、多少不便ではあるけれども、それよりは自分の命、体を守る、あるいは他人に危害を加えないということと、それと不便さをやはり、はかりにかけるわけではないのですが、そこは総合的に判断をしながらどうするかということを決めていただきたい。それを進言できるのは周りにいる家族の方だというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 繰り返しになりますが、やはり本当に高齢者が安心して返納ができる、返納してよかったと思える体制をつくるということがやはり大事だと思います。不便さを感じさせない、ひきこもりにならない社会に、活動に障害を起こさない対策を考えていくのが行政ではないかと思いますので、ぜひとも今後ともいい施策を考えていただいて、不便さを感じさせないような対策を練っていただきたいと思います。

では、次に入りたいと思います。

ケアラーなのですけれども、家族介護ケアラーについて質問をさせていただきます。

団塊の世代が70代を目の前に、その子供世代の40から50代は企業の中心的戦力であり、仕事と介護の両立は、家族の問題だけではなく、企業の存続にも関わる問題でもあるかと思います。

そんな中で、現在、ケアラーを支援する取組が始まっております。栗山町社会福祉協議会では、ケアラーの調査をしたところ、みずからが病気を抱えながらも病院に通えず、自身の健康を後回しにせざるを得ない人も少なくなく、ケアラーの約3割が70歳代だという報告が出ております。老老介護の実態もあったそうです。

そこで、本町ではどれだけのケアラーに対しての支援がなされているのかということで、今回お聞きさせていただいたのですが、在宅介護実態調査においても、介護者の状況把握に努めておりますと。 どのような状況だったか、大きなところをちょっと教えていただきたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 保健課長。
- ○保健課長(白坂博司) 在宅介護実態調査の結果というか、調査内容ということなのですけれども、 主な質問としましては、介護者の状況なのですけれども、家族に対する介護の頻度ですとか、あとは 介護者と介護される方の関係ですとか、あとは年齢ですとか勤務形態、あとは働き方についてどう考 えているかとか、実際、介護はどのようなことをされているかというようなことを調査しております。

結果としまして、直近の調査は平成29年に実施したのですけれども、主だったもので言いますと、家族等の介護の頻度としましては、ほぼ毎日という方が5割を占めているので、大体半分ぐらいの方が毎日介護をされているというようなことでした。本人と介護者の関係なのですけれども、配偶者とお子さんでほとんど8割を占めますというような状況でありました。年齢層なのですけれども、今、議員のほうもおっしゃっていましたように、やはり高齢の方が多くて、一番多い世代が60代ということで、それで大体4割を占めておりまして、60代以上で7割近くを占めていたというところであります。あと、主な介護なのですけれども、在宅生活の継続に向けて、主な介護で不安を感じるのはどういったことかといったようなことも調査しておりまして、一番多かったのはやはり認知症状、こちらへの対応だということでありました。

ですので、私どもとしまして、こういった調査結果をもとに、特に今、不安を感じる介護で一番多かったのが認知症の対応ということだったので、第7期の計画におきましては、認知症対策ということで、認知症初期集中支援チームの設置ですとか、GPS 端末を貸し出す、徘徊高齢者家族支援事業など、そういった形で介護者の負担軽減を図るといったようなことで計画に盛り込んで実施をしているといったような状況であります。

以上です。

- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) 今、課長の答弁にもいただきましたが、やはり老老介護ということが多いということは私も耳にしました。また、本当に介護のために仕事をやめなくてはいけないというような方もいらっしゃるということで、本当に、もちろんケアする人とまたケアラーということを考えますと、いかに介護するケアラーが大変かということが切実に訴えられるということからこのような質問をさせていただいたのですが、今、全国的にも今のこの時代、本当に核家族になって介護する人が少なくなってきているという、家族、身内もだんだん少なくなってきている、それでいて施設に入所することが難しくなってきているというようなところから心配するところなのですが、このケアラーも今はヤングケアラーがいらっしゃるかと思うのですが、その点についてうちの町ではいかがでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 保健課長。
- ○保健課長(白坂博司) ヤングケアラーというお話だったのですけれども、先ほどの在宅介護実態調査というものは介護している方に対する調査なので、その中での結果ということにはなりますけれども、20 代の方が 0.8%、全体の回答から占める 20 代の介護者の年齢層の割合が 0.8%ということで、30 代で 1.7%という程度のものでありました。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

- ○9番(岡本眞利子) ヤングケアラーといいまして、10代から30代の年齢の方が介護をするということで、本当に若い方がおじいちゃん、おばあちゃんを見たり、また障害の子供をやはり見ているというようなこともありまして、ヤングケアラーもだんだん増えてきているというようなことも、やはり国としても心配されているということであります。そういうところを、うちの町としてももう少し把握しているのかなということでお聞きしたところでありますが、やはり相談内容等をもう少し実態を把握することによって、いろんな介護の形があるということが見えてくるのではないかと思いますが、その人たちの相談などを伺うというようなことはあるのかお聞きいたします。
- ○議長 (芳滝 仁) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(合田利信) ヤングケアラーの支援ということでありますが、町長の答弁にございましたとおり、うちではよろず相談ということで福祉課が窓口になっております。そういった中で、相談の中に若い方もいらっしゃる場合もありますし、その相談の重さというのも、中によっては、町内で連携をとりながら対応に当たらざるを得ないときもあります。そういった中では、本当にどこでも相談できる、こういった窓口を、今月この3月号の中では相談窓口のことについても紹介させていただいておりますので、今後も、いつでもどこでも相談できるということを周知普及に努めてまいりたいと考えております。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) やはりこのよろず相談窓口ということで設けているということなのですけれども、なかなかこれ周知がされていないのではないかということも私も感じているところでありますので、しっかりと周知をしていただいて、相談が気軽にできるような体制をつくっていただきたいと思います。

また、もちろん、この介護するケアラーに対して支援を私はしていただきたいという思いでこの質問をさせていただいたのですが、介護される側の方に対しては、町としてもいろいろな面で補助をしたりということがありますが、介護をしているケアラーに対しての支援ということで、うちの町でも、在宅介護者の集いということで年2回行っているところでありますが、これは何名ぐらいの方が参加されているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 保健課長。
- ○保健課長(白坂博司) 在宅介護者の集いの参加者状況ということなのですけれども、平成30年、ことし既に2回実施しておりまして、第1回目が15人、第2回目が10人といった参加状況となっております。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) うちの町では2回されているということでありますが、もちろんこういうところでふだんのことを忘れて、ゆっくり同じような立場の人とお話ししたりお茶をしたりということで、心を安らかにしていただくというような思いはもちろん本当に分かるのですが、ほかの町では、この介護者のケアラーに対して要介護慰労金を支給しているところもございます。重度の寝たきりの方を介護している方に対しまして慰労金が出されているところが、管内では音更町があるそうですけれども、このように、介護しているケアラーに対しての支援という立場では、今後このようなことも考えていくことが必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(芳滝 仁) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(合田利信) 本町においても、過去といいますか、在宅で介護をされている方に対しまして慰労金という制度を設けておりました。その後、ちょっと私も今、いつ廃止された、廃止といいますか、今なくなっているのですけれども、ちょっと記憶がないのですが、数年、実際に慰労金の支給申請がいなかったと、そういったこともありまして、どちらかというと在宅のおむつ、こういった事業に転換して、こちらを今、重点的に実施しているという状況にあります。
- ○議長(芳滝 仁) 岡本議員。
- ○9番(岡本眞利子) では、以前はあったということですね。ちょっとそこは私の勉強不足もあった

のですけれども、やはり介護しているケアラーに対して、おむつや何かは介護する人のためであって、 介護しているケアラーに対しての慰労金というのは考えがちょっと違うのではないかなということが ありまして今回この質問をしたのですけれども、自分で使えるお金があるというのと、また介護する 人のものを使うというような立場で考えると、慰労金ということは本当に慰労してあげるというよう な意味ではないかなというふうに考えたのですけれども、そのようなこともほかの町ではされている ということなので、うちの町でも考えていったほうがいいのかなということで質問させていただきま した。その慰労金がおむつのほうにというようなお金になったということでありますので、そこは理 解するところであります。

今後さらに高齢化が進み、施設の入所にも苦慮されることから、家族がケアしなくてはならない場面がまだまだ増えてくると思います。したがいまして、定期的なケアラーの量的調査、ケアラーのニーズ調査を自治体の取組が大変必要であるかと私は考えますので、今後、ケアラー支援の基盤づくりとケアラー支援推進のバックアップを行っていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10:49 休憩

11:00 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番(板垣良輔) 通告にしたがいまして質問を行います。

「幕別町の外国人労働者の実態把握と支援の取組を」についてであります。

改定入国管理法が本年4月1日から施行されます。

既に全国で 146 万人の外国人労働者が登録されており、北海道にはおよそ 2 万人 (どちらも 2018 年 10 月)、その半数が途上国への技術移転を目的とした技能実習生であります。

外国人労働者がその国籍に関わらず、雇用契約に基づき、技術の習得や生活が保障され、仕事に従事できるようにならなければいけませんが、最低時給が支払われなかったり、暴力を振るわれたりするという理不尽な扱いを受け、技術習得とはほど遠い現状が告発されております。全国的に外国人労働者の失踪者が多数出ていることに対して、何の改善策もないまま、新たな受入れを拡大することは、さらなる人権侵害を助長することにつながります。

本町でも既に外国人技能実習生が活躍していることから、実態と支援の取組について伺います。

- ①外国人労働者の受入れ事業所数と労働者数、技能実習生の人数と職種別の人数は。
- ②健康保険や失業保険の加入状況、労働時間や福利厚生が順守されているか。
- ③町として語学指導や相談窓口開設などの支援を行う考えは。 以上です。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の外国人労働者の実態把握と支援の取組を」についてであります。

経済社会の国際化・グローバル化の進展に伴い、我が国における外国人労働者は年々増加しており、厚生労働省が公表した平成30年10月末現在の「外国人雇用状況の届出状況」では、外国人労働者数は146万人を超え、5年前の平成25年同月と比較して2倍に、また、外国人を雇用する事業所数は21万6,348事業所となり、同じく1.7倍に急増している状況にあります。

特に、平成21年の改正出入国管理及び難民認定法により、開発途上地域等の経済発展を担う「人づ

くり」に協力することを目的として、在留資格に「技能実習」が創設されたことから、この在留資格による実習生の受入れが進み、本年度初めて30万人を超えたところであります。

こうした中で、国では平成28年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を制定し、技能実習の基本理念や関係者の責務を定め、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止や罰則規定を設けるほか、相談・情報共有体制を強化するなど技能実習生の保護等に関する措置を講じたところであります。

さらには、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、昨年 12 月の改正出入国管理及び難民認定法により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、即戦力となる外国人を受入れていく仕組みが構築されたところであります。

ご質問の1点目、「外国人労働者の受入れ事業所数と労働者数、技能実習生の人数と職種別の人数は」 についてであります。

外国人の雇用につきましては、全ての事業者に、外国人労働者の雇い入れや離職時に管轄の公共職業安定所(ハローワーク)に届け出ることが義務付けられております。

北海道労働局が公表した平成30年10月末現在の「外国人雇用状況の届出状況」では、帯広管轄であります十勝19市町村で、受入れ事業所数は370事業所、労働者数は1,344人となっており、市町村別の内訳については公表されておりません。

また、本町の平成30年10月末現在における在留資格別登録者106人のうち、技能実習生は76人であり、町が独自に聞き取り調査等で把握した職種別の人数は、農業で60人、製造業で16人となっております。

ご質問の2点目、「健康保険や失業保険の加入状況、労働時間や福利厚生が順守されているか」についてであります。

国民健康保険を除く健康保険や失業保険の加入状況等については、外国人に限らず日本人の加入状況も市町村が正確に把握することは困難でありますが、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と同様に適用されるものであることから、労働者の雇用管理は事業者の責任において、適切に行われているものと認識しているところであります

なお、国では「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を 定めるとともに、公共職業安定所には専門のアドバイザーを配置しておりますことから、町といたし ましては、ホームページや SNS のほか、商工会等を通じて、事業者に対する情報提供に努めてまいり たいと考えております。

ご質問の3点目、「町として語学指導や相談窓口開設などの支援を行う考えは」についてであります。 語学指導につきましては、外国人労働者が日本社会へ対応し、日本の生活習慣や文化等を理解して いく上で大切なものと認識いたしております。

実態といたしましては、技能実習1年目における講習において、日本語や日本での生活一般に関する知識などを履修するほか、日常生活の中でも事業者からの指導が行われており、業務を遂行する上での問題や日常会話における支障は特にないとのお話をお聞きしているところでありますが、引き続き商工会や農協との情報交換、事業所雇用実態調査などを通して現場のニーズや課題などの把握に努めてまいりたいと考えております。

また、相談窓口の開設につきましては、国では公共職業安定所での相談窓口に加え、技能実習法に基づく認可法人として「外国人技能実習機構」を新設し、技能実習生に対する相談や情報の提供、援助をはじめ、事業者等に対する指導、助言を行うこととしていることから、町といたしましては、こういった情報を事業者に提供してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

本当に二、三日ぐらい前に新聞記事の報道とかで全国ニュースになったので、企業の名前を出していいと思いますけれども、日立製作所で外国人労働者の取り扱いの違反があったということで、是正勧告が出されたというふうなホットなニュースがありました。最初に取り決めをしたときとは全く異なった技術、技能習得とはもうかけ離れた事務にそういった仕事をさせたりだとか、あるいは最低賃金が支払われなかったとかといったことのようでした。

念のためお聞きしたいと思いますが、先ほど調べましたら、2017年には全国で7,000人を越える外国人労働者の失踪者が出ているというのですね。念のためお聞きしますが、本町において、外国人労働者が失踪したなどと、あるいはそういった問題が起きたとかといった、そういった事例はあったでしょうか。念のため伺います。

- ○議長(芳滝 仁) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(亀田貴仁) ただいまご質問の外国人労働者の失踪者のお話でありますけれども、町としまして、今回、事業者に対する調査として聞き取りの調査を行ったところでありますけれども、その中でそういった実態はございませんでした。
- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) 一つ安心したところであります。

外国人労働者の受けとめについて、少しお話ししていきたいと思います。

私自身としまして、外国人労働者は絶対に必要ないのだとかというふうに考えているわけでもありませんし、どんどんどんどん受入れを拡大すべきだというふうに思っているわけでもありません。慎重な活用というのが求められるものかなというふうに思っております。

現在、日本国内の失業率は、2019 年1月時点で 2.5%、北海道で言いますと 3.3%。非正規雇用率は、ちょっと古いデータ、2017 年ですが 37%ということで、労働力が足りないと、外国から労働力を引っ張ってこなくてはもう到底労働力が足りないのだというふうな事態になっているというふうには、客観的な事実から見て考えられないなというふうに思います。

しかしながら、個々の、別々の事業所において、雇用の条件をどれだけ工夫しても、求人に応募がないということはあり得るかなというふうに思います。その限りにおいて、慎重に外国人労働者を雇用していくということは考えられるかなというふうに思います。

幕別町内においては、そういった失踪者であったり、そういった問題というのがなかったというふうに聞きました。本町における多くの事業所で、外国人労働者を慎重に活用するといいましょうか、そのように受けとめているのであろうというふうに思いますが、全国的には、一部の事業所におきまして、安い、廉価な単純労働力で、外国人労働者は使用者の利潤を大きくする経営のテクニックなのだみたいな、言語道断の誤った認識が一部の事業者にあるということを否めません。

少々、町長に一般的なことを聞いてしまいますが、このような状況のもと、抜本的な改善策を講じることのないまま外国人労働者を受入れ拡大するということについて、町長、どうお考えでしょうか。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 技能実習法の基本理念の中にも、外国人労働者をただの労働の調整力としてはならないというふうにうたわれているわけでありまして、そこはやはり国の指導のもと、しっかり事業者が責任を持ってこの基本理念を果たしていただければというふうに思っておりますし、町内には単なる労働力というふうに考えているところは私はないのではないかと、そう信じて疑わないわけであります。
- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) 全く同じ思いでいることに非常にうれしく思っております。

今、言いました外国人労働者の受入れ体制が不十分といった状況を放置したままでいると、今、外国人労働者のことについて話しましたが、外国人労働者自身のみならず、国民にとっても、また地方自治体にとっても健全でない影響を及ぼすことになります。いわゆる 3K というのでしょうかね、きつい、くさい、汚いといった、そういった仕事、なかなか人が集まらない。本来で言ったら、そういっ

たことを何とか阻却していこうということで、労働環境をよくしていこうというふうに事業主は考えるはずなのですが、外国人労働者がそういった 3Kの仕事を担ってくれるということで、労働環境を改善しようというふうな意欲がそがれていく、賃金は安いままだというふうなことで、これが今現在、全体的に広がって、私たち国民の労働者の賃金を低いまま押しとどめようとするというような、そういった動きになっております。

また、もう一つ、自治体財政についても影響があります。現在、全国で40%ぐらいがどうも中国からの外国人労働者らしいのですが、その多くは母国に賃金の一部を送金することが多いということで、そのために手持ちのお金が非常に少なくて、いわゆる年金であったり国民健康保険料であったりとかというような、そういった社会保障のお金を納めない、納めることができないというふうなことが多発しているというふうに聞いております。

先ほどの答弁の中では、十勝では外国人労働者 1,344 人というふうなことなので大きな話にはなりませんが、国は改定入管法ということで受入れ拡大しようというふうな話になっておりますので、これが、5年後、10年後もっともっと増える、そういった可能性は大いにあります。今言いました、国民の賃金を低くしようとしているという圧力につながるということと、税金を納めないというふうなこと、重く今後のしかかってくることでしょう。

またちょっと一般的なことになってしまいますが、町長は、外国人労働者が国民に今与える、その 賃金的な問題であったり自治体財政に与える影響についてどのようにお考えでしょうか。よろしくお 願いします。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 全国的なお話は、今、議員がおっしゃったこと、そんな風潮があることは認識をしておりますけれども、我が町においては少なくともそんなことはないわけでありますし、日本人も外国人も分け隔てなく労働者として等しく扱いがなされているというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) はい、そうですか。ちょっと済みませんね。もっとこんなふうな答弁が来るかな というのが、少しちょっと違ったので。そうですか。

1,344 人というふうなことだったら、あまりここでこねこねする気はないのですけれども、1,344 人だったら、個々の事業所で一人ひとり、目が届いて、人間的な扱い、雇用の管理がすることできるかなというふうに思いますが、これが5年後、10年後、倍になってさらにその倍になっていくみたいなことがあった場合、僕は予想する、全国的な風潮がこの十勝にやってこないのだというふうには、ちょっと思えないかなというふうに思っているところであります。

幕別町の外国人労働者の方、それぞれおのおの、幕別町とそれなりのゆかりがあり、幕別町に住民票を移して、幕別町で生活し働いております。彼らには特段の事情、外国人労働者であるという特段の事情、国をまたいで日本に働きに来ているという特段の事情があることから、私たちにはちょっと想像できないような悩みであったり、生活の大変さみたいなものがあるであろうということが容易に想像できます。外国人労働者の問題が、先ほど言ったように、社会不安になっていく、繰り返しになりますが、失踪者が1年間に7,000人出るとかというふうなことが、さらに大きくなってしまうというはるか手前で、外国人労働者の生活上の悩み、労働においての不満とかというのを早期にくみ取っていくということが欠かせないのではないか、求められているのではないかというふうに思います。

質問通告書に言いましたが、町として相談窓口開設などの支援する考えはということについて、自 治体がそういうことを用意するという考えについて、改めて伺いたいと思います。

- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 現状のところは、外国人労働者は町内で76人、しかも農業と製造業、2業種ということでありますので、事業者の責任においてしっかりやられているので、とりたてて問題も起きていないわけでありますから、そのことは継続して私はやっていただけるというふうにも思っております。

ですから、今は専門的な機関である国における相談窓口がありますので、そこがより専門的な、言葉も含めて解決していただけるというふうに思っておりますので、当面は、町が単独の窓口を設けるということは考えてはおりません。

- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) 国において専門的な窓口というお話でありました。そこが本来的にそういった専門的な機関ですので、ふさわしいであろうというふうな話であったと思いますが、今後、受入れ拡大するに当たって、現在の体制では不十分であろうというふうなことを国自身も把握しているようで、ちょっと期間を忘れましたけれども、何年間の間でというのをちょっと忘れましたけれども、全国で100か所程度、外国人労働者の相談窓口、名前「ワンストップサービスセンター」とかというふうにいましたが、それを、全国で100か所ですので広域になろうと思いますが、自治体に設置していくというふうな計画がございます。これを幕別町にというとちょっと話が大きいですので、少し広域で、十勝全体で設置するというふうな考えはないでしょうか。改めて伺います。
- ○議長(芳滝 仁) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今のところ、そういう話は全く出ておりません。ただ、そこはやはりそういうことが懸念されれば、やはり広域連携の中で取り組んでいこうなんていうことも出てくるのだろうというふうに思います。そこは状況を見ながら、どうしていくかは対応しなければならないというふうに思っております。
- ○議長(芳滝 仁) 板垣議員。
- ○1番(板垣良輔) 分かりました。状況を鑑みて、ぜひ状況に即してやっていただきたいと思います。 こういった問題は全国的な課題でありますので、本来で言ったら、国が理念を明確にして、不十分さ を議論を行って克服して、きちんと立法化していく課題なのであろうというふうに思いますが、国の 政治の不十分さを、不十分さが克服される間において補完していくというのも自治体の役割の一つか なというふうに考えております。外国人労働者、これから大きく課題の一つになっていくと思います。 ぜひ幕別町におきましても慎重に活用そして検討を求めまして、私の質問を終わります。
- ○議長(芳滝 仁) 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。 これで、一般質問を終結いたします。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第3、議案第21号及び日程第4、議案第22号の2議件については、会議規則第39条第3項の 規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第21号及び日程第4、議案第22号の2議件については、委員会付託 を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第3、議案第21号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程 第4、議案第22号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたし ます。

説明を求めます。

川瀬副町長。

〇副町長(川瀬俊彦) 議案第 21 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第 22 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し

上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

国は、学校教育法の一部改正などにより、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設けたところであり、専門職大学は、一般的な4年制の大学と同等の、また、専門職短期大学及び専門職大学の前期課程に関しては、一般の短期大学と同様の扱いとされることになりました。

また、現在の技術士には複合的なエンジニアリング問題を技術的に解決できる能力が求められていることから、技術士の資格制度において、試験科目の見直しが行われたところであります。

以上のことを踏まえて、このたび当制度改正に関係する本町の2条例につきまして、所要の改正を するものであります。

はじめに、議案第21号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。 議案説明資料の6ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第36条につきましては、布設工事監督者の資格要件について規定しておりますが、その資格要件として必要となる実務経験年数等を学歴等の区分ごとに第1号から第8号までに定めているものであります。

第3号につきましては、専門職大学の前期課程が短期大学と同等に扱われることになりましたことから、所要の文言整理をするものであります。

第8号につきましては、技術士の試験科目が見直されたことに伴い、「水道環境」の文言を削るものであります。

次に、第37条につきましては、水道技術管理者の資格要件について規定しておりますが、第36条と同様に、その資格要件として必要となる実務経験年数等を学歴等の区分ごとに第1号から第11号までに定めているものであります。

第3号及び、次のページになりますが、第7号そして第9号、いずれも専門職大学の前期課程が短期大学と同等に扱われることになりましたことから、所要の文言整理をするものであります。

次に、議案書の15ページをごらんください。

附則についてであります。

第1項につきましては、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

第2項につきましては、経過措置として、この条例の施行前に水道環境科目を選択し上下水道部門 に係る技術士試験に合格した者については、この条例の施行後においても布設工事監督者として認め られる資格を有する者としてみなす旨を規定するものであります。

次に、議案第22号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。 議案書の16ページ、議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

本件の改正内容及び附則につきましては、ただいまご説明いたしました議案第21号と同様となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第21号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明3月8日から14日までの7日間は休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。 したがって、明3月8日から14日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、議会再開は3月15日午後2時からであります。

11:29 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成31年第1回幕別町議会定例会 (平成31年3月15日 14時00分 開会・開議)

	開会・開議宣	Z告(会議規則第8条、第11条)
	議事日程の報告(会議規則第21条)	
日程第1	会議録署名諱	6員の指名
	18 乾 邦廣	· 19 藤原 孟 1 板垣良輔
	(諸般の報告	,
日程第2	平成30年度幕別町一般会計補正予算(第11号)	
日程第3	議案第1号	平成31年度幕別町一般会計予算
日程第4	議案第2号	平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第3号	平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第4号	平成31年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第5号	平成31年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第8	議案第6号	平成31年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第9	議案第7号	平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第10	議案第8号	平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第11	議案第9号	平成31年度幕別町水道事業会計予算
		(日程第3~日程第11 平成31年度幕別町各会計予算審査特別委員会報
		告)
日程第12	議案第19号	幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例
		(総務文教常任委員会報告)
日程第13	議案第20号	幕別町消防団条例の一部を改正する条例
		(民生常任委員会報告)
日程第14	陳情第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書
		(総務文教常任委員会報告)
日程第14の2	発議第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
日程第15	議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第17	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第18		常任委員会所管事務調査報告
		(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
日程第19		閉会中の継続調査の申し出
		(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成31年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成31年3月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月15日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 芳滝 仁副議長 藤原 孟

 1 板垣良輔
 2 荒 貴賀
 3 髙橋健雄
 4 小田新紀
 5 内山美穂子

 6 小島智恵
 7 若山和幸
 8 小川純文
 9 岡本眞利子
 10 東口隆弘

 11 野原惠子
 12 中橋友子
 13 藤谷謹至
 14 田口廣之
 15 谷口和弥

16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹 農林課長香田裕一

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

18 乾 邦廣 19 藤原 孟 1 板垣良輔

議事の経過

(平成31年3月15日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(芳滝 仁) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(芳滝 仁) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(芳滝 仁) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18 番乾議員、19 番藤原議員、1 番板垣議員を指名いたします。 この際、暫時休憩いたします。

10:01 休憩

10:03 再開

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第2、議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第24については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第2、議案第24号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第11号)を議題 といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

〇副町長(川瀬俊彦) 議案第24号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第11号)につきまして、 ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,085 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 152 億 9,721 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳 出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」であります。

追加でありますが、6款農林業費、1項農業費において、一つ目として、担い手確保・経営強化支援事業補助金658万4,000円を繰り越しするものであります。

本事業につきましては、経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用し農業用機械等 を導入するものであり、その経費等の一部を支援するものでありますが、取組主体となります町内3 経営体のうち一つの経営体におきまして、年度内に事業の一部が完了できないことから、その該当部 分を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、二つ目として、畑作構造転換事業補助金 248 万 4,000 円を繰り越しするものであります。

本事業は、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、バレイショなどの作業の省力化を推進することを目的に農業機械を導入する団体等に対して、その経費等の一部を支援するものでありますが、年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費3,085万円の追加であります。

19 節につきましては、それぞれ繰越明許費補正でご説明いたしました事業でありますが、平成30年度の国の補正予算に伴い追加するものであります。

細節 26 につきましては、町内3経営体に係る北海道からの間接補助金であり、細節 27 につきましては、町内一つの農業者団体に係る北海道からの間接補助金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

16 款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金3,085万円の追加であります。

それぞれ、歳出でご説明いたしました北海道からの間接補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第3、議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長田口廣之議員。

○14番(田口廣之) 平成31年3月15日

幕別町議会議長芳滝仁様

平成 31 年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長田口廣之

平成 31 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

平成31年2月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 31 年 2 月 28 日、 3 月 11 日、12 日 (3 日間)

2、審査事件

議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算

議案第2号、平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号、平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号、平成31年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号、平成31年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号、平成31年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号、平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号、平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成31年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成31年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成31年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成31年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とする ものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8番(小川純文) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 31 年 3 月 15 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成31年2月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議

規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成31年3月7日(1日間)

2、審査事件

議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、新規制定となる本条例における承認手続や休業した場合の職員補充、職務復帰後における給与の調整などについて質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上、報告といたします。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○9番(岡本眞利子) 朗読をもってご報告させていただきます。

平成 31 年 3 月 15 日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成31年2月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成31年3月7日(1日間)

2、審查事件

議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、出動費用弁償を23年間据え置いた経緯や改定率を国が示した働き方改革実行計画における最低賃金の引き上げ施策を参考にした根拠等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第20号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とする ものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書を議題 といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8番(小川純文) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 31 年 3 月 15 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成31年2月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成31年2月28日、3月7日(2日間)

2、審査事件

陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

2018 年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦が同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30から39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、日本だけであることを法務省が答弁しました。

これほどまでに世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、①平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、男女とも婚姻前に個人としての信用・実績を積んでいる場合が多く、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続、出費を強いられる。②生まれてからその姓で名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。③少子化が進む現代では一人っ子も増えており、代々の姓を継承したい人同士の場合、どちらかが強制的に改姓せざるを得ない現行制度が婚姻の妨げとなり、非婚化、ひいては少子化の原因となっている。④改姓すると同一人物とみなされず、社会的信用・実績が断絶される。そのため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師などを筆頭に、多大な不利益を生んでいる。⑤旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで約半数となっているが、各種免許証や健康保険証、登記簿などでは旧姓の使用が認められておらず、法的根拠のない旧姓と戸籍姓との使い分けは、本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。⑥お互いの姓の維持のため事実婚が増えているが、事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・

手術・死亡時の手続ができない、生命保険の受取人になれないといった不利益が生じる可能性がある。 さらに子供の共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除の対象外であるなど、法律婚に比べ て圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されている、などのさまざまな問題が起こっています。

1996年2月の法制審議会での民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、一部議員の強硬な反対から法改正に至っていません。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べました。しかしながら、3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

2018 年には4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。その全てで男性が原告に含まれていることからも、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであることが明らかです。また、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。

以上の趣旨から国に対し、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上、報告といたします。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14:29 休憩

14:31 再開

[追加日程·付託省略]

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

「議案審議〕

○議長(芳滝 仁) 日程第14の2、発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題 といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 23 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを 議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第23号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市町村の議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります小竹政志氏につきましては、本年3月23日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

小竹委員におかれましては、平成10年3月24日から7期21年にわたり、固定資産の価格の審査など、委員としてご尽力いただきましたことに対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしましては、札内暁町の渡部尚博氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 10 ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタ

ンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。 押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数19人、賛成19人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の 理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります酒井幸子氏につきましては、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 11 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第17、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の 理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります赤石裕元氏につきましては、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 12 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

「委員会報告〕

○議長(芳滝 仁) 日程第18、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調 査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。 なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(芳滝 仁) 日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(芳滝 仁) これで、本日の日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。

これをもって、平成31年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14:41 閉会